

なにわ

大阪

研究

第 7 号



大阪市廳

関西大学なにわ大阪研究センター

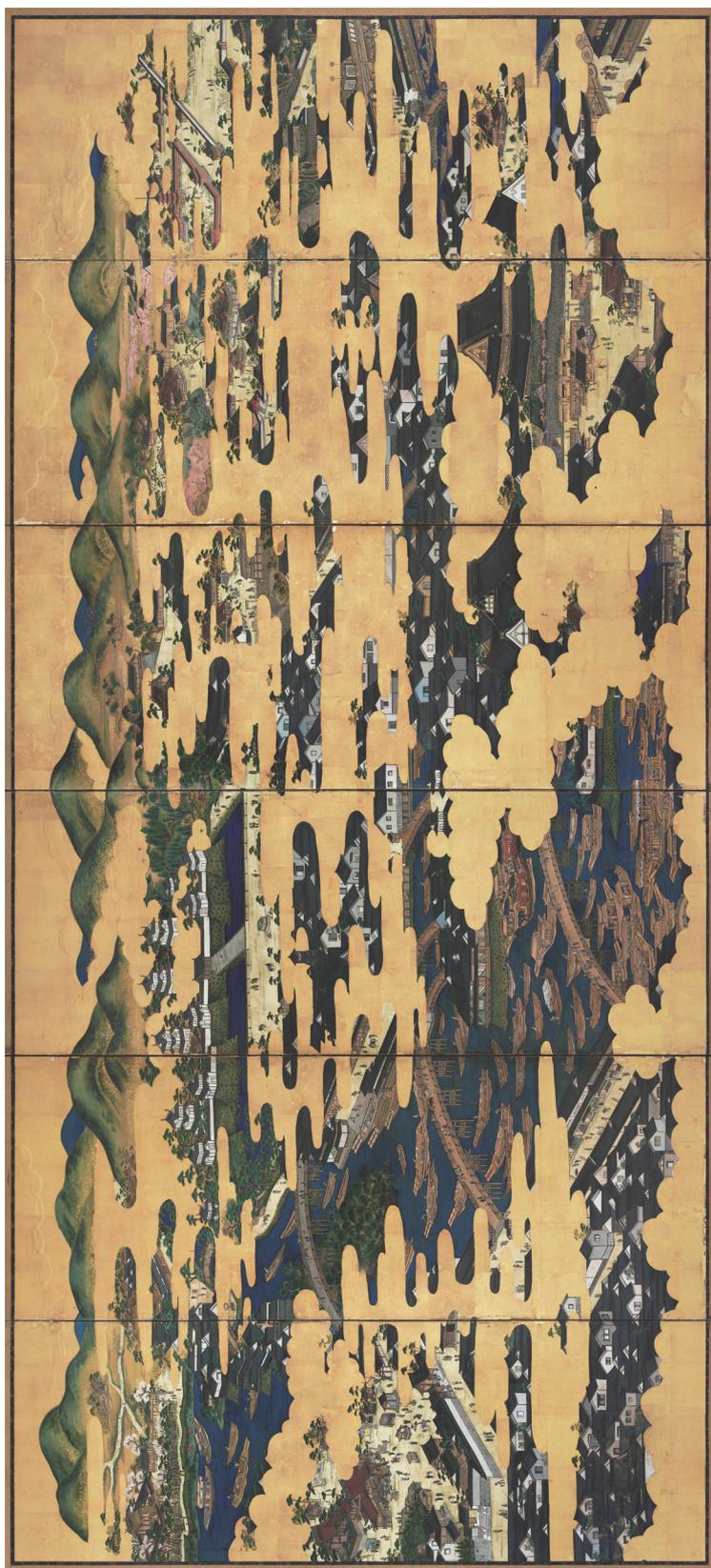
口絵

関西大学なにわ大阪研究センター蔵「浪花名所図屏風」右隻



口絵

関西大学なにわ大阪研究センター蔵「浪花名所図屏風」左隻



図版解説

本屏風は10数年前にケルン大学名誉教授フランツィスカ・エームケ氏によって越前勝山市で発見され、平成27年度関西大学創立130周年記念特別研究経費（なにわ大阪研究）によって、調査研究が行われていたものであるが、今般、ご所蔵の門善孝氏の各別のご厚意により、2023年度に本学に寄贈されたものである。

六曲一双の本間屏風で一隻の法量は高さ176cm、幅375.5cmで、19世紀前半ごろの作とみられる。

右隻上段から住吉大社、今宮蛭子、四天王寺、大坂城、桜宮へと移り、折り返して左隻中段からは逆に右隻に向かって天満天神から四ツ橋、道頓堀、阿弥陀池から安治川に至り、下段は再び左隻から安治川口から野田、福島、雑喉場、長堀へとS字状に、西からの視点にそって上段山側から下段海側へと100か所余りに及ぶ浪花名所が描かれている。このある種、特異な配置によって描かれる名所の描写には、秋里籬島『撰津名所図会』（寛政8（1796）年刊）の影響が指摘されているが、これに含まれない名所も数多く含まれる。

本屏風の特色の一つに、左隻に大川、右隻に安治川口が描かれ、そこに数多くの船が所狭しと描かれていることがあげられる。水都大坂にふさわしい景観かとも思われるが、これほどの船が描かれるのは珍しい。しかもその場に応じてさまざまなタイプの船が描かれており、多くの人々とともに活気あふれる大坂の景観が描かれる。

これに加えて、本屏風に描かれる多くの人物は、顔の輪郭だけで目や鼻、口が描かれず表情がみえないのも、本屏風の特色の一つである。これについては、他の技法の稚拙な部分も含めて評価すべきものという見方が提示されているが、あるいは表情を描かないことに何らかの意図を汲み取るべきなのかもしれない。素人目には、かえって表情を描かないことで、活気あふれる人々の生活を想像できるようにも思われる。

本屏風のあらましについては、平成27年度の調査における報告書『新出「浪花名所図屏風」の研究』（平成28年3月31日）が公にされており、本稿もほぼそれに負っている。この調査チームは、日本美術史が専門の長谷洋一教授を代表として、日本史学、民俗学、地理学の専門以外にも総合情報学部や環境都市工学部の教員で構成されており、グローバルな視点からの調査であったことがうかがわれる。報告書の外に、原寸大のレプリカと二種類のデジタルコンテンツ、現在の地図、風景と比較するものと、撰津名所図会の風景と比較するものが残されており、また、撰津名所図会のデータベースも作成されている。レプリカは一昨年度からなにわ大阪研究センターの展示室で公開されている。

今回の寄贈を受けて、現物を継続的に親しく調査研究することが可能になった。今後、本屏風の真価がより鮮明になることが期待される。また、デジタルコンテンツのバージョンアップも企画されており、センターの活動目的のひとつである他分野融合の、研究成果の可視化についても進展が期待される。

（乾 善彦 関西大学文学部教授）

口絵

本紀要所収 論文「蘇我本宗家の本拠地と甘檮岡家」に関する図版

図2 中臣連重本『日本書紀』
持統即位前紀

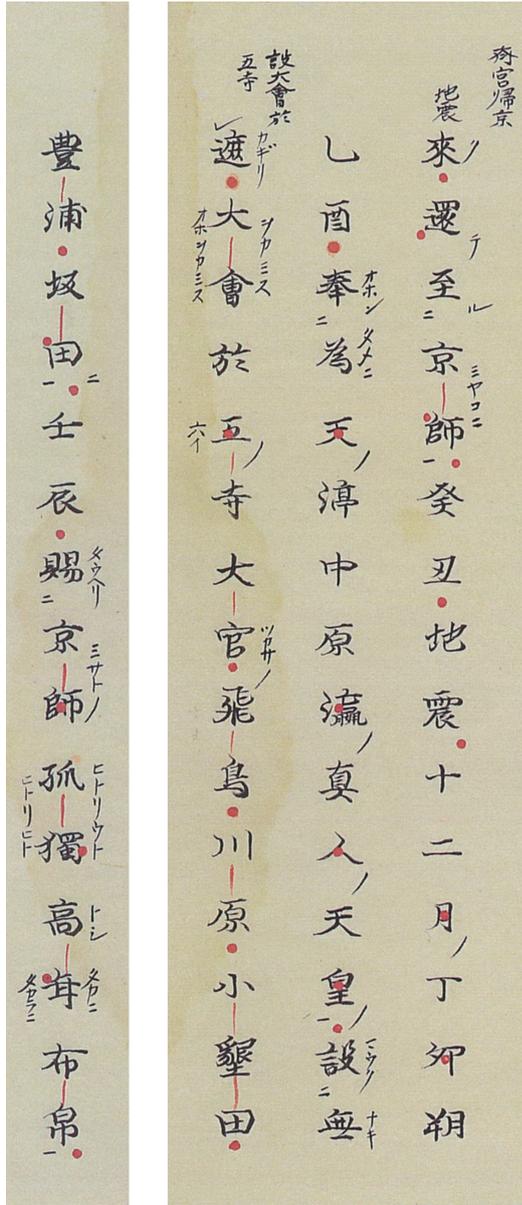
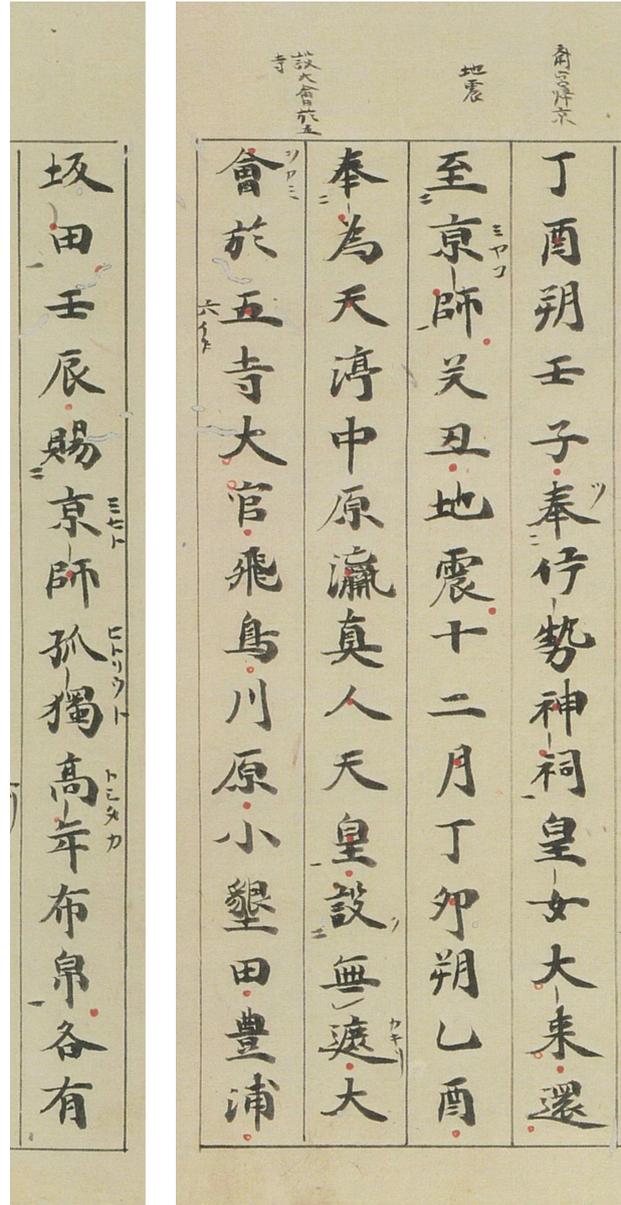


図1 卜部兼右本『日本書紀』
持統即位前紀



図版解説

(釈文) 十二月乙酉条のみ翻刻した。

図1 卜部兼右本『日本書紀』持統即位前紀(天理大学附属天理図書館所蔵)

十二月丁卯朔乙酉

奉為天淳中原瀛真人天皇設無遮大

會於五寺大官・飛鳥・川原・小墾田・豊浦

坂田。

図2 中臣連重本『日本書紀』持統即位前紀(天理大学附属天理図書館所蔵)

十二月丁卯朔

乙酉、奉為天淳中原瀛真人天皇設無

遮大會於五寺大官・飛鳥・川原・小墾田・

豊浦・坂田。

新訂増補国史大系本の『日本書紀』持統即位前紀、朱鳥元年(六八六)十二月乙酉(十九日)条には「奉_ニ為天淳中原瀛真人天皇_一。設_ニ無遮大会於五寺。大官・飛鳥・川原・小墾田豊浦・坂田_一」とあり、天武天皇の追善供養のために、大官大寺・飛鳥寺・小墾田豊浦寺などの「五寺」に無遮大会が設けられたという。『日本書紀』の写本の多くも「五寺」とするが、ここに掲げた図1の卜部兼右本は「五寺」の左側に「六イ乍」という傍注を付している。「六イ乍」は「一本は六に作る」という意味なので、兼右本が参照したある写本は「五寺」を「六寺」と書いていたことがわかる。また、兼右本では「小墾田」と「豊浦」の間に朱点が施されており、小墾田寺と豊浦寺とは別々の寺であるように示されている。

図2の中臣連重本もほぼ同じで、「五寺」の左側に「六イ」と傍注を付し、「小墾田」と「豊浦」の間にも朱点を施す。したがって、卜部兼右本と中臣連重本の傍注と朱点を重視すると、天武天皇の追善供養が行われたのは、大官大寺・飛鳥寺・川原寺・小墾田寺・豊浦寺・坂田寺の六寺であったとみることができるのである。

卜部兼右本は、卜部兼右が享祿二年(一五二九)に三条西家本を書写し、その後、一条家本などと対校したものを、天文九年(一五四〇)に浄書したもので、室町時代以前の『日本書紀』写本の中ではもっとも巻数が多く整った古写本である。中臣連重本は、享保十年(一七二五)八月に中臣(鈴鹿)連重が卜部兼右本を底本として書写したもので、兼右本の記載を継承している。卜部兼右本の傍注と朱点は『日本書紀』本条の「五寺」を「六寺」と訂正して読むべきことを示している。

なにわ
大阪
研究
第7号

目 次

口絵

論文

- Der Surrogationsanspruch beim Kaufvertrag nach dem neuen japanischen Zivilrecht
— unter Bezugnahme auf die Diskussionen im Gesetzgebungsverfahren —
..... Takuro TAJIKAWA 1
- 蘇我本宗家の本拠地と甘藷岡家 西 本 昌 弘 17

研究ノート

- 堺の鉄炮銃身の化学組成と金属組織 丸 山 徹 25
- 中村儀右衛門の大道具帳 北 川 博 子 31
- 山田伸吉宛1001通の葉書にみる交流 黒 澤 暁 43

資料

- 堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家所蔵資料選「メーカーの銃砲史」2
天保十三年「金銀出入帳」 藪 田 貫 1
- 大阪松竹座の開場（1923年、大正12年）から
1936年（昭和11年）までの上映作品と上演演目一覧 李 信 雨 51

なにわ大阪研究センター事業に係る研究成果報告

- 2023年度なにわ大阪研究センター基幹研究班
「なにわ大阪研究センターにおける研究成果の可視化と情報発信」 乾 善 彦 61
林 武 文
藪 田 貫
井 浦 崇
橋 寺 知 子
丸 山 徹 子
北 川 博 子
- 2022～2023年度なにわ大阪研究センター公募研究班
「「大大阪」の時代と関西大学 — 山岡家文書の調査・研究を中心に —」 官 田 光 史 65
米 田 文 孝
伊 藤 信 明
佐 藤 健 太郎
徳 田 誠 志

明治末・大正初年の大阪市電路線問題——中橋徳五郎と山岡順太郎を中心に——	官 田 光 史	69
第一次世界大戦期のカフェーパウリスタ——山岡家文書所収「決算報告書」の紹介——	米 田 文 孝 官 田 光 史	75
「大大阪」時代の陵墓巡拝について.....	徳 田 誠 志	89

なにわ大阪研究センター事業に係る研究概要報告

2024年度なにわ大阪研究センター基幹研究班 「なにわ大阪研究センターにおける研究成果の可視化」.....	林 乾 藪 井 橋 丸 北 李 武 善 田 浦 寺 山 川 博 信 文 彦 貫 崇 子 徹 子 雨	107
表紙にちなんで.....	橋 寺 知 子	111
2024年度なにわ大阪研究センター事業紹介.....		113
投稿規程.....		119
関西大学なにわ大阪研究センター設立の趣意.....		120
編集後記.....	林 武 文	121

表紙：赤松麟作『大阪三十六景』より「大阪市庁」
裏表紙：赤松麟作『大阪三十六景』より「控訴院」

Journal of Naniwa-Osaka Studies

Contents

Frontispiece

Articles

- The claim for surrogation in a sales contract under the new Japanese Civil Code
— with reference to the discussions in the legislative process — TAJIKAWA Takuro 1
- Consideration about the stronghold of the Soga head family
..... NISHIMOTO Masahiro 17

Research Notes

- Metallographic Structure and Chemical Composition of Japanese
Matchlock Guns Fabricated in Sakai MARUYAMA Toru 25
- The stage equipment books by Nakamura Giemon KITAGAWA Hiroko 31
- Shinkichi Yamada's relationships seen through postcards KUROSAWA Satori 43

Materials

- Selection of Records of Gunmaker *Inoue Sekiemon* in Sakai in Early Modern Japan 2
..... YABUTA Yutaka 1
- List of films and plays shown at the Osaka Shochikuza Theater
from its opening in 1923 (Taisho 12) to 1936 (Showa 11) LEE Shinwoo 51

Report of the Research Projects

- Report on the Results of the Core Research Group 2023
— Visualisation and dissemination of research results at the Naniwa Osaka Research Centre
..... INUI Yoshihiko 61
HAYASHI Takefumi
YABUTA Yutaka
IURA Takashi
HASHITERA Tomoko
MARUYAMA Toru
KITAGAWA Hiroko
- “Great Osaka” Era and the Kansai University:
The Investigation and Research of the Yamaoka Family's Documents
..... KANDA Akifumi 65
YONEDA Fumitaka
ITO Nobuaki
SATO Kentaro
TOKUDA Masashi

Tokugoro Nakahashi and Juntaro Yamaoka at the Osaka City Tram Line Issue in 1912	KANDA Akifumi	69
The Cafe Paulista’s Financial Report during World War I Era	YONEDA Fumitaka KANDA Akifumi	75
Mausoleum Pilgrimage in the “Greater Osaka” era	TOKUDA Masashi	89

Summary of the Research Projects

2024 Research Summary Report of the Core Research Group at the Naniwa Osaka Research Centre	HAYASHI Takefumi INUI Yoshihiko YABUTA Yutaka IURA Takashi HASHITERA Tomoko MARUYAMA Toru KITAGAWA Hiroko LEE Shinwoo	107
Cover Art: 36 Views of Osaka by Akamatsu Rinsaku: Osaka City Hall	HASHITERA Tomoko	111
Research Projects in 2024		113
Submission Guidelines for Naniwa–Osaka Studies		119
Prospectus of Establishing the Research Center for Naniwa–Osaka Studies, Kansai University: Its Mission and Goals.		120
Editorial Note	HAYASHI Takefumi	121

Der Surrogationsanspruch beim Kaufvertrag nach dem neuen japanischen Zivilrecht

— unter Bezugnahme auf die Diskussionen im
Gesetzgebungsverfahren —

Takuro TAJIKAWA¹

Zusammenfassung:

In der Reform des japanischen Zivilgesetzbuches von 2017 wurde §422-2 j-BGB über den Surrogationsanspruch neu eingeführt. Dabei war umstritten, ob der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit werden muss, um einen Surrogationsanspruch zu begründen, und ob der Umfang des Surrogationsanspruchs auf den Umfang des dem Gläubiger entstandenen Schadens begrenzt ist. In diesem kurzen Aufsatz möchte ich hauptsächlich die Diskussionen über den Surrogationsanspruch beim Kaufvertrag nach dem neuen japanischen Zivilrecht im Gesetzgebungsverfahren zusammenfassen und untersuchen, um die oben genannten Probleme zu betrachten.

Index: Surrogationsanspruch, Schuldrechtsreform, Gesetzgebungsverfahren, Zurechenbarkeit des Schuldners, Doppelverkauf, Verkaufserlös, Gewinnhaftung, unechte Geschäftsführung ohne Auftrag

1. Einleitung
2. Die Diskussionen im Gesetzgebungsverfahren
 - 2-1. Überblick
 - 2-2. Das Material 5-2 (bukai shiryô 5-2) der 4. Sitzung
 - 2-3. Das Material 34 (bukai shiryô 34) der 39. Sitzung
 - 2-4. Der Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyûkan shian)
 - 2-5. Das Protokoll (gijiroku) der 78. Sitzung
 - 2-6. Die Diskussionen nach der 80. Sitzung
3. Die Untersuchung der Diskussionen im Gesetzgebungsverfahren
 - 3-1. Das Erfordernis der Entlastung des Schuldners

1 Professor an der Kansai Universität, Japan

- 3-2. Das Nebeneinander des Surrogationsanspruchs und des Schadenersatzanspruchs
- 3-3. Der Umfang des herauszugebenden Ersatzes oder des abzutretenden Anspruchs
- 4. Fazit

1. Einleitung

Im Jahr 2017 wurde das japanische Zivilrecht, das seit 1898 gilt, umfangreich und hauptsächlich im Bereich des Schuldrechts geändert. Das heißt die japanische Schuldrechtsreform². Dabei wurden viele neue Bestimmungen, die es im alten japanischen BGB nicht gab, hinzugefügt. Für den Surrogationsanspruch wurde in §422-2 j-BGB eine neue Bestimmung eingeführt. Unter Bezugnahme auf die Rechtsprechungen und die Theorien im deutschen Zivilrecht wurde der Surrogationsanspruch auch vor der Schuldrechtsreform in Japan anerkannt. Die neue Bestimmung über den Surrogationsanspruch im japanischen BGB ist jedoch nicht völlig identisch mit den Bestimmungen darüber im deutschen BGB.

§422-2 j-BGB Surrogationsanspruch³

Erlangt der Schuldner aus demselben Grund, der die Erfüllung der Schuld unmöglich gemacht hat, einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld, so kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes in Höhe des entstandenen Schadens verlangen.

§285 d-BGB Herausgabe des Ersatzes⁴

(1) Erlangt der Schuldner infolge des Umstands, auf Grund dessen er die Leistung nach § 275 Abs. 1 bis 3 nicht zu erbringen braucht, für den geschuldeten Gegenstand einen Ersatz oder einen Ersatzanspruch, so kann der Gläubiger Herausgabe des als Ersatz Empfangenen oder Abtretung des Ersatzanspruchs verlangen.

(2) Kann der Gläubiger statt der Leistung Schadensersatz verlangen, so mindert sich dieser, wenn er von dem in Absatz 1 bestimmten Recht Gebrauch macht, um den Wert des erlangten Ersatzes oder Ersatzanspruchs.

2 Zu den Gesetzestext des japanischen BGB in Deutsch vor der japanischen Schuldrechtsreform, siehe Kaiser, Das japanische Zivilgesetzbuch in deutscher Sprache, Körn, München 2008.

3 Dieser Gesetzestext ist von Tajikawa auf Deutsch übersetzt. Der Text des japanischen BGB in Japanisch kann unter folgender Adresse eingesehen werden. <https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089>

4 Das deutsche BGB wurde im Jahr 2002 grundlegend geändert. §285 n.F. entspricht §281 a.F. im deutschen BGB.

§ 281 a.F. d-BGB Herausgabe des Ersatzes bei Unmöglichkeit

(1) Erlangt der Schuldner infolge des Umstandes, welcher die Leistung unmöglich macht, für den geschuldeten Gegenstand einen Ersatz oder einen Ersatzanspruch, so kann der Gläubiger Herausgabe des als Ersatz Empfangenen oder Abtretung des Ersatzanspruchs verlangen.

(2) Hat der Gläubiger Anspruch auf Schadensersatz wegen Nichterfüllung, so mindert sich, wenn er von dem im Absatz 1 bestimmten Rechte Gebrauch macht, die ihm zu leistende Entschädigung um den Wert des erlangten Ersatzes oder Ersatzanspruchs.

Auf den ersten Blick fällt auf, dass gemäß §422-2 j-BGB der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes nur „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen kann. Nach der herrschenden Meinung über §285 d-BGB kann der Gläubiger die Herausgabe des als Ersatz Empfangenen oder Abtretung des Ersatzanspruchs „in jeder Höhe“ verlangen.^{5 6} Wird der Umfang des Surrogationsanspruchs im japanischen BGB eingeschränkt? Oder warum wird der Umfang des Surrogationsanspruchs im japanischen BGB eingeschränkt? Wie kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes, der den Umfang des entstandenen Schadens übersteigt, verlangen, wenn der Umfang des Surrogationsanspruchs eingeschränkt wird? Das ist ein großes Problem im japanischen Zivilrecht.

Nach dem Deliktsrecht kann der Geschädigte vom Schädiger den Schadenersatz verlangen, um den Schaden, den der Geschädigte erlitten hat, auszugleichen.⁷ Dabei darf die Höhe des Schadenersatzes oder des Schadenersatzanspruchs den Betrag des beim Geschädigten entstandenen Schadens nicht übersteigen. Aufgrund des Schadensversicherungsvertrags kann der Versicherte die Zahlung der Versicherungssumme gegenüber dem Versicherer bis zur Höhe des Werts des versicherten Interesses verlangen.⁸ Daher ist tatsächlich die Situation, in der ein Anspruch oder ein Ersatz als das Surrogat des geschuldeten Gegenstands den Umfang des entstandenen Schadens übersteigt, nur dass der geschuldete Gegenstand durch das Rechtsgeschäft veräußert wird.

In diesem kurzen Aufsatz möchte ich hauptsächlich die Diskussionen über den Surrogationsanspruch beim Kaufvertrag nach dem neuen japanischen Zivilrecht im Gesetzgebungsverfahren zusammenfassen und untersuchen, um die oben genannten Probleme zu betrachten.

5 BeckOK BGB/Lorenz, 71.Ed. 2024, §285 Rn. 15; Jauernig Kommentar BGB/Stadler, 19.Aufl. 2023, §285 Rn. 10; MüKoBGB/Emmerich, 9.Aufl. 2022, §285 Rn. 30; Schulze u.a. HK-BGB/Schulze, 12.Aufl. 2023, §285 Rn. 8; jurisPK-BGB/Seichter, 10.Aufl. 2023, §285 Rn. 18.

6 Entgegen der herrschenden Meinung wird auch die Auffassung überzeugend vertreten, dass der Gläubiger vom Schuldner „in Höhe des entstandenen Schadens“ die Übertragung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes verlangen kann. Staudinger Komm. BGB/Caspers, Neubearbeitung 2019, §285 Rn41, 48.

7 Vgl., §823I d-BGB und §709 j-BGB. §709 j-BGB wurde durch die japanische Schuldrechtsreform nicht geändert. Zu §709 j-BGB in Deutsch, siehe Kaiser, Das japanische Zivilgesetzbuch in deutscher Sprache, aaO., S. 166.

§709 j-BGB Schadenersatz wegen unerlaubter Handlung

Wer vorsätzlich oder fahrlässig Rechte oder gesetzlich geschützte Vorteile eines anderen verletzt, ist zum Ersatz des daraus entstandenen Schadens verpflichtet.

8 Vgl., §74I d-VVG und §9 j-Versicherungsgesetz. §9 j-Versicherungsgesetz ist von Tajikawa auf Deutsch übersetzt. Der Text des japanischen Versicherungsgesetzes in Japanisch kann unter folgender Adresse eingesehen werden. <https://laws.e-gov.go.jp/law/420AC0000000056>

§9 j-Versicherungsgesetz Überversicherung

Sind der Versicherer und der Versicherte gutgläubig und ohne grobe Fahrlässigkeit darüber einig, dass bei Abschluss eines Schadensversicherungsvertrags die Versicherungssumme den Wert der versicherten Sache (in diesem Kapitel als „Versicherungswert“ bezeichnet) übersteigt hat, kann der Versicherer in Höhe des übersteigenden Teils vom Schadenversicherungsvertrag zurücktreten. Das gilt nicht, wenn der Versicherer und der Versicherte ein bestimmter Wert für den Versicherungswert (in diesem Kapitel als „vereinbarter Versicherungswert“ bezeichnet) vereinbart haben.

2. Die Diskussionen im Gesetzgebungsverfahren

2-1. Überblick⁹

Die Zivilrechtsabteilung für die Schuldrechtsreform (minpō „saiken kankei“ bukai), die eine Sektion des Rates der Gesetzgebung (hōsei shingikai) ist, hat 99 Sitzungen von November 2009 bis Februar 2015 abgehalten. In den folgenden 13 Sitzungen wurde der Surrogationsanspruch als Diskussionsthema behandelt.

Die 4. Sitzung (23.2.2010) Die erste Lesung (2)

Die 21. Sitzung (11.1.2011) Gliederung der Fragen (ronten seiri) (1)

Die 26. Sitzung (12.4.2011) Gliederung der Fragen (ronten seiri) (6)

Die 35. Sitzung (15.11.2011) Die zweite Lesung (6)

Die 39. Sitzung (17.1.2012) Die zweite Lesung (10)

Die 65. Sitzung (18.12.2012) Der Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyūkan shian) (2)

Die 71. Sitzung (26.2.2013) Der Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyūkan shian) (8)

Die 78. Sitzung (8.10.2013) Die dritte Lesung (6)

Die 80. Sitzung (19.11.2013) Die dritte Lesung (7)

Die 95. Sitzung (5.8.2014) Die dritte Lesung (22)

Die 96. Sitzung (26.8.2014) Die dritte Lesung (23)

→Der vorletzte Entwurf der Schuldrechtsreform (yōkō karian)¹⁰

Die 97. Sitzung (16.12.2014) Die dritte Lesung (24)

Die 99. Sitzung (10. 2.2015) Die dritte Lesung (26)

→Der letzte Entwurf der Schuldrechtsreform (yōkō an)¹¹

Für den Surrogationsanspruch wurde auf der 95. Sitzung der Vorschlag des vorletzten Entwurfs der Schuldrechtsreform erörtert, und auf der 96. Sitzung wurde er als der vorletzte Entwurf der Schuldrechtsreform (yōkō karian) angenommen. Auf der 97. Sitzung wurde der vorletzte Entwurf der Schuldrechtsreform erörtert und auf der 99. Sitzung wurde er als der letzte Entwurf der Schuldrechtsreform (yōkō an) angenommen. §422-2 j-BGB für den Surrogationsanspruch ist fast wörtlich aus dem Gesetzestext des Vorschlags des vorletzten Entwurfs der Schuldrechtsreform übernommen. Daher sollte für den Surrogationsanspruch auf die Diskussionen der früheren Sitzungen verwiesen werden.

Hier geht es um die Frage, ob der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit werden muss, um einen Surrogationsanspruch zu begründen, und ob der Umfang des Surrogationsanspruchs auf den Umfang des dem Gläubiger entstandenen Schadens begrenzt ist. Im Folgenden geht es auf diese Frage ein.

9 Die Gesetzgebungsmaterialien zur japanischen Schuldrechtsreform können unter folgender Adresse eingesehen werden.

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html

10 <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900227.html>

11 <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900244.html>

2-2. Das Material 5-2 (bukai shiryô 5-2) der 4. Sitzung¹²

Auf der 4. Sitzung wurde das Material 5-2 (bukai shiryô 5-2) von der Zivilrechtsabteilung für die Schuldrechtsreform (in diesem Aufsatz als „Material“ bezeichnet) vorgestellt. Dort wurden drei Vorschläge über das Erfordernis der Entlastung des Schuldners vorgelegt.¹³

(a) Erlangt der Schuldner einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld, entsteht der Surrogationsanspruch unabhängig davon, ob der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird oder nicht.

(b) Erlangt der Schuldner einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld, entsteht der Surrogationsanspruch nur, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen, z. B. der Verpflichtung zum Schadenersatz, befreit wird.

(c) Erlangt der Schuldner einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld, entsteht der Surrogationsanspruch nur, wenn der Gläubiger die Gegenleistungsgefahr beim gegenseitigen Vertrag trägt.

Nachfolgend werden diese drei Vorschläge erklärt. Der Vorschlag (a) geht davon aus, dass der Gläubiger einen Wertzustand erreichen sollte, der der Erlangung des Gegenstands entspricht, indem dem Gläubiger ein Anspruch oder ein Ersatz gewährt wird. Nach diesem Vorschlag kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes nur „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen.

Der Vorschlag (b) besagt, dass die Ausübung der Rechte des Gläubigers am Vermögen des Schuldners auf das notwendige Mindestmaß beschränkt sein sollte und dass der Surrogationsanspruch nur in dem Maße entstehen sollte, wie es zur Verwirklichung der Gerechtigkeit zwischen dem Gläubiger und dem Schuldner erforderlich ist. Nach diesem Vorschlag, wie nach dem Vorschlag (a), sollte der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes nur „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen können.

Der Vorschlag (c) geht davon aus, dass der Surrogationsanspruch gewährt werden soll, um das Gleichgewicht der Gegenleistungen im gegenseitigen Vertrag zu wahren. Nach diesem Vorschlag wird der Surrogationsanspruch nur dann begründet, wenn der Gläubiger im gegenseitigen Vertrag die Gegenleistungsgefahr trägt. Nach diesem Vorschlag soll der Surrogationsanspruch im Maße gewährt werden, in dem das Gleichgewicht der Gegenleistungen im gegenseitigen Vertrag gewahrt bleibt, so ist er nicht auf den Wert des Gegenstands der Schuld beschränkt.

2-3. Das Material 34 (bukai shiryô 34) der 39. Sitzung¹⁴

Nach der Gliederung der Fragen (ronten seiri)¹⁵ und der öffentlichen Anhörung auf der 21., 26. und 35. Sitzung wurde das Material 34 (bukai shiryô 34) der 39. Sitzung vorgestellt. Im Material 34 (bukai shiryô

12 <https://www.moj.go.jp/content/000059836.pdf>

13 Das Material 5-2 (bukai shiryô 5-2) S. 116 ff.

14 <https://www.moj.go.jp/content/000097168.pdf>

15 <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900074.html>

34) wurden drei Vorschläge über das Erfordernis der Entlastung des Schuldners vorgelegt.¹⁶

(kou) Erlangt der Schuldner aus demselben Grund, der die Erfüllung der Schuld unmöglich gemacht hat, einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld, so kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes „in Höhe des Wertes des Gegenstands oder des entstandenen Schadens“ verlangen.

(otsu) Zum Vorschlag (kou) wird die Voraussetzung hinzugefügt, dass der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird.

(hei) Zum Vorschlag (kou) wird die Voraussetzung hinzugefügt, dass beim gegenseitigen Vertrag der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird.

Die Vorschläge (kou), (otsu) entsprechen dem Vorschlag (a), (b) im Material 5-2 (bukai shiryô 5-2). Der Vorschlag (hei) und der Vorschlag (c) im Material 5-2 (bukai shiryô 5-2) sind unterschiedlich. Nach Vorschlag (hei) ist es nicht erforderlich, dass der Gläubiger die Gegenleistungsgefahr trägt. Nachfolgend werden diese drei Vorschläge erklärt.

Nach der Rechtsprechung und der herrschenden Meinung vor der japanischen Schuldrechtsreform wurde der Surrogationsanspruch allgemein anerkannt. Im Urteil des OGH vom 23. 12. 1966, Minsyû 20. 10. 2211 wurde folgendes festgestellt: „Erlangt der Schuldner aus demselben Grund, der die Erfüllung der Schuld unmöglich gemacht hat, einen Vorteil als das Surrogat des zu erfüllenden Gegenstands, ist es angemessen, dass im Allgemeinen auf den Gedanken der Billigkeit zwischen den Vertragsparteien der Gläubiger vom Schuldner die Herausgabe des Vorteils in Höhe des entstandenen Schadens verlangen kann.“

Nach dem Vorschlag (kou) ist es davon unabhängig, ob der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird oder nicht. Im Interesse der Gläubiger überlässt der Vorschlag (kou) es dem Gläubiger, entweder den Schadenersatzanspruch oder den Surrogationsanspruch geltend zu machen.

Der Vorschlag (otsu) geht davon aus, dass die Ausübung der Rechte des Gläubigers am Vermögen des Schuldners auf das notwendige Mindestmaß beschränkt sein sollte. Nach dem Vorschlag (otsu) wird zum Vorschlag (kou) die Voraussetzung hinzugefügt, dass „dem Schuldner die Nichterfüllung der Schuld nicht zurechenbar ist und von seinen Verpflichtungen befreit wird“.

Der Vorschlag (hei) geht davon aus, dass der Surrogationsanspruch die Vor- und Nachteile zwischen dem Schuldner und dem Gläubiger beim gegenseitigen Vertrag ausgleichen sollte. Nach dem Vorschlag (hei) wird zum Vorschlag (otsu) die Voraussetzung hinzugefügt, dass „beim gegenseitigen Vertrag“ dem Schuldner die Nichterfüllung der Schuld nicht zurechenbar ist und von seinen Verpflichtungen befreit wird.

Eine weitere Frage ist, ob der Umfang des Surrogationsanspruchs eingeschränkt wird oder nicht. Denkt man so, dass der Gläubiger einen Wertzustand erreichen sollte, der der Erlangung des Gegenstands entspricht, indem der Gläubiger den Surrogationsanspruch ausübt, sollte der Umfang des Surrogationsanspruchs begrenzt werden. Hier werden zwei Möglichkeiten vorgestellt: in Höhe des Wertes des Gegenstands oder des entstandenen Schadens. Die Formulierung „in Höhe des entstandenen Schadens“ impliziert, dass das Objekt der Verpflichtung nicht auf dem Gegenstand beschränkt ist. Im Urteil des OGH

¹⁶ Das Material 34 (bukai shiryô 34) S. 62 ff.

vom 23. 12. 1966 wird besagt, dass der Gläubiger vom Schuldner die Herausgabe des Vorteils „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen kann.¹⁷

Denkt man so, dass der Schuldner einen Vorteil, der über den objektiven Wert der Sache (die Schadenshöhe des Gläubigers) hinausgeht, nicht behalten darf, wenn dem Schuldner die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist, könnte der Gläubiger ohne eine Obergrenze den Surrogationsanspruch gegen den Schuldner ausüben. Hat der Verkäufer beispielsweise im Falle von Doppelverkauf einem zweiten Käufer den Gegenstand zu einem höheren Preis als dem Marktwert verkauft, so dass er seine Verpflichtungen gegenüber dem ersten Käufer nicht erfüllen konnte, stellt sich die Frage, ob der erste Käufer aufgrund des Surrogationsanspruchs vom Verkäufer die Herausgabe vom vollen Betrag des höheren Kaufpreises, den er vom zweiten Käufer empfangen hat, verlangen kann. Bejaht man diese Frage, so sollte die Voraussetzung hinzugefügt werden, dass es keine Obergrenze für den Surrogationsanspruch gibt, nur wenn der Schuldner für Schäden haftet.^{18 19}

2-4. Der Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyūkan shian)²⁰

Nach den Beratungen auf der 65. und 71. Sitzung wurde auf der 72. Sitzung der Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyūkan shian) angenommen. Der Gesetzestext über den Surrogationsanspruch lautet wie folgt.²¹

Erlangt der Schuldner aus demselben Grund, der die Erfüllung der Schuld unmöglich gemacht hat, einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld, so kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes in Höhe des entstandenen Schadens verlangen, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird.

Anmerkung: Es kann auch erwogen werden, auf das Erfordernis, „wenn der Schuldner von seiner Verpflichtung zum Schadenersatz wegen der Nichterfüllung befreit wird“, zu verzichten.

Der Vorschlag (otsu) im Material 34 (bukai shiryō 34) wurde in den Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyūkan shian) übernommen. Auf der 65. und 71. Sitzung wurde über die Voraussetzungen für die Entlastung des Schuldners diskutiert. Prof. Yamamoto hat auf die folgenden Punkte hingewiesen²². Dieser Vorschlag geht davon aus, dass die Ausübung der Rechte des Gläubigers am Vermögen des Schuldners auf das notwendige Mindestmaß beschränkt sein sollte. Die Argumente für diesen Vorschlag sind jedoch fragwürdig. Es wird als unangemessen angesehen, dass ein Schuldner, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, vom Gläubiger der Surrogationsanspruch nicht geltend gemacht wird, während ein Schuldner, dem die Nichterfüllung der Schuld nicht zurechenbar ist und zum Schadenersatz nicht verpflichtet, vom Gläubiger der Surrogationsanspruch geltend gemacht wird. Diese

17 Das Material 34 (bukai shiryō 34) S. 63.

18 Das Material 34 (bukai shiryō 34) S. 63.

19 „In den Vorschlägen (otsu) und (hei) wird die Notwendigkeit der Ausübung des Surrogationsanspruchs im Umfang, der vom Gläubiger entstandenen Schaden übersteigt, als gering angesehen.“ Material 34 (bukai shiryō 34) S. 64.

20 <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900184.html>

21 Der Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyūkan shian) S. 16.

22 Das Protokoll (gijiroku) der 65. Sitzung S. 18, <https://www.moj.go.jp/content/000111377.pdf>

Ansicht von Prof. Yamamoto wird in Anmerkung übernommen.²³

2-5. Das Protokoll (gijiroku) der 78. Sitzung²⁴

Nach der Veröffentlichung des Probeentwurfs der Schuldrechtsreform (tyūkan shian) fand die öffentliche Anhörung statt. Auf der Grundlage der Ergebnisse dieser Anhörung wurde auf der 78. Sitzung der Vorschlag der Anmerkung, die mit dem Vorschlag (kou) im Material 34 (bukai shiryō 34) identisch ist, angenommen. Das Material 68A (bukai shiryō 68A) zeigt den Gesetzestext über den Surrogationsanspruch wie folgt.²⁵

Erlangt der Schuldner aus demselben Grund, der die Erfüllung der Schuld unmöglich gemacht hat, einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld, so kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes in Höhe des entstandenen Schadens verlangen.

Bei der öffentlichen Anhörung wurden aus der Sicht der Unterstützung des Vorschlags der Anmerkung die unten genannten Meinungen, die im Material 68A (bukai shiryō 68A) besagt sind ²⁶, vertreten.

(1) Ist die Haftungsmasse des Schuldners nicht ausreichend, wird der Gläubiger unzureichend geschützt, wenn er den Surrogationsanspruch nicht geltend machen darf.

(2) Es ist nicht besonders unangemessen, dass der Gläubiger wahlweise den Surrogationsanspruch oder den Schadenersatzanspruch geltend machen kann.

Prof. Nakata, der die Auffassung vertritt, dass die Befreiung des Schuldners als Voraussetzung für die Ausübung des Surrogationsanspruchs notwendig ist, stellte dagegen auf der 78. Sitzung vier Fragen zum im Material 68A (bukai shiryō 68A) vorgelegten Vorschlag.²⁷

(1) Bei der öffentlichen Anhörung wurde die folgende Meinung geäußert. Ist die Haftungsmasse des Schuldners nicht ausreichend, wird der Gläubiger unzureichend geschützt, wenn er den Surrogationsanspruch nicht geltend machen darf. Diese Ansicht ist jedoch unangemessen, da der Gläubiger, der den Surrogationsanspruch ausübt, keine Vorzugsstellung gegenüber anderen Gläubigern hat.

(2) Bei der öffentlichen Anhörung wurde die folgende Meinung geäußert. Es ist nicht besonders unangemessen, dass der Gläubiger wahlweise den Surrogationsanspruch oder den Schadenersatzanspruch geltend machen kann. Wenn jedoch der Surrogationsanspruch und der

23 Der Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyūkan shian) mit Kommentar, S. 41ff.,

<https://www.moj.go.jp/content/000109163.pdf>

24 <https://www.moj.go.jp/content/001186486.pdf>

25 Das Material 68A (bukai shiryō 68A) S. 12, <https://www.moj.go.jp/content/000117654.pdf>

26 Das Material 68A (bukai shiryō 68A) S. 13.

27 Das Protokoll (gijiroku) der 78. Sitzung S. 13 ff., <https://www.moj.go.jp/content/001186486.pdf>

Schadenersatzanspruch nebeneinander bestehen, ist das Verhältnis zwischen den beiden Rechten unklar.

(3) Wenn der Schuldner von seiner Verpflichtung zum Schadenersatz wegen der Nichterfüllung nicht befreit wird, ist es überflüssig, dass der Gläubiger den Surrogationsanspruch geltend machen kann, da er durch die Geltendmachung des Schadenersatzanspruchs bereits keinen Schaden erlitten hat. Prof. Nakata behauptet, dass die Ausübung der Rechte des Gläubigers am Vermögen des Schuldners auf das notwendige Mindestmaß beschränkt sein sollte.

(4) Die Entscheidung des OGH vom 23. 12. 1966, Minsyû 20. 10. 2211, die den Surrogationsanspruch bestätigt, war ein Fall, in dem dem Schuldner die Nichterfüllung der Schuld nicht zurechenbar ist und zum Schadenersatz nicht verpflichtet. Diese Entscheidung sagte nichts über Fälle aus, in denen dem Schuldner die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet.

Darüber hinaus äußerte Prof. Dôgauchi seine Meinung aus der Sicht, dass es notwendig sei, den Schuldner zu befreien²⁸, und Prof. Shiomi äußerte seine Meinung aus der Sicht, dass es nicht notwendig sei, den Schuldner zu befreien.²⁹ Prof. Yasunaga hat seine Befürchtung geäußert, dass der Surrogationsanspruch in Arbeitsverträgen missbraucht werden könnte.³⁰

2-6. Die Diskussionen nach der 80. Sitzung

Das Material 71-3 (bukai shiryô 71-3) der 80. Sitzung enthält weiterhin die Meinungen, die bei der öffentlichen Anhörung geäußert wurden. Aber im Protokoll (gijiroku) der 80. Sitzung gibt es keine Diskussion für den Surrogationsanspruch. Der oben genannte Vorschlag der Anmerkung, die mit dem Vorschlag (kou) im Material 34 (bukai shiryô 34) identisch ist, wurde als der Vorschlag des vorletzten Entwurfs der Schuldrechtsreform (yôkô karian (an)) übernommen.³¹ Wie schon oben (2-1. Überblick) erwähnt wurde der vorletzte Entwurf der Schuldrechtsreform nach den Erörterungen auf der 95. Sitzung als der letzte Entwurf der Schuldrechtsreform (yôkô karian) auf der 96. Sitzung angenommen.³² Und der vorletzte Entwurf der Schuldrechtsreform wurde nach den Erörterungen auf der 97. Sitzung als der letzte

28 Prof. Dôgauchi weist auf die folgenden zwei Punkte hin. Erstens: Es wird allgemein angenommen, dass ein Gläubiger, der den Surrogationsanspruch ausübt, keine Vorzugsstellung gegenüber anderen Gläubigern hat. Wenn dem Gläubiger, der den Surrogationsanspruch ausübt, eine Vorzugsstellung gegenüber anderen Gläubigern gewährt werden soll, ist es daher notwendig, eine entsprechende Bestimmung neu zu begründen.

Zweitens: Wenn dem Gläubiger, der den Surrogationsanspruch ausübt, eine Vorzugsstellung gegenüber anderen Gläubigern nicht gewährt werden, reicht es aus, wenn der Gläubiger die Rechte vom Schuldner mittels der Rechtsausübung durch den Gläubiger anstelle des Schuldners (§423 I j-BGB) geltend macht, und es besteht keine Notwendigkeit, den Surrogationsanspruch auszuüben. Das Protokoll (gijiroku) der 78. Sitzung S. 12.

29 Prof. Shiomi weist auf Folgendes hin. Die Gründe für die Anerkennung der Entstehung des Surrogationsanspruchs, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen nicht befreit wird, sollten im Hinblick auf die Ausübung von Rechten durch Gläubiger am Vermögen des Schuldners und die Verteilung der Beweislast zwischen den Vertragsparteien erläutert werden. Das Protokoll (gijiroku) der 78. Sitzung S. 13.

30 Prof. Yasunaga weist auf Folgendes hin. Die Bestimmung über den Surrogationsanspruch gilt dem Wortlaut nach für die Schulden im Allgemeinen. Wenn der Arbeitnehmer aufgrund eines Verkehrsunfalls arbeitsunfähig ist, ist es unangemessen, dass der Arbeitgeber vom Arbeitnehmer auf dem Surrogationsanspruch die Herausgabe des Schadenersatzes, den der Arbeitnehmer erlangt hat, verlangen kann. Um diese Art von Auslegung zu verhindern, muss die rechtliche Bestimmung berücksichtigt werden. Das Protokoll (gijiroku) der 78. Sitzung S. 12.

31 Das Material 82-1 (bukai shiryô 82-1) S. 12 und das Material 83-1 (bukai shiryô 83-1) S. 12.

32 <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900227.html>

Entwurf der Schuldrechtsreform (yôkô an) auf der 99. Sitzung angenommen.³³ Danach wurde der Gesetzestext des letzten Entwurfs der Schuldrechtsreform (yôkô an) als §422-2 j-BGB angenommen.

3. Die Untersuchung der Diskussionen im Gesetzgebungsverfahren

3-1. Das Erfordernis der Entlastung des Schuldners

Während des Gesetzgebungsverfahrens wurden die folgenden vier Vorschläge über das Erfordernis der Entlastung des Schuldners gemacht.

- (1) *Es ist nicht erforderlich, dass der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird.*
- (2) *Es ist erforderlich, dass der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird.*
- (3) *Es ist erforderlich, dass beim gegenseitigen Vertrag der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird.*
- (4) *Es ist erforderlich, dass beim gegenseitigen Vertrag der Gläubiger die Gegenleistungsfahr trägt.*

Der Vorschlag (1) ist die Meinung, die im Vorschlag (a) im Material 5-2 (bukai shiryô 5-2), im Vorschlag (kou) im Material 34 (bukai shiryô 34) und im Vorschlag der Anmerkung des Probeentwurfs der Schuldrechtsreform (tyûkan shian) vertreten wurden. Der Vorschlag (2) ist die Meinung, die im Vorschlag (b) im Material 5-2 (bukai shiryô 5-2), im Vorschlag (otsu) im Material 34 (bukai shiryô 34) und im Probeentwurf der Schuldrechtsreform (tyûkan shian) vertreten wurden. Der Vorschlag (3) ist die Meinung, die im Vorschlag (hei) im Material 34 (bukai shiryô 34) vertreten wurde. Der Vorschlag (4) ist die Meinung, die im Vorschlag (c) im Material 5-2 (bukai shiryô 5-2) vertreten wurde. Wie bereits erwähnt, wurde der Vorschlag (1) als j-BGB §422-2 angenommen.

Über den Vorschlägen (3) und (4), nach denen der Surrogationsanspruch nur im Falle des gegenseitigen Vertrags bestehen sollte, wurden nach der 39. Sitzung nicht mehr gesprochen. Es ist völlig unangemessen, dass beim Schenkungsvertrag, der ein einseitiger Vertrag ist, der Geschenke vom Schenker den Surrogationsanspruch nicht geltend machen kann.

Die Notwendigkeit des Surrogationsanspruchs ist leicht zu verstehen, wenn man an den Schenkungsvertrag denkt. Zum Beispiel betrachten wir das Folgende, in dem der Schenker A aus der unerlaubten Handlung des Dritten C, der den Schenkungsgegenstand zerstört hat, den Schadenersatzanspruch gegen C erlangt hat. Dabei muss der Schenker A dem Geschenken B den Schadenersatzanspruch gegen C abtreten, wenn A von seinen Verpflichtungen, B den Schenkungsgegenstand herauszugeben oder B Schadens zu ersetzen, befreit wird, weil unter diesen Umständen derjenige, der tatsächlich den Schaden erlitten hat, B war, nicht A. So kann auf dem Surrogationsanspruch der Geschenke B von dem Schenker A fordern, B den Schadenersatzanspruch gegen C abzutreten. Andererseits braucht der Schenker A dem Geschenken B den Schadenersatzanspruch gegen C nicht abzutreten, wenn A von seinen Verpflichtungen nicht befreit wird, weil unter diesen Umständen derjenige, der tatsächlich den Schaden erlitten hat, A war, nicht B.

33 <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900244.html>

Das oben Gesagte zeigt uns Folgendes. Erstens soll der Surrogationsanspruch auch in einem Schenkungsvertrag entstehen. Deshalb denkt man so, dass es ein großes Problem mit den Vorschlägen (3) und (4) gibt. Zweitens wird angesichts der oben beschriebenen Notwendigkeit des Surrogationsanspruchs der Vorschlag (2) theoretisch als angemessen und der Vorschlag (1) als überflüssig angesehen, weil nach dem Vorschlag (1) der Surrogationsanspruch entstehen sollte, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen nicht nur befreit wird, sondern auch wenn er nicht befreit wird. Aber man kann nicht sagen, dass der Vorschlag (1) völlig unangemessen ist. Ich werde dies unten untersuchen.

3-2. Das Nebeneinander des Surrogationsanspruchs und des Schadenersatzanspruchs

Nach dem Vorschlag (1) werden sowohl der Surrogationsanspruch als auch der Schadenersatzanspruch begründet, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen nicht befreit wird. In diesem Fall darf der Gläubiger nicht beide Ansprüche gleichzeitig ausüben, und wenn einer der Ansprüche ausgeübt wird, erlischt der andere im Umfang, in dem der Gläubiger eine Leistung erhalten hat, weil es dem Gläubiger nicht gestattet ist, doppelte Befriedigung zu erhalten. Im deutschen Zivilrecht ist dies in §285 II d-BGB geregelt. Und auch im japanischen Zivilrecht kann dies aus dem Wortlaut „in Höhe des entstandenen Schadens“ vom §422-2 j-BGB so ausgelegt werden.

Während des Gesetzgebungsverfahrens gab es drei Gründe für die Annahme von Vorschlag (1) als §422-2 j-BGB.

(1) Es wird als unangemessen angesehen, dass ein Schuldner, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, vom Gläubiger der Surrogationsanspruch nicht geltend gemacht wird, während ein Schuldner, dem die Nichterfüllung der Schuld nicht zurechenbar ist und zum Schadenersatz nicht verpflichtet, vom Gläubiger der Surrogationsanspruch geltend gemacht wird.

(2) Ist die Haftungsmasse des Schuldners nicht ausreichend, wird der Gläubiger unzureichend geschützt, wenn er den Surrogationsanspruch nicht geltend machen darf.

(3) Es ist nicht besonders unangemessen, dass der Gläubiger wahlweise den Surrogationsanspruch oder den Schadenersatzanspruch geltend machen kann.

Der Grund (1) war die Meinung, die Prof. Yamamoto auf der 65. Sitzung geäußert hat. Die Gründe (2) und (3) waren die Meinungen, die bei der öffentlichen Anhörung geäußert wurden.

Meiner Meinung nach ist Grund (3) kein positiver Grund, um den Vorschlag (1) zu übernehmen. Wie Prof. Nakata bereits auf der 78. Sitzung dargelegt hat, hat der Gläubiger, der den Surrogationsanspruch ausübt, gegenüber anderen Gläubigern keine bevorzugte Stellung, sodass Grund (2) als Rechtfertigung nicht ausreicht. Deshalb soll der Grund (1), auf den Prof. Yamamoto hingewiesen hat, sorgfältig geprüft werden.

Welche Situation stellte sich Prof. Yamamoto vor? Ein Fall, in dem der Schuldner aus demselben Grund, der die Erfüllung der Schuld unmöglich gemacht hat, einen Anspruch oder einen Ersatz als das Surrogat des Gegenstands der Schuld erlangt, ohne von seinen Verpflichtungen für die Nichterfüllung befreit zu werden, ist in der Regel ein Fall vom Doppelverkauf. Formulieren wir den Grund (1) von Prof. Yamamoto im Falle eines Doppelverkaufs um, ist es möglich, Folgendes festzustellen: Es wird als unangemessen angesehen,

dass auf dem Surrogationsanspruch der erste Käufer, der das Eigentum des Kaufgegenstandes nicht erworben hat, vom Verkäufer, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, die Herausgabe des Verkaufserlöses, den der Verkäufer vom zweiten Käufer, der das Eigentum des Kaufgegenstandes erworben hat, erlangt hat, nicht verlangen kann.

Aus dieser Diskussion der Gesetzgeber können wir entnehmen, dass im japanischen Zivilrecht zwei Arten von Surrogationsansprüchen miteinander vermischt werden. Der Erste ist der Surrogationsanspruch, der entsteht, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird. Und der Zweite ist der Surrogationsanspruch, das entsteht, wenn der Schuldner nicht von seinen Verpflichtungen befreit wird. Diese beiden Ansprüche dienen unterschiedlichen Zwecken.

Der Erste, wie bereits im Schenkungsvertrag klargestellt wird, ist ein erforderlicher Anspruch für die Vermögensausgleich zwischen dem Schuldner, der von seinen Verpflichtungen befreit wird, und dem Gläubiger. Der Zweite, wie bereits oben klargestellt wird, ist kein erforderlicher Anspruch für den Vermögensausgleich zwischen dem Schuldner und dem Gläubiger, sondern ein Anspruch, der den Schuldner, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, auf das Prinzip der Billigkeit zwischen den Vertragsparteien verpflichtet, den Anspruch auf den Verkaufspreis abzutreten oder den empfangenen Verkaufspreis herauszugeben. Ganz wichtig ist hier, dass auf dem ersten Anspruch der Gläubiger vom Schuldner dazu nicht verlangen kann, aber auf dem zweiten Anspruch der Gläubiger vom Schuldner dazu verlangen kann, den Anspruch auf den Verkaufspreis abzutreten oder den empfangenen Verkaufspreis herauszugeben.

3-3. Der Umfang des herauszugebenden Ersatzes oder des abzutretenden Anspruchs

§422-2 j-BGB legt fest, dass der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen kann. Meiner Meinung nach bedeutet dieser Wortlaut jedoch nicht unbedingt, dass auf dem Surrogationsanspruch der erste Käufer vom Verkäufer, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, im Umfang, der den vom ersten Käufer entstandenen Schaden übersteigt, den Verkaufserlös, den der Verkäufer vom zweiten Käufer erlangt hat, nicht verlangen kann.

Der Grund dafür ist der folgende: Wie oben erwähnt, werden im japanischen Zivilrecht zwei Arten von Surrogationsansprüchen miteinander vermischt. Diese beiden Ansprüche dienen unterschiedlichen Zwecken. Der erste Surrogationsanspruch ist erforderlich für den Vermögensausgleich zwischen dem Schuldner, der von seinen Verpflichtungen befreit wird, und dem Gläubiger. Der Erste geht davon aus, dass der Gläubiger einen Wertzustand erreichen sollte, der der Erlangung des Gegenstands entspricht, indem dem Gläubiger ein Anspruch oder ein Ersatz gewährt wird. Deshalb kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen. Aber auf dem ersten Surrogationsanspruch kann der erste Käufer vom Verkäufer, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, nicht dazu verlangen, den Anspruch auf den Verkaufspreis abzutreten oder den empfangenen Verkaufspreis zu zahlen. Daher ist dieses Argument für den Verkaufspreis oder den Anspruch auf den Verkaufspreis nicht anwendbar.

Andererseits ist der Zweite ein Anspruch, der dem Schuldner, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, auf das Prinzip der Billigkeit zwischen den

Vertragsparteien verpflichtet, den Anspruch auf den Verkaufspreis abzutreten oder den empfangenen Verkaufspreis zu zahlen. In welchem Umfang kann der Gläubiger vom Schuldner den Surrogationsanspruchs in diesem Fall geltend machen? Man könnte auch meinen, dass unter Berücksichtigung der Zurechenbarkeit des Verkäufers, der denselben Kaufgegenstand zweimal verkauft hat, der erste Käufer auf dem Surrogationsanspruch vom Verkäufer auch im Umfang, der beim ersten Käufer entstandenen Schaden übersteigt, den Verkaufserlös, den der Verkäufer vom zweiten Käufer erlangt hat, verlangen kann. Dieser Vorschlag wurde im Material 34 (bukai shiryô 34) erläutert.³⁴ Im Protokoll der 39. Sitzung und der nachfolgenden Sitzungen ist jedoch keine Diskussion darüber verzeichnet, ob der Vorschlag angenommen werden soll oder nicht.

4. Fazit

In der Einleitung zu diesem Aufsatz habe ich die folgenden Fragen gestellt: Wird der Umfang des Surrogationsanspruchs im japanischen BGB eingeschränkt? Oder warum wird der Umfang des Surrogationsanspruchs im japanischen BGB eingeschränkt? Wie kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes, die den Umfang des entstandenen Schadens übersteigt, verlangen, wenn der Umfang des Surrogationsanspruchs eingeschränkt wird?

Zu dieser Frage habe ich bisher die Diskussionen im Gesetzgebungsverfahren zusammengefasst und untersucht. Schließlich möchte ich aufgrund dessen die möglichen Auslegungen der Frage, inwieweit der Gläubiger den Surrogationsanspruch geltend machen kann, erörtern.

Wie ich schon in der Einleitung erörtert habe, ist tatsächlich die Situation, in der ein Anspruch oder ein Ersatz als das Surrogat des Gegenstands den Umfang des entstandenen Schadens übersteigt, nur dass der geschuldete Gegenstand durch das Rechtsgeschäft veräußert wird. Hier betrachten wir den Fall, dass der Verkäufer denselben Kaufgegenstand zweimal verkauft hat und vom zweiten Käufer, der das Eigentum erworben hat, einen höheren Verkaufspreis als den objektiven Wert des Kaufgegenstands empfangen hat oder einen Anspruch auf den Verkaufspreis erlangt hat. Dabei ist natürlich dem Verkäufer die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar und er verpflichtet gegenüber dem ersten Käufer zum Schadenersatz.

Wie in 3-1 und 3-2 oben erörtert, haben die Diskussionen im Gesetzgebungsverfahren ergeben, dass im japanischen Zivilrecht zwei Arten von Surrogationsansprüchen miteinander vermischt werden. Der Erste ist der Surrogationsanspruch, der entsteht, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird. Und der Zweite ist der Surrogationsanspruch, der entsteht, wenn der Schuldner nicht von seinen Verpflichtungen befreit wird. Diese beiden Ansprüche dienen unterschiedlichen Zwecken.

Wie in 3-3 oben erörtert, geht der Erste davon aus, dass der Gläubiger einen Wertzustand erreichen sollte, der der Erlangung des Gegenstands entspricht, indem dem Gläubiger ein Anspruch oder ein Ersatz gewährt wird. Deshalb kann der Gläubiger vom Schuldner die Abtretung des Anspruchs oder die Herausgabe des Ersatzes „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen. Aber auf dem ersten Surrogationsanspruch kann der erste Käufer vom Verkäufer, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, nicht dazu verlangen, den Anspruch auf den Verkaufspreis

34 Das Material 34 (bukai shiryô 34) S.63 ff.

abzutreten oder den empfangenen Verkaufspreis herauszugeben. Daher ist dieses Argument für den Verkaufspreis oder den Anspruch auf den Verkaufspreis nicht anwendbar.³⁵

Andererseits ist der Zweite ein Anspruch, der dem Schuldner, dem die Nichterfüllung der Schuld zurechenbar ist und zum Schadenersatz verpflichtet, auf das Prinzip der Billigkeit zwischen den Vertragsparteien verpflichtet, den Anspruch auf den Verkaufspreis abzutreten oder den empfangenen Verkaufspreis herauszugeben. In welchem Umfang kann der Gläubiger vom Schuldner den Surrogationsanspruch in diesem Fall geltend machen? Man könnte auch meinen, dass unter Berücksichtigung der Zurechenbarkeit des Verkäufers, der denselben Kaufgegenstand zweimal verkauft hat, der erste Käufer auf dem Surrogationsanspruch vom Verkäufer auch im Umfang, der den vom ersten Käufer entstandenen Schaden übersteigt, den Verkaufserlös, den der Verkäufer vom zweiten Käufer erlangt hat, verlangen kann. Dieser Vorschlag wurde im Material 34 (bukai shiryô 34) erläutert. Im Protokoll der 39. Sitzung und der nachfolgenden Sitzungen ist jedoch keine Diskussion darüber verzeichnet, ob der Vorschlag angenommen werden soll oder nicht.

Meiner Meinung nach gibt es auf der Grundlage der Diskussionen in diesem Gesetzgebungsverfahren drei mögliche Auslegungen der Frage, inwieweit der Gläubiger den Surrogationsanspruch geltend machen kann.

(1) Man kann auch davon ausgehen, dass die beiden Surrogationsansprüche demselben Zweck des Ersten dienen, ohne zwischen dem ersten und dem zweiten Surrogationsanspruch zu unterscheiden. In dieser Ansicht kann der erste Käufer auf dem Surrogationsanspruch vom Verkäufer nur „in Höhe des entstandenen Schadens“ den Verkaufserlös, den der Verkäufer vom zweiten Käufer erlangt hat, verlangen.

(2) Obwohl der erste und der zweite Surrogationsanspruch unterschiedlich sind, kann man auch meinen, dass der Zweite nicht als Mittel zur Gewinnabschöpfung dienen soll. In dieser Ansicht kann der erste Käufer auf dem Surrogationsanspruch vom Verkäufer den Verkaufserlös, den der Verkäufer vom zweiten Käufer erlangt hat, nur „in Höhe des entstandenen Schadens“ verlangen.

(3) Unter der Annahme, dass der erste und der zweite Ausgleichsanspruch unterschiedlich sind, kann man auch meinen, dass der Zweite als Mittel zur Gewinnabschöpfung dienen soll. In dieser Ansicht kann der erste Käufer auf dem Surrogationsanspruch vom Verkäufer unter Berücksichtigung der Zurechenbarkeit des Verkäufers den Verkaufserlös, den der Verkäufer vom zweiten Käufer erlangt hat, „in jeder Höhe“ verlangen.

Gemäß den Auslegungen von (1) und (2) stellt sich außerdem die Frage, ob die Gewinnabschöpfung

³⁵ Die Gegenstände, die der Gläubiger vom Schuldner auf dem Surrogationsanspruch, der entsteht, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird, verlangen kann, sind der Anspruch auf Versicherungsleistungen gegen den Versicherer oder der Schadenersatzanspruch gegen den Schädiger usw. Dabei, wie in der Einleitung zu diesem Aufsatz erwähnt wird, übersteigt ein Anspruch oder ein Ersatz als das Surrogat des Gegenstands den Umfang des dem Schuldner entstandenen Schadens nicht. Deshalb hat es fast keine Bedeutung, dass eine Obergrenze für den Umfang des Surrogationsanspruchs, der entsteht, wenn der Schuldner von seinen Verpflichtungen befreit wird, in Form „in Höhe des entstandenen Schadens“ festgelegt wird. Die Gesetzgeber haben bereits darauf hingewiesen. Siehe das Material 34 (bukai shiryô 34) S. 64 und Anmerkung 19 in diesem Aufsatz.

anerkannt wird oder nicht. Wenn diese Frage bejaht wird, wird die Funktion der Gewinnabschöpfung anderen Systemen übertragen, wie z. B. die unechte Geschäftsführung ohne Auftrag. In diesem Fall könnte die Frage gestellt werden, ob der Verkäufer nur bei Vorsatz haftet oder ob er bei Vorsatz oder Fahrlässigkeit haftet.³⁶

Wenn wir der Auslegung von (3) folgen, stellt sich das folgende Problem: Nach dem neuen japanischen Zivilrecht (§415Ij-BGB) ist „zu vertretenden Umstand“ als die Voraussetzungen für die Begründung des Schadenersatzanspruchs wegen der Nichterfüllung der Schuld nicht unbedingt auf Vorsatz oder Fahrlässigkeit des Schuldners beschränkt. Hierbei können die Fragen auftreten, ob es ausreicht, dass „zu vertretenden Umstand“ des Verkäufers vorliegt, oder ob der Vorsatz oder die Fahrlässigkeit des Schuldners notwendig ist, damit der erste Käufer gegenüber dem Verkäufer den Surrogationsanspruch „in jeder Höhe“ geltend machen kann.

Um diese Probleme zu lösen, müssen wir auf zukünftige Rechtsprechungen und den Fortschritt der Wissenschaftsforschung warten. Meiner vorläufigen Meinung nach wäre es für eine einheitliche Lösung des Problems nützlich, Auslegung (2) zu übernehmen und die Funktion der Gewinnabschöpfung anderen Systemen zu übertragen³⁷, wie z. B. die unechte Geschäftsführung ohne Auftrag. Ich möchte diese Probleme in einem anderen Aufsatz näher betrachten.

36 Das deutsche und das schweizerische Zivilrecht enthalten die Bestimmungen über die unechte Geschäftsführung ohne Auftrag. Nach §687 d-BGB muss der Geschäftsführer die fremden Geschäfte als sein eigenes ausführen, obwohl er weiß, dass er dazu nicht befugt ist, damit die unechte Geschäftsführung ohne Auftrag begründet werden kann. Im Gegensatz dazu beschreibt §423 s-OR (schweizerisches Obligationenrecht) nicht den subjektiven Zustand des Geschäftsführers. Nach dem schweizerischen Zivilrecht ist es umstritten, ob der Geschäftsführer vorsätzlich handeln muss oder ob es ausreicht, vorsätzlich oder fahrlässig zu handeln, damit die unechte Geschäftsführung ohne Auftrag begründet werden kann.

§687 d-BGB Unechte Geschäftsführung

(1) Die Vorschriften der §§ 677 bis 686 finden keine Anwendung, wenn jemand ein fremdes Geschäft in der Meinung besorgt, dass es sein eigenes sei.

(2) Behandelt jemand ein fremdes Geschäft als sein eigenes, obwohl er weiß, dass er nicht dazu berechtigt ist, so kann der Geschäftsherr die sich aus den §§ 677, 678, 681, 682 ergebenden Ansprüche geltend machen. Macht er sie geltend, so ist er dem Geschäftsführer nach § 684 Satz 1 verpflichtet.

§423 s-OR Geschäftsführung im Interesse des Geschäftsführers

(1) Wenn die Geschäftsführung nicht mit Rücksicht auf das Interesse des Geschäftsherrn unternommen wurde, so ist dieser gleichwohl berechtigt, die aus der Führung seiner Geschäfte entspringenden Vorteile sich anzueignen.

(2) Zur Ersatzleistung an den Geschäftsführer und zu dessen Entlastung ist der Geschäftsherr nur so weit verpflichtet, als er bereichert ist.

37 Es ist bemerkenswert, dass Professor Roth bereits vor über 30 Jahren das einheitliche Konzept der Gewinnhaftung erörterte. Das ist ein der wichtigsten Aufsätze, auf das man sich beziehen muss, wenn es um die Gewinnabschöpfung geht. Roth, Gedanken zur Gewinnhaftung im Bürgerlichen Recht, Festschrift für Niederländer zum siebzigsten Geburtstag (1991), Heidelberg 1991, S. 364.

謝辞

私どもの研究班は、「IR の大阪誘致に伴う社会問題に対する規制方法の考察」というテーマにより、2020～2021 年度のなにわ大阪研究センター研究プロジェクトにご採用いただいた。本稿は、その継続研究の成果の一部であり、なにわ大阪研究第 7 号に掲載の機会をお与えいただいた「なにわ大阪研究センター」には、篤く感謝申し上げる次第である。

Danksagung

Unsere Forschungsgruppe wurde, unter dem Thema „die Überlegungen zu Regulierungsmethoden für soziale Probleme, die sich aus der Anziehung von IR (Integrated Resort) in Osaka ergeben“, für das Forschungsprojekt im Jahr 2020-2021 vom *Research Center for Naniwa-Osaka Studies* ausgewählt. Dieser kurze Aufsatz ist ein Teil der Ergebnisse dieser laufenden Forschung, und ich möchte dem *Research Center for Naniwa-Osaka Studies* meinen aufrichtigen Dank dafür aussprechen, dass es mir die Gelegenheit gegeben hat, ihn in Naniwa Osaka Research Nr. 7 zu veröffentlichen.

(Takuro TAJIKAWA, Professor, School of Law, Kansai Universität)

蘇我本宗家の本拠地と甘藷岡家

西 本 昌 弘

要 旨：蘇我本宗家は小墾田・向原・軽・豊浦・畝傍・甘藷岡などに邸宅を有していたが、稲目から馬子・蝦夷を通して一貫して本拠地としたのは桜井・豊浦地域であった。小墾田と豊浦はほぼ同地とみなされたこともあったが、卜部兼右本など『日本書紀』写本の異本注記からみて、両所は別地であると考えた方がよい。甘藷坐神社の所在地からみて、古代の甘藷岡は桜井・豊浦地域の近傍と考えられるので、蘇我蝦夷・入鹿の甘藷岡家もこの方面に求められる可能性が高い。

キーワード：蘇我本宗家、『日本書紀』兼右本、桜井、豊浦、小墾田、甘藷岡家

はじめに

蘇我稲目・馬子・蝦夷らの蘇我本宗家は飛鳥周辺の小墾田・向原・軽・飛鳥河傍・豊浦・畝傍などに邸宅を営んだ。これらのうち、蘇我本宗家の本拠地として注目されるのは軽・飛鳥河傍・豊浦などであるが、論者によって意見は異なっており、また時期によって本拠が移動したとみるむきもある。本稿では稲目以降の蘇我氏邸に関する史料を逐一検討し、桜井・豊浦地域が一貫して蘇我本宗家の本拠地として重視されていたことを論じてみたい。

また、小墾田と豊浦については、『日本書紀』写本の異本注記を調査して、両所は別々の地域であったとする近年の通説的見方を補強することとする。

1. 『日本書紀』持統即位前紀の「小墾田豊浦」寺

新訂増補国史大系本『日本書紀』持統即位前紀、朱鳥元年（686）12月乙酉（19日）条には、
奉_レ為_レ天淳中原瀛真人天皇_レ、設_レ無遮大会於五寺、大官・飛鳥・川原・小墾田豊浦・坂田_レ。
とある。天武天皇の追善供養のために、大官大寺・飛鳥寺・川原寺などの「五寺」に無遮大会が設けられたという。「五寺」とあるために、「小墾田豊浦」は一つの寺とみなされ、小墾田と豊浦はほぼ同じ地域であるとする大きな根拠となった史料である。

しかし、『日本書紀通證』が「五、当_レ作_レ六」とし、新訂増補国史大系本の校注が「五、中イ本作六、通證云疑当作六」と記すように、「中イ本」のように「五」を「六」に作る写本があるので、「五寺」ではなく「六寺」とみる余地があることが示唆されていた。新訂増補国史大系本がいう「中本」とは鈴鹿氏所蔵中臣連重本である。日本古典文学大系本『日本書紀』下の本文も「小墾田豊浦」であるが、こちらでは巻末の校異に「五一（傍書、六イ）」と書いており、底本とした天理図書館所

蔵卜部兼右本では「五」字に「六イ」という傍書があったことを示している。

朱鳥元年12月乙酉条の「小壘田豊浦」寺は長く一寺とみなされ、古宮遺跡を小壘田宮推定地とする根拠の一つとされてきたが、直木孝次郎は国史大系本の校注や『日本書紀通證』の指摘によって「五寺」は「六寺」と改めるべきで、これまで「小壘田豊浦」寺と読まれてきた箇所は「小壘田・豊浦」寺と読む方がよいと論じた⁽¹⁾。この直木の考えは小澤毅・大脇潔・吉川真司らに受け継がれ、小壘田寺と豊浦寺とは別々の寺院で、小壘田寺（小治田寺）は奥山廃寺に比定すべきであるという見解が有力視されるようになった⁽²⁾。

私もこうした見方に賛成するものであるが⁽³⁾、「五寺」の「五」の傍注に「六イ」と記す『日本書紀』写本を実際に確認する必要があると思い、問題となる『日本書紀』写本を調査した。以下はその調査結果である。

まず、日本古典文学大系本の底本である卜部兼右本は天理大学附属天理図書館に所蔵されている⁽⁴⁾。卜部兼右が享禄2年（1529）に三条西家本を書写し、その後、一条家本などと対校したものを、天文9年（1540）に浄書したものである⁽⁵⁾。この卜部兼右本の持統即位前紀では朱鳥元年12月乙酉条は次のように書かれていた⁽⁶⁾（図1参照 ※カラー図版は巻頭の口絵参照）。

十二月丁卯朔乙酉、奉為天淳中原瀛真人天皇、設無遮大會於五寺大官・飛鳥・川原・小壘田・豊浦・坂田。
六イ乍

ここでは「五寺」の「五」の左側に「六イ乍」という傍注が付されている。「乍」は「作」の略字と考えられるので⁽⁷⁾、「六イ乍」とは「一本は六に作る」という意味である。兼右本が対校に用いたある写本では「五寺」は「六寺」と記されていることがわかる。

さらに注目すべきは、兼右本には朱墨で多くのヲコト点や傍訓が付されているが、本条では「大官・飛鳥・川原・小壘田・豊浦・坂田」と各寺院名の間に朱点が施され、「小壘田」と「豊浦」がそれぞれ区別される寺院であるように書かれていることである。「六イ乍」という傍注およびこの朱点からみて、兼右本には「小壘田」寺と「豊浦」寺を区別し、無遮大会を設けた寺院が「六寺」であったとみる方が妥当であることを示す傍証が書き残されていたということになる。

兼右本と同様の傍注と朱点は、天理図書館所蔵の神楽岡本（図3参照）や中臣連重本⁽⁸⁾（図2参照 ※カラー図版は巻頭の口絵参照）にも認められる。ただし、神楽岡本（室町末期書写）の傍注は「六イ二」、中臣連重本の傍注は「六イ」である。中臣連重本は新訂増補国史大系本のいう「鈴鹿氏所蔵中臣連重本」であるが、享保10年（1725）8月に中臣（鈴鹿）連重が兼右本を底本として書写したもので⁽⁹⁾、兼右本の傍注が次第に簡略化して継承されているとみるべきであろう。

以上、『日本書紀』持統即位前紀、朱鳥元年12月乙酉条の「五寺」を「六寺」に修正し、「小壘田豊浦」を「小壘田・豊浦」の二寺に区分して解釈する直木説に有力な傍証があることを、具体的な『日本書紀』写本の記載を挙げながら論じてきた。同条は飛鳥周辺の有力官寺について、僧寺三寺（大官大寺・飛鳥寺・川原寺）と尼寺三寺（小壘田寺・豊浦寺・坂田寺）を列記したものとみて問題ないであろう⁽¹⁰⁾。豊浦寺は明日香村豊浦に現存する向原寺に法燈が伝えられ、向原寺の下層から豊浦寺の遺構が検出されている。それでは小壘田寺はどこに存在したのか。

持統紀の「小壘田豊浦」を小壘田寺と豊浦寺の二寺と解釈した直木孝次郎は、小壘田寺を雷廃寺にあてた⁽¹¹⁾。小澤毅は直木の史料考証を承けながらも、直木の雷廃寺説を批判して、奥山廃寺を小壘田寺に比定する仮説を提示した⁽¹²⁾。その後、大脇潔は1977年に奥山廃寺東北隅の井戸で出土していた土師器杯の墨書を「少治田寺」と判読して、奥山廃寺を小壘田寺に当てた小澤説に確かな証拠を付与した⁽¹³⁾。さらに吉川真司は小治田寺の法号が太后寺であることを明らかにし、小治田寺は推



図1 ト部兼右本『日本書紀』
持統即位前紀

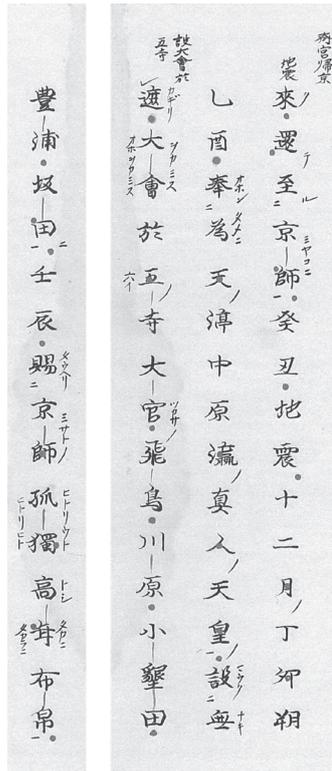


図2 中臣連重本『日本書紀』
持統即位前紀

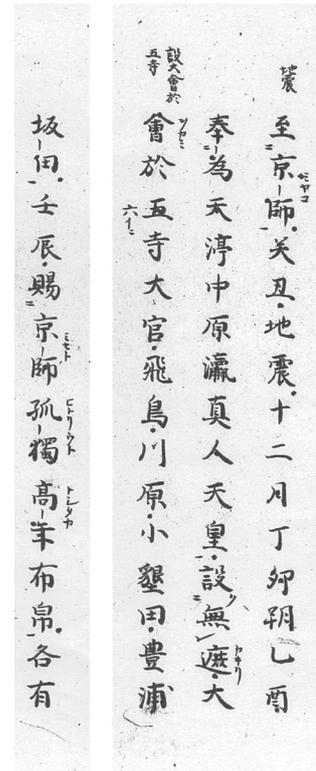


図3 『日本書紀』神楽岡本
持統即位前紀

古天皇の死を契機に建立された小墾田宮付属寺院であったと説いた⁽¹⁴⁾。私も小澤・大脇・吉川説の驥尾に付して、奥山廃寺（小治田寺）の下層に推古の小墾田宮が眠っている可能性が高いことを指摘した⁽¹⁵⁾。

以上を要するに、小墾田寺と豊浦寺の位置をめぐる問題は近年の研究の進展によってほぼ解決したといえる。この両寺はいずれも蘇我氏の邸宅と深く関わって建立されたものなので、蘇我本宗家の本拠地をめぐる議論に大きく影響するものである。そこで以下、蘇我本宗家の邸宅の所在地を検討することにした。

2. 蘇我本宗家の邸宅

(1) 蘇我稲目の小墾田家・向原家・軽曲家

『日本書紀』欽明13年（552）10月条（以下、『日本書紀』を出典とする史料は書名を省略する）によると、百済の聖明王から贈られた釈迦仏・経論などを蘇我稲目に授けて、試みに礼拝させたとき、稲目はこれらを小墾田家に安置し、向原家を浄捨して寺とした。小墾田家はのちに小墾田宮となり、さらに小墾田寺に改造されたと思われるが、前述したように、小治田寺（小墾田寺）は奥山廃寺に相当することが明らかになったので、小墾田家や小墾田宮も奥山廃寺の近辺あるいはその下層にあったとみてよいことになる。

向原家は『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下、『元興寺縁起』）に、壬寅年（582）に「牟久原の殿を楷井に遷して、始めて桜井道場と作し」⁽¹⁶⁾たとあるので、楷井（桜井）の近傍にあったこと

がわかる。『元興寺縁起』では桜井道場が桜井寺となり、これを豊浦宮に遷し入れて豊浦寺としたとあるので、向原家・桜井道場・豊浦寺はいずれも近接した場所にあったとみることができよう。奈良時代には豊浦寺の西、葛城寺（和田廃寺）の前（南）が井戸の名に因んで桜井と呼ばれたが、『元興寺縁起』は推古の宮号を「楷井等由羅宮」「佐久羅韋等由宮」などと記すので、桜井は東端に豊浦を包含する広域地名であったことになる⁽¹⁷⁾。いずれにしても、向原家は桜井のなかの豊浦に近い場所に営まれた邸宅であったのであろう。

欽明23年（562）8月条には、大伴狭手彦が高麗（高句麗）を伐って得た甲・刀などと美女媛ら女二人を蘇我稲目に贈ると、稲目は二女を妻として軽曲殿に居らしめたとある。軽は蘇我氏の拠点の一つであった。蘇我稲目の娘で皇太夫人であった堅塩媛を檜隈大陵（欽明陵）に改葬するにあたり、軽術（軽衛）で誄を奉る儀礼が行われた（推古20年2月庚午条）。この軽術は下ツ道と山田道の交差点に当たり、『日本霊異記』上巻第1縁では「軽の諸越の衢」と呼ばれている。蘇我稲目の軽曲殿もこの軽術の付近に存在したのであろう。高句麗から召した女性を新たな妻として居住させているところからみて、本宅とは異なる別宅ではないかと思われる。

なお、朱鳥元年8月己丑（21日）条に檜隈寺・大窪寺とともに30年を限って封百戸を施入された軽寺の遺跡は、橿原市大軽町字寺垣内に所在する法輪寺に求められており、その本堂下に土壇が残されている⁽¹⁸⁾。

(2) 蘇我馬子の某宅・石川宅・槻曲家・飛鳥河傍の家

敏達13年（584）是歳条と翌14年2月壬寅条には次のようなことが書かれている。

敏達13年是歳、蘇我馬子は播磨国から還俗僧の恵便を見出して、仏法の師とし、善信尼ら三尼を得度させ、衣食を供した。仏殿を宅の東方に経営して、（百濟から将来の）弥勒の石像を安置し、三尼を屈請して大会設齋した。馬子はまた石川宅に仏殿を修治した。

14年2月壬寅（15日）、蘇我馬子は塔を大野丘の北に起てて大会設齋し、舍利を塔の柱頭に蔵した。

敏達13年是歳条には蘇我馬子が某宅の東方に仏殿を経営したことと、石川宅に仏殿を修治したことが書かれている。従来の研究の多くはこの記事を石川宅のことを述べたものとみなし、某宅のことにはとくに注意を払ってこなかった。しかし、某宅の記事のあとに「馬子はまた石川宅に仏殿を修治した」と書いているのであるから、某宅と石川宅とは別のもとのみなさなくてはならない。

『元興寺縁起』をみると、癸卯年（敏達12）に蘇我馬古は針間国から高麗の恵便を見出し、三女を出家させて、桜井道場に住まわせたこと、甲辰年（敏達13）に百濟から石の弥勒菩薩像が将来され、三尼が供養礼拝したこと、乙巳年（敏達14）2月15日に大臣は「止由良佐岐」に刹柱を立てて大会を作したことなどが伝えられている。『日本書紀』と『元興寺縁起』の所伝には1年の相違がある箇所もあるが、おおむね同じ出来事を語ったものとみてよい。要するにこれらは桜井道場に三尼を居住させ、弥勒の石像を安置して大会設齋したことを物語るもので、某宅の東方に経営された仏殿は桜井道場の仏殿であったと考えられる⁽¹⁹⁾。したがって、馬子の某宅は桜井にあったとみななければならない。塔を起てた大野丘の北のことを『元興寺縁起』が「止由良佐岐」と表現していることから、これらの仏殿と塔は桜井・豊浦地域に営まれたものとみるべきなのである⁽²⁰⁾。

石川宅はのちの石川寺（石川廃寺、旧称は浦坊廃寺）の場所にあったと推定されている。橿原市石川町の小字宮ノ下から浦坊にかけての地域である⁽²¹⁾。

用明2年（587）4月丙午（2日）条には、物部守屋との対立が深まったとき、大伴毗羅夫が弓

箭・皮楯を執り、槻曲家を昼夜離れず、大臣馬子を守護したが、槻曲家は大臣の家なりとある。槻曲家は軽の地に近接するツキ（槻・桃花鳥）の地にあり、現在の橿原市見瀬（牟狭の転化）から鳥屋にかけての地域にあたとされている⁽²²⁾。

飛鳥河傍の家は、推古34年（626）5月丁未（20日）条の蘇我馬子薨去記事にみえるものである。馬子は飛鳥河の傍らに家を営み、庭中に小池を開き、池中に小嶋を興した。ゆえに時の人は嶋大臣と呼んだという。この家は明日香村の島庄に所在したと考えられている。島庄遺跡では4期に区分できる遺構が検出されているが、そのうちI期（7世紀第1四半期）の方形池や大型建物群が馬子の飛鳥河傍家（嶋家）の遺構とされている⁽²³⁾。

(3) 蘇我蝦夷の豊浦宅・畝傍家

蘇我蝦夷は「蘇我豊浦蝦夷臣」（推古18年10月丁酉条）、「豊浦大臣」（舒明8年7月条、皇極3年3月条）などと呼ばれたから、邸宅を豊浦に構えていたことが想定される。舒明即位前紀によると、山背大兄王はかつて叔父（蘇我蝦夷）の病を訊わんとして、京に向かい豊浦寺に寄居したという。ここからも蝦夷の邸宅が豊浦寺の近くにあったことがうかがえる。福山敏男は『聖徳太子伝暦』の舒明6年（634）条に「春正月十五日、建_二豊浦寺塔心柱_一」とあることから、豊浦寺は舒明朝に蘇我蝦夷がその宅の近くに創立した尼寺であると推定した⁽²⁴⁾。ただし、これは礎石建ち、瓦積みの豊浦寺の塔の建立（再建か）を示す記事であって、捨宅寺院としての豊浦寺がこれ以前に遡ることは『元興寺縁起』が記述する通りであり、瓦積み金堂の創建は7世紀初頭に遡る⁽²⁵⁾。

木下正史は蘇我蝦夷が「豊浦大臣」と記されたのは、邸宅を豊浦に構えていたからであるとし、それは稲目の邸宅のあとを引き継いだものかもしれないと述べている。木下はまた、飛鳥時代には邸宅と氏寺とを並べて建てるのが広く行われたから、蝦夷による豊浦寺の造営もこれに相応するものであろうとする⁽²⁶⁾。一方、遠山美都男は蘇我蝦夷は推古から豊浦宮の跡地を譲り受け、そこに居宅と寺院を造ったと説いている⁽²⁷⁾。ただし前述したように、蘇我馬子の邸宅が桜井・豊浦地域に存在したとすると、蘇我氏は稲目以来、馬子・蝦夷にいたるまで長く桜井・豊浦地域に邸宅と氏寺を有していたことになる。豊浦宮の跡地は豊浦寺に施入されたので、豊浦宮の跡地に蝦夷の居宅が造営されたとは考えにくい。蝦夷の豊浦宅は桜井・豊浦地域にあった稲目や馬子の邸宅を伝領したもので、それは豊浦宮や豊浦寺の近傍に営まれた蘇我氏の本宅であったと考えられるのである。

皇極元年（642）4月乙未（10日）条には、蘇我大臣が畝傍の家に百済の翹岐を喚して、みずから親しく談話し、良馬・鉄を与えたとある。また同年10月丁酉（15日）条には、蘇我大臣が蝦夷を家に饗して、躬ら慰問したとあるが、この家も畝傍の家とみてよいであろう。百済から来朝した翹岐や東北の蝦夷を迎え、親しく会談・慰問した畝傍宅は、かつて稲目が高句麗から召した美女媛ら二人を妻として安置した軽曲殿と同様、蘇我氏の本宅ではなく別宅であるとみるのが穏当ではなかろうか。皇極3年11月条には、大臣が家を畝傍山の東に起て、池を掘り城としたとあるが、ここにみえる畝傍山東の家も畝傍家と同じもので、邸宅の防御を固めた記事とみられる。

畝傍の家については、橿原遺跡の第14号井戸から豊浦寺などと同範の瓦が出土していることから、すぐ近くにある橿原市大久保町の大窪寺が畝傍の家と関わるのではないかと推定されている⁽²⁸⁾。

(4) 蘇我蝦夷・入鹿の甘檮岡の家

皇極3年11月条には、蘇我蝦夷と入鹿が家を甘檮岡に並べ起て、蝦夷の家を「上宮門」、入鹿の家を「谷宮門」と呼んだと伝えられる。現在、甘檮丘とされる小丘の東麓ではいくつかの発掘調査が

行われており、この付近に蝦夷・入鹿の甘藷岡家が存在したように考えられている。

ただし、いま甘櫛丘と呼ばれている小丘が古代の甘藷岡に相当するものとみてよいかどうかは検討の余地があり、延喜式神名帳に大和国高市郡の神社として登載される「甘櫛坐神社四座」が、現在は明日香村豊浦に鎮座することから、この付近に甘藷岡を求める意見も存在する。池田末則は甘櫛丘は甘櫛坐神社付近に該当するとし⁽²⁹⁾、和田萃も甘藷岡はこの神社の背後に続く丘陵であろうと説く⁽³⁰⁾。木下正史もまた入鹿の谷宮門は豊浦集落のすぐ西、甘櫛丘から北西に延びる支脈間の谷間に構えられたのであろうと推定している⁽³¹⁾。蘇我蝦夷と入鹿の家が建てられた甘藷岡は現在の豊浦集落とその背後の丘陵付近に求められる可能性が高いのである。

以上、蘇我本宗家の邸宅が建てられた場所について検討してきた。蘇我本宗家の拠点については、5世紀後半から6世紀前半にかけて畝傍山東南の軽の地を本拠地とし、6世紀後半に向原・豊浦に勢力を伸ばし、その後、飛鳥や嶋に進出していったとする和田萃説が大きな影響力をもっている⁽³²⁾。しかし、和田が5世紀後半に蘇我氏が軽の地に進出したとする根拠は、新沢千塚の被葬者を蘇我氏に比定する仮説であるが、加藤謙吉が批判するように、この仮説には疑問をさしはさむ余地がある⁽³³⁾。蘇我稲目の邸宅として最初に見えるのは向原家と小墾田家であり、軽曲殿はその10年後におそらく別邸として現れるものである。蘇我馬子も桜井・豊浦地域に宅を所有し、宅に近接して道場や寺院を造営していた。「豊浦大臣」と呼ばれた蘇我蝦夷も豊浦寺の近傍に邸宅を営んでいたことは前述した通りである。馬子の時代においても桜井・豊浦は蘇我氏の勢力が強く浸透した地域だったのであり⁽³⁴⁾、蘇我本宗家の本拠地は一貫して桜井・豊浦地域にあったとみなすのが妥当であろう。

おわりに

甘櫛丘の東麓では蘇我氏の邸宅跡を求めて発掘調査が行われている。甘櫛丘東麓遺跡では1994年以降、奈良（国立）文化財研究所によって発掘調査が行われ、7世紀中頃の焼け土や炭、炭化木材・焼土層などが検出され、蘇我氏の甘藷岡家ではないかと注目された⁽³⁵⁾。明日香村教育委員会と関西大学考古学研究室の共同調査でも、甘櫛丘東麓北部から7世紀後半頃の建物跡・石列・土坑・炉跡などが検出されている⁽³⁶⁾。

ただし、これらの調査所見によって蘇我氏の邸宅がここに存在したと結論づけるのは証拠不足の感が否めず、この東麓方面に蘇我氏の甘藷岡家が営まれたとみるのを躊躇させるものである。

本稿で想定したように、蘇我稲目から馬子・蝦夷を通して、蘇我氏本宗家が本拠地としてきたのは桜井・豊浦地域であった。そして、甘櫛坐神社が鎮座する位置からみて、古代における甘藷岡は桜井・豊浦地域の近傍である可能性が高い。蘇我蝦夷・入鹿の甘藷岡家を探索する場合、今後は桜井・豊浦地域に近い現在の甘櫛丘北麓にも注意を払う必要があることを述べて、小論を終えることにしたい。

注

- (1) 直木孝次郎「小治田と小治田宮の位置」(『飛鳥 その光と影』吉川弘文館、1990年)。
- (2) 小澤毅「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮」(『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年)、大脇潔「蘇我氏の氏寺からみたその本貫」(『堅田直先生古希記念論文集』1999年)、吉川真司「小治田寺・大后寺の基礎的考察」(『国立歴史民俗博物館研究報告』179、2013年)。
- (3) 西本昌弘「桜井屯倉・小墾田屯倉から豊浦宮(寺)・小墾田宮(寺)へ」(檀原考古学研究所『考古学論攷』47、2023年)。
- (4) 『天理図書館稀書目録』和漢書之部、第三(天理図書館、1960年)126~128頁。請求記号は210.1-イ117。
- (5) 大野晋「諸本」(日本古典文学大系『日本書紀』上、岩波書店、1967年)26頁。
- (6) ト部兼右本は2023年3月2日に天理図書館において調査した。以下に述べる天理図書館所蔵の中臣連重本・神楽岡本などの調査も同日に行った。
- (7) 兼右本ではたとえば、持統即位前紀、朱鳥元年10月庚午条の「賜死」の「死」に「犯イ乍」、持統2年6月戊戌条の「繫軽」に「軽繫イ乍」という傍注を付すように、「イ乍」という形式で異本表記が示されている。天理図書館善本叢書『日本書紀^{兼右本}』3(八木書店、1983年)参照。
- (8) 『天理図書館稀書目録』和漢書之部、第五(天理図書館、2010年)108~111頁。請求記号は210.1-イ253-30。
- (9) 大野晋注(5)論文26頁。
- (10) 吉川真司注(2)論文319頁。
- (11) 直木孝次郎注(1)論文213~214頁。
- (12) 小澤毅注(2)論文107頁。
- (13) 大脇潔注(2)論文462~463頁。
- (14) 吉川真司注(2)論文。
- (15) 西本昌弘注(3)論文。
- (16) 『元興寺縁起』の釈文と訓読文は、田中卓「元興寺伽藍縁起并流記資財帳の校訂と和訓」(『田中卓著作集10 古典籍と史料』国書刊行会、1993年)によった。
- (17) 大脇潔「飛鳥の地名を発掘する—山田道のアルケオロジー—」(『美夫君志』71、2008年)。
- (18) 大脇潔「軽寺考」(大金宣亮氏追悼論文集刊行会編『古代東国の考古学』慶友社、2005年)。
- (19) 宅の東方の仏殿について、喜田貞吉「元興寺考証」(『歴史地理』19-2、1912年)28~29頁は石川精舎をさすとし、平子鐸嶺「豊浦寺考」(『仏教芸術の研究』金港堂書籍、1914年)241~244頁は向原仏殿の遺址に建てられた桜井寺(豊浦寺)であるとし、竹島寛「元興寺考」(『王朝時代皇室史の研究』右文書院、1936年)347~349頁は桜井道場のことであるとす。桜井寺と豊浦寺が同地であったかどうかは不詳なので、いまは桜井道場とみる竹島説に従っておきたい。
- (20) 以下のように、蘇我馬子が葛木寺(和田廃寺)に因んで「葛木臣」と呼ばれたことも、馬子と桜井地域の深い関わりを示している。『上宮聖徳法王帝説』は聖徳太子建立七寺のうちの葛木寺を「葛木臣」に賜ったとし、『聖徳太子伝暦』下、推古29年条は葛城寺を「蘇我葛木臣」に賜ったという。また、「伊予国風土記」逸文は湯岡側碑文を引いて、法興6年丙辰(596)10月に法王大王(聖徳太子)が「恵慈法師及葛城臣」と伊予の神の井(湯)を訪れたことを記している。旧説ではここにみえる「葛木臣」「葛城臣」を蘇我馬子に比定しており、私も以下の論者によるこの旧説を支持するものである。井上光貞「カバネ・位階・官職」(『井上光貞著作集』5、岩波書店、1986年)224頁、志田諄一「蘇我氏の出自と発祥地」(黛弘道編『古代を考える 蘇我氏と古代国家』吉川弘文館、1991年)24~25頁、山尾幸久「蘇我氏の発展」(『古代を考える 蘇我氏と古代国家』前掲)36頁、木下正史「飛鳥の都市景観」(岩崎卓也先生退官記念論文集編集会編『日本と世界の考古学』雄山閣出版、1994年)278頁。

- (21) 大脇潔「忘れられた寺—石川廢寺と石川氏—」(菊池徹夫編『比較考古学の新天地』同成社、2010年)、同「飛鳥・藤原京の寺院」(木下正史ほか編『古代の都1 飛鳥から藤原京へ』吉川弘文館、2010年)。
- (22) 和田萃「見瀬丸山古墳の被葬者」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房) 289頁。
- (23) 相原嘉之「嶋宮をめぐる諸問題」(『明日香村文化財調査研究報告』10、2011年)。
- (24) 福山敏男「豊浦寺の創立」(改訂版『日本建築史研究』墨水書房、1972年) 209-210頁。
- (25) 花谷浩「飛鳥寺・豊浦寺の創建瓦」(奈良文化財研究所『古代瓦研究』I、2000年) 34~35頁、清水昭博「豊浦寺」(『飛鳥の古代寺院』萌書房、2023年) 15~17頁。
- (26) 木下正史注(20) 論文278頁。
- (27) 遠山美都男『敗者の日本史1 大化改新と蘇我氏』(吉川弘文館、2013年) 67頁、124頁。
- (28) 清水昭博「蘇我氏の邸宅と瓦一畝傍の家と橿原遺跡の瓦」(『帝塚山大学考古学研究所研究報告』20、2017年) 145~148頁。
- (29) 池田末則『日本地名伝承論』(平凡社、1977年) 376頁。
- (30) 和田萃「紀路と曾我川」(亀田隆之編『古代の地方史』3、朝倉書房、1979年) 136頁。
- (31) 木下正史注(20) 論文278頁。
- (32) 和田萃「飛鳥びとの生活」(『日本生活文化史』2、河出書房新社、1974年) 66頁、同注(22) 論文280頁、同注(30) 論文135~136頁、同『飛鳥』(岩波書店、2003年) 20~21頁。
- (33) 加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』(吉川弘文館、1983年) 43~45頁。
- (34) 加藤謙吉注(33) 著書52頁、志田諄一注(20) 論文25頁。
- (35) 奈良文化財研究所「甘樫丘東麓遺跡の調査 第75-2次調査」(『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』25、1995年)、若杉智宏「甘樫丘東麓遺跡と乙巳の変」(『文化財論叢』V、2023年)。
- (36) 長谷川透「2021-3次 甘樫丘遺跡群範囲確認調査」(『明日香村遺跡調査概報 令和3年度』2023年)、同「2022-1次 甘樫丘遺跡群範囲確認調査」(『明日香村遺跡調査概報 令和4年度』2024年)。

〔付記〕本稿は2023~2024年度なにわ大阪研究センター公募研究班「甘樫丘遺跡群の変遷と土地利用に関する研究—発掘調査の成果を中心に—」(研究代表者：井上主税、研究分担者：西本昌弘・長谷川透)による研究成果の一部である。

(にしもと まさひろ 関西大学文学部教授)

堺の鉄炮銃身の化学組成と金属組織

丸 山 徹

要 旨：江戸時代のたたら製鉄で製造された和鉄のうち、玉鋼に関する研究報告は比較的多く、鉄炮用鉄については国友で製造された鉄炮に関する報告がいくつかあるものの堺で製造された鉄炮に関する報告はほとんどない。本研究では堺の鉄炮鍛冶によって製造された鉄炮の基礎調査を目的として、鉄炮銃身の化学成分と金属組織を調査した。調査した銃身の構成成分のほとんどは α -Feであり、溶融した痕跡のある非金属介在物が偏在していた。

キーワード：火縄銃、結晶粒組織、非金属介在物、再結晶、元素マッピング

1. はじめに

江戸時代に製造された鉄炮銃身の原料は、たたら製鉄由来の鉄であることが知られている。この鉄には種類が多く、鉄炮銃身に用いられた鉄に関する報告は少ない。特に金属工学の観点から鉄の金属組織や化学成分が明らかになれば、銃身の製造方法がある程度推定するための重要な情報になり、鉄の産地に関する理解が進むことが期待される。鉄炮銃身の金属学的な研究報告としては、国友で製造された鉄炮に関する報告がいくつかあるものの堺の鉄炮に関する報告はほとんどない。本研究では堺の鉄炮の基本的な構成成分と金属組織に関する知見を得ることを目的として、堺の鉄炮鍛冶によって製造された鉄炮銃身の調査を行った。銃身の主要金属成分及び非金属成分の化学分析、結晶粒組織と非金属介在物の存在形態を調査した結果を報告する。

2. 供試材

井上関右衛門家によって製造された銃身2本を供試材とした。また、比較のために井上関右衛門家にて保管されていた瓦金についても調査を行った。供試材の外観を図1に示す。瓦金の寸法は幅32mm、厚さ10mm、長さ1.14mであり、この端部近傍の断面を調査した。銃身Aの全長は1.07m、口径は12mm、銃身Bの全長は0.92m、口径は10mmである。調査位置を表1に示す、瓦金は端部近傍の1か所について調査した。銃身A及びBについては、銃口近傍、銃身の中央及び火皿と前目当の間の3か所について調査した。



図1 供試材の銃身2本及び瓦金の外観

表1 銃身の調査箇所

	銃口 近傍	銃身 中央	前目当て 火皿間
銃身 A	68	504	984
銃身 B	70	433	825

(銃口からの距離, mm)

3. 調査方法

3.1 試料の準備

表1に示した箇所について切断砥石による切断を行い、その断面を調査した。その断面について金属成分の組成分析用にはエメリー紙による研磨を#4000まで行い、金属組織を調査する場合にはバフ研磨による鏡面仕上げを施した。酸素、窒素などのガス成分の分析には1g未満の小片状に加工した試験片を用いた。

3.2 組成分析

Feなどの金属成分の分析には、エネルギー分散型蛍光X線分析装置(XRF)(JSX-1000S, 日本電子製)を用いた。コリメータは $\phi 2.0\text{mm}$ とし、フィルターはオープン状態で測定した。

酸素及び窒素の分析には不活性ガス溶融による赤外線吸収法及び熱電導度法によってそれぞれ測定した。測定装置には、酸素・窒素同時分析装置(EMGA-620W, 堀場製作所製)を用いた。炭素、硫黄の分析には酸素気流中高周波加熱・燃焼、赤外線吸収法によって測定した。測定装置には炭素・硫黄同時分析装置(EMIA-920V, 堀場製作所製)を用いた。

3.3 金属組織

鏡面仕上げをした試料及びナイタールで腐食をした試料について光学顕微鏡組織を調査した。また、必要に応じて走査型電子顕微鏡(SEM)(JSM-6060LV, 日本電子製)による反射電子線像(後方散乱電子線像, Back-scattered Electron Image (BEI))による組織調査およびエネルギー分散型X線分光法(Energy Dispersive X-ray Spectroscopy (EDS))による元素マッピング調査を行った。

4. 結果及び考察

4.1 銃身及び瓦金の化学組成

表2に銃身及び瓦金の金属成分の組成を示す。表中の「-」は検出されなかったことを示す。またFeは全ての試料で多量に検出されており、残部がFe量に相当する。銃身A、Bともに少量のSiとPが検出され、一部にはCuも検出された。また、銃身BではAl, K及びCaが検出されたが、これらの元素は銃身Aからは検出されなかった。瓦金からは銃身から検出されなかったMn, Cr, Ni, Asが少量ではあるが検出された。

表2 銃身及び瓦金の金属成分の化学組成 (mass%)

		Si	Mn	P	Cr	Ni	Cu	As	Al	K	Ca
瓦金		-	0.47	0.09	0.01	0.04	0.18	0.11	-	-	-
銃身 A	銃口付近	0.18	-	0.05	-	-	-	-	-	-	-
	銃身中央	0.14	-	0.07	-	-	0.15	-	-	-	-
	前目当と火皿間	0.11	-	0.05	-	-	0.14	-	-	-	-
銃身 B	銃口付近	0.50	-	0.09	-	-	0.17	-	0.21	0.07	0.08
	銃身中央	0.48	-	0.06	-	-	0.13	-	0.28	0.07	0.07
	前目当と火皿間	0.17	-	0.09	-	-	-	-	-	-	0.02

表3に銃身及び瓦金の炭素及び硫黄の分析結果を示す。分析は1種類の試料につき5回行った。1回の測定に用いた試料は0.07~0.13gとした。銃身Aの炭素量は銃口付近で最も多く平均値は0.037mass%であり、最も少ないのは前目当と火皿間の0.008mass%であった。JIS G0203 鉄鋼用語では、炭素量が0.02mass%以上のC含有鉄を炭素鋼とよぶことを参考にすると銃身Aの銃口付近から中央部は低炭素鋼であり、火皿側は極低炭素鋼に相当する炭素量といえる。銃身Bの炭素量は0.01~0.03mass%でありこれも極低炭素鋼あるいは低炭素鋼に相当する。硫黄量については銃身A及び銃身Bともに0.001~0.009mass%の範囲にあった。この値は高炉で製造された鉄と比べてかなり低い値である。瓦金の炭素量は銃身よりもやや多く平均値で0.048mass%であった。また、硫黄量は銃身よりも一桁多い結果が得られた。瓦金と銃身の素材が異なる可能性と鍛造によって組成が変化した可能性が考えられる。標準偏差に注目すると銃身Aの炭素量の標準偏差が大きかった。このことから銃身Aの炭素量は位置によってやや異なる可能性が示唆された。

表3 銃身及び瓦金の炭素及び硫黄の分析結果 (mass%)

		C				S			
		最大	最小	平均	標準偏差	最大	最小	平均	標準偏差
瓦金		0.055	0.041	0.048	0.004	0.102	0.058	0.082	0.016
銃身 A	銃口付近	0.095	0.017	0.037	0.029	0.008	0.002	0.004	0.002
	銃身中央	0.079	0.010	0.026	0.027	0.006	0.003	0.004	0.001
	前目当と火皿間	0.012	0.005	0.008	0.002	0.007	0.004	0.005	0.001
銃身 B	銃口付近	0.033	0.015	0.023	0.008	0.004	0.002	0.003	0.001
	銃身中央	0.022	0.006	0.012	0.005	0.009	0.001	0.005	0.003
	前目当と火皿間	0.034	0.022	0.027	0.004	0.007	0.003	0.005	0.001

表4に銃身及び瓦金の酸素及び窒素の分析結果を示す。分析は1種類の試料につき10回行った。1回の測定に用いた試料は0.16~0.25gとした。銃身A及びBの酸素量は 10^{-1} mass%オーダーで含まれており、現代の炭素鋼の酸素量(10^{-2} ~ 10^{-3} mass%)と比べて多いことが分かる。また、銃身Aよりも銃身Bの方が酸素量は多く、標準偏差は銃身AB共に大きいことから位置によってのばらつきも大きいことが知られた。瓦金の酸素量は銃身と比べて一桁小さい結果が得られた。窒素量は銃身A及び銃身Bともに0.001~0.004mass%の範囲であり、小さい値であった。瓦金中の窒素量は0.018~0.023mass%であり銃身よりも多かった。これらの窒素量は溶存窒素に相当する量であり、

ほとんどは鉄中に均一に固溶していることが考えられる。

表4 銃身及び瓦金の酸素及び窒素の分析結果 (mass%)

	O				N				
	最大	最小	平均	標準偏差	最大	最小	平均	標準偏差	
瓦金	0.036	0.022	0.027	0.005	0.023	0.018	0.021	0.002	
銃身 A	銃口付近	0.332	0.026	0.137	0.112	0.003	0.001	0.002	0.001
	銃身中央	0.691	0.063	0.300	0.233	0.004	0.002	0.002	0.001
	前目当と火皿間	0.624	0.165	0.379	0.175	0.003	0.001	0.002	0.000
銃身 B	銃口付近	0.610	0.475	0.532	0.043	0.004	0.003	0.003	0.000
	銃身中央	0.761	0.068	0.532	0.182	0.004	0.003	0.003	0.001
	前目当と火皿間	0.585	0.181	0.354	0.132	0.003	0.002	0.003	0.000

4.2 銃身及び瓦金の金属組織

瓦金、銃身 A、銃身 B 及び電解鉄の光学顕微鏡組織を図 2 に示す。電解鉄は現代の純鉄であり比較として載せた。これらの組織はナイトールで腐食を行っており、黒色の細い線は結晶粒界である。銃身 A 及び B の結晶粒は瓦金と比べてかなり大きく、加熱による結晶粒成長の結果と考えられる。また、銃身には直線的な線が並行して並んでいる箇所も認められこれらは双晶と考えられる。鉄は鍛造加工と加熱によって焼鈍双晶が生成することが知られており、この双晶はその加工・熱履歴を反映したものと考えられる。銃身 A 及び B の組織中には灰色を呈した粒状、塊状あるいは不定形の組織が認められた。瓦金の組織にも灰色で不定形の組織が認められた。これらの組織の構成元素を調べるために SEM を用いた元素マッピングを行った。

瓦金の BEI 及び EDS による元素マッピング像を図 3 に示す。BEI より結晶粒の中に黒色を呈した粒状の組織が認められ、これは図 2 の光学顕微鏡では灰色の不定形の組織に相当する。元素マッピングの結果、この組織の構成元素は Mn 及び S であり、この組織は MnS であることが分かった。瓦金の組成分析の結果、Mn と S の量が検出されていることから Mn と S は MnS として分散していることが明らかとなった。金属組織と組成分析の結果と併せて考察すると瓦金は、純鉄に近いフェライトに MnS が分散した極低炭素鋼に近い低炭素鋼であると考えられる。

銃身 A 及び B の BEI と EDS による元素マッピング像を図 4 及び 5 にそれぞれ示す。金属組織中に分散している組織から Fe, Si, Al が検出された。紙面の都合上省略したが酸素も検出された。また組織中の Fe 検出量が多い箇所では Al, Si の検出量が少ないことも知られた。このことから FeO と SiO₂-Al₂O₃系の複合酸化物であることが分かった。また、銃身 B の複合酸化物の領域中で Fe 検出量の多い組織はデンドライト状を呈しており、この組織は加熱によって溶融していたことが分かる。金属組織と組成分析の結果と併せて考察すると銃身 A 及び B は、純鉄に近いフェライトに Fe, Si, Al を含む複合酸化物が分散した極低炭素鋼に近い低炭素鋼であると考えられる。この複合酸化物の分布やフェライトの結晶粒サイズや形態を詳細に調査することによって加工履歴に関する知見が得られると期待される。

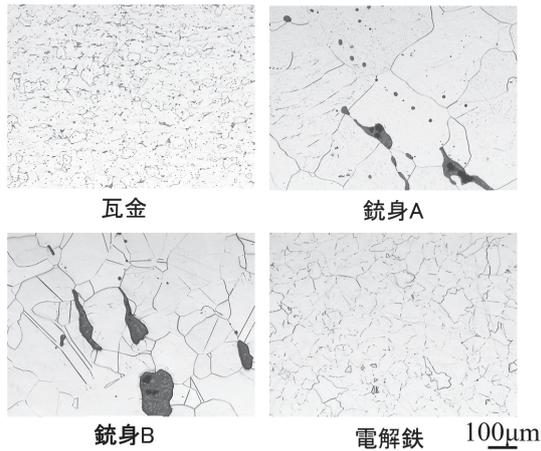


図2 瓦金, 銃身A, 銃身B及び電解鉄の光学顕微鏡組織

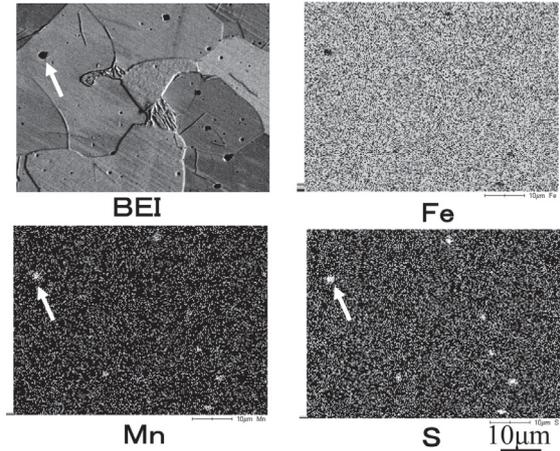


図3 瓦金のBEI及びEDSによる元素マッピング像

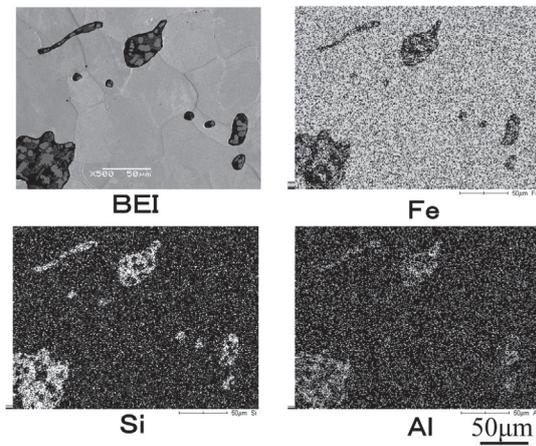


図4 銃身AのBEI及びEDSによる元素マッピング像

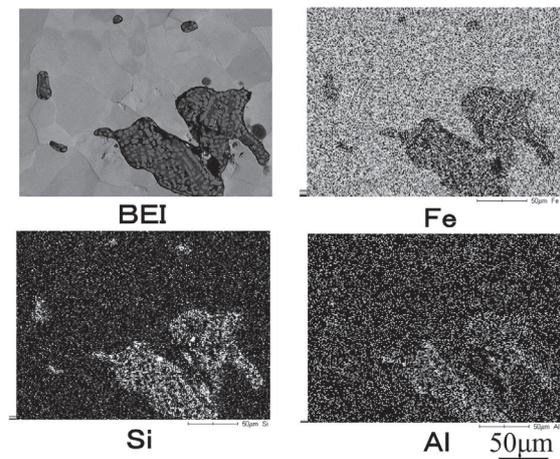


図5 銃身BのBEI及びEDSによる元素マッピング像

5. まとめ

井上関右衛門家に保管されていた、瓦金及び銃身二種類について組成分析及び金属組織の調査を行った結果以下のことが明らかになった。

- 1) 瓦金は、純鉄に近いフェライトにMnSが分散した極低炭素鋼に近い低炭素鋼であると考えられた。
- 2) 銃身A及びBは純鉄に近いフェライトにFe, Si, Alを含む複合酸化物が分散した極低炭素鋼に近い低炭素鋼であると考えられた。また、銃身Aの方が複合酸化物の量が少ないことが知られた。

謝辞

本研究は、2024年度関西大学なにわ大阪研究センター基幹研究班において、研究テーマ「鉄炮鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄炮ならびに「モノ作り」に関する研究」として研究費を受け、その成果を公表するものである。本研究を進めるにあたり、貴重な情報をいただいた井上関右衛門家に深く感謝する。また、関連の機会を提供いただいた堺市文化財課の関係者に謝意を表す。

(まるやま とおる 関西大学化学生命工学部教授)

中村儀右衛門の大道具帳

北川博子

要旨：なにわ大阪研究センターには「大阪の劇場大工 中村儀右衛門資料」があり、その中には大道具帳（データで208点）が含まれる。大道具帳については現存が珍しく、研究が十分備わっていなかった。当センター所蔵の芝居番付と比較考察を行い、大道具帳の意義を見いだすものである。

キーワード：近代大阪、歌舞伎、劇場、大道具帳、中村儀右衛門資料、芝居番付

はじめに

なにわ大阪研究センターの前身である大阪都市遺産研究センターでは、2012年に「大阪の劇場大工 中村儀右衛門資料」を入手したことをきっかけに、芝居番付や追加の大道具帳の収集を進めてきた。このうち芝居番付については、拙稿「近代大阪における歌舞伎の辻番付」（2024年3月『なにわ大阪研究』第6号）において、センター所蔵の芝居番付（辻番付）の性格と意義について述べている。

2014年4月には、センターと大阪くらしの今昔館（大阪市立住まいのミュージアム）が共催で、同館にて「再現！ 道頓堀の芝居小屋～道頓堀開削399年～」展を開催し、図録も刊行した。図録所収の児玉竜一氏（当時早稲田大学文学部教授・早稲田大学坪内博士記念演劇博物館副館長）の玉稿「大道具帳の魅力」では、短い解説ながら、大道具帳が歌舞伎を中心とした演劇の演出にとっていかに重要な資料であるかが説かれている。

また、当センターHPの「所蔵資料」に、画像付の「大阪の劇場大工 中村儀右衛門資料大道具帳データベース（以下、「従前のデータベース」と表記）があり、このデータベースについて、以下の説明書きが付されている。

本データベースは、「大阪の劇場大工 中村儀右衛門資料」455点のうち、大道具帳132点について、画像を掲載し、それぞれのデータに項目を付して公開したものです。掲載する大道具帳は、今後の調査研究によって順次、追加する予定です。

このように、2014年にセンター所蔵となった大道具帳は132点で、藪田貫・藤岡真衣「大阪都市遺産と道頓堀——大阪の劇場大工 中村儀右衛門資料の紹介をかねて——」（2013年3月刊『大阪都市遺産研究』第3号、以下「大阪都市遺産と道頓堀」と表記）所収の表2「中村儀右衛門資料のうち大道具帳一覧」に紹介されていて、この表には「劇場名」「年月」「表題」の項目が採られている。な

お、従前のデータベースで実際に検索できるものは、132点中87点である。

現在進行形で、センター所蔵資料全体を一つのデータベースにまとめる作業をしており、大道具帳については、2023年度公開当初は従来の検索項目を継承していたが、2024年度以降、大道具帳の性質を鑑み新たな視点で見直し、入力している。現在、2014年度に追加購入した大道具帳を含め、全208データを入力し、そのうち約150の上演考証を終えている。本稿では、この入力作業に携わった身として、データベース入力・公開の報告と、いくつかの大道具帳について紹介を行いたい。

1. 大道具帳と何か

現在の大道具帳については、国立劇場・文化デジタルライブラリー「歌舞伎事典」の「大道具」(https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/modules/kabuki_dic/entry.php?entryid=1045)に、以下のような記述が掲載されている。

舞台【ぶたい】に飾【かざ】られるもののうち、山・川・海・野原などの背景や、建物や木、岩などの大がかりなセットのことを指します。また「廻り舞台【まわりぶたい】」や「セリ」などの舞台の仕組みも、大道具の一部です。

さらに、歌舞伎座舞台株式会社ホームページの「『道具帳』ができるまで」(<https://kabukizabutai.co.jp/saisin/tokusyuu/131/>)には、

道具帳とは、舞台を真正面から見たときの完成図のようなもので、1/50の縮尺で場面ごとに1枚ずつ筆で描いていきます。

とある。そして舞台で描いた絵を再現するため、色彩豊かに描いていくのが今日の大道具帳なのである。

なお、中村儀右衛門の大道具帳の中にも若干ではあるが彩色された大道具帳もある。2020年度に新たに購入した大塚克三（舞台美術家。1896～1977。松竹宣伝部に在職し、数多くの大道具帳を手がけた。当センターに数多くの資料が所蔵されている山田伸吉との交流もある）の大道具帳22枚もあり、センター所蔵資料で、近代から現代にかけての関西の舞台美術を概観することが可能となっている。

現在では舞台美術とされている大道具であるが、元来、大がかりな舞台装置の作成には大工の手腕が必要とされた。従って、劇場大工である中村儀右衛門の資料として、大道具帳が残ったのである。

儀右衛門は劇場大工であったため、その劇場で上演される、あらゆる分野の演劇の舞台に関わっている。歌舞伎が圧倒的に多いが、新劇や新派、喜劇など、近代に生まれた演劇の舞台が残っている点も興味深い。また、歌舞伎といっても、江戸時代から続く演目だけではなく、新しい時代に生まれ、消えていった演目も多い。そうした舞台も中村儀右衛門の大道具帳は今日の我々に伝えてくれているのである。

2. 中村儀右衛門の大道具帳とデータベース

「大阪都市遺産と道頓堀」では、当センター所蔵の大道具帳について以下のような説明がなされている。

これらは、舞台に飾り付けられる大道具を、上演する順に描いた帳面である。表紙には、興行の月と、上演する演目が記され、表紙をめくると、舞台装置などが墨で描かれている。墨書きのほかに、彩色を施した大道具帳も含まれている。

この記述のように彩色されているものが若干あるが、「棟梁 中村」と名前が明記されている大道具帳とは形式が異なり、儀右衛門よりあとの時代のものが紛れている可能性もある。上演を確定できる情報がないので、現時点では断定はできない。

また、従前のデータベースでは、以下のように説明されている。

大道具帳は、芝居を演じる際に舞台を彩る背景画や大道具を演目や場面ごとに描いた帳面で、表紙には、興行の年・月、上演演目が記されています。中村儀右衛門資料の大道具帳は、現在でも上演されている作品が、当時どのように上演されていたのかや、当時の演出の細部を知ることができる貴重なものです。

ここで基本を押さえておきたい。中村儀右衛門の大道具帳は、それ自体が公開、保存されるものではなく、あくまで作り手の控えである。この点、幕内資料である写本の歌舞伎台帳と似ている。ここからの変更もあり得たであろう。

また、上演前に劇場大工が作成している資料であるため、表紙に記されているものが、正確な上演年月と外題であるとは限らない。上演については前倒し、後へのずれ込みなどもあり得るだけでなく、月末からの興行などでは、翌月の月名が興行名に付されている場合もある。また、外題は略称や通称、漢字表記の違いなどもある。これら実上演との齟齬は、大道具帳が上演前の手元資料であったため、作成当時に問題になることはなかったであろう。さらに、外題が書かれるべきところが空欄になっているもの、年月や座などの表記がないものが多いのも、手元資料であったためなのである。

しかし、今日の我々が大道具帳を研究資料として用いる場合、いくつかの注意が必要である。まずは、何年何月の何座の興行であるのか、何の芝居の大道具帳であるのかを精査しなければならない。従前のデータベースに採用されてる項目は「劇場名」「名称」「年月」「法量」「形態」「本文の丁数・枚数」「『近代歌舞伎年表 大阪篇』との参照事項」である。検索できる大道具帳が132点中87点なのは、HP公開時に劇場と年月日が考証できたもの、ということなのであろう。

当センターでは現在進行形で、所蔵資料を網羅した「所蔵資料データベース」の入力・公開を行っている。初公開した2023年度、中村儀右衛門の大道具帳は、従前のデータベースに倣い、資料名を表紙の記載通りにしていた。しかし、2024年度はこの方針を見直し、昨年度の拙稿「近代大阪における歌舞伎の辻番付」で行った作業同様、当時の上演資料との照合を行っていった。当センター所蔵の芝居番付はもちろんのこと、早稲田大学演劇博物館デジタル・アーカイブ・コレクション「近世芝居番付データベース」（以下、「演博の番付データベース」と表記）や立命館大学アート・リサ

ーセンター「番付ポータルデータベース」(以下、「ARCの番付データベース」と表記)など、インターネットで上演資料の画像を閲覧しながら考証を進めたのである。特に、ARCの番付データベースには、松竹大谷図書館所蔵の豊富な資料がアップされていて大変ありがたかった。

従前のデータベースの最後の項目「『近代歌舞伎年表 大阪篇』との参照事項」は考証の根拠に本書を使ったということなのであろう。ただし、ここで表示されるのは、例えば「②(189~190)」のように、『近代歌舞伎年表』の巻数を②で、記載ページを()内に記すだけで、『近代歌舞伎年表』自体の記載がどのようなものなのかわからない。『近代歌舞伎年表』は、上演資料を網羅的に集めて作成されているため、信頼性の高い参考書ではある。ただ、上演資料の翻刻が主であるため、辻番付にある各場面の絵(視覚資料)がない。大道具帳の考証には、辻番付の絵との照合が有効であるため、やはり一次資料である辻番付との照合が必要不可欠となるのである。

こうした大道具帳の性質に鑑み、辻番付と照合することによって今年度考証できたものについては、資料名の項目を、辻番付記載の座名・外題としたのである。こうすることで、辻番付と大道具帳の座・外題・月日が揃うことになり、「同じ興行の資料が当センターにどれほどあるのか」を検索できるようになっている。とはいえ、大道具帳には表紙の情報が少ないもの、表紙が欠落しているもの、1枚ずつバラバラになっているものなど、決め手がなく未考証のものもかなり残っている。引き続き、上演資料との照合を行い、少しでも上演情報を訂正していくことが重要であろう。

3. 大道具帳と辻番付の照合

それでは、具体的に、大道具帳と同じ上演時の辻番付と比較検討して考察を行っていきたい。明治31年(1898)4月29日初日(センター所蔵。28日の日付になっている番付もセンターは所蔵しているが、おそらく実際の初日は29日)、大阪浪花座で上演された「鏡山 旧 錦絵・競 伊勢物語・かがみやまこきょうのしきえ くらべこすい せものがたり 曠小袖悟道野晒」である。

拙稿「近代大阪における歌舞伎の辻番付」では、明治18年から、大阪では新様式の辻番付が出されるようになった、と述べた。新様式の辻番付とは、それまでの絵尽しの要素を取り入れたものである。「絵尽し」とは現在でいうところの、劇場で販売されるパンフレットに相当し、絵と短文で芝居のあらすじをたどるものである。江戸では同様のものを「絵本番付」と呼んでいるが、こちらはあらすじをたどるというよりは、名場面集の性質が強い出版物であった。上方でも明治初期には江戸同様、場面集的な要素が強くなっていく。そして、新様式の辻番付が名場面的な要素を取り入れた結果、明治22年頃を最後に、上方では絵尽しは発行されなくなった。新様式の辻番付は場面図だけでなく、下段の「役人替名」が、芝居の順序に従って、幕名と配役が記される形式となっているのである。

辻番付に記載されている幕名・場面と大道具帳の中身を照合していくことで、各場面の大道具がどのように作られているのかがわかる。

明治31年4月29日初日の大道具帳(図1)と辻番付(図2)を実際に対照させ見ていこう。大道具帳の表紙には、「当明治三十一年第四月狂言、前狂言 鏡山旧錦絵、中狂言 競伊勢物語、切狂言 曠小袖悟道野晒、建道具」と墨書があるが、劇場の表記はない。しかし、上演年月と外題が揃っているため、当センターの所蔵資料データベースでも、先述した演博やARCの番付データベースでも容易に「浪花座」であることが判明する。

辻番付の画面上部には外題と場面図、下部には幕名と配役が記された役人替名があるので、具体

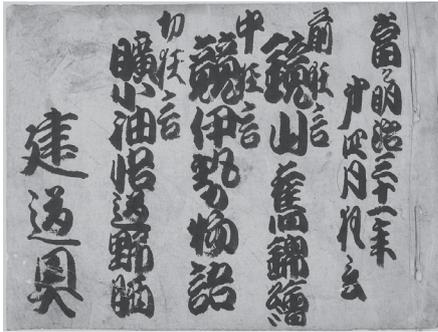


図1 (25.5×35.5cm)

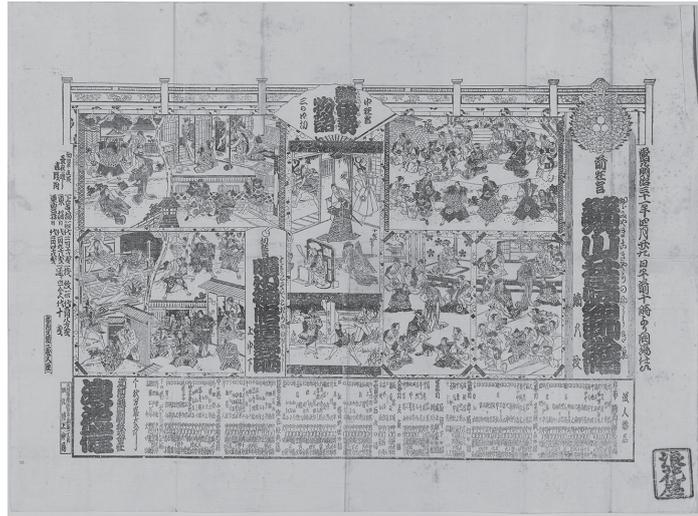


図2 (50.0×69.8cm)

的に大道具帳と照らし合わせて見ていきたい。

前狂言「鏡山旧錦絵」は、18世紀中期に加賀藩で起こったお家騒動を題材にした芝居で、今日でも上演される演目である。「序幕 鶴ヶ岡八幡宮花見の場」では、源頼朝の息女大姫に付き従い、局岩藤と中老尾上一行が鶴ヶ岡八幡宮に参詣、花見に興じている。大道具帳「序幕」(図1-1)には「だんだら花見幕、廻廊切出しの大遠見、所々に桜の立木、釣枝」の墨書がある。これに対応する辻番付の場面図(図2-1)では、花見の象徴である幕は描かれているが、廻廊が省略されている。大道具帳は舞台を実際に作っていくための図面であるのに対し、辻番付は宣伝効果を意識した場面図となっているので、こうした差異が生じるわけである。なお、辻番付の役者は似顔では描かれていないが、着物に役者の紋があり、視覚的に役者の識別ができるようになっている。

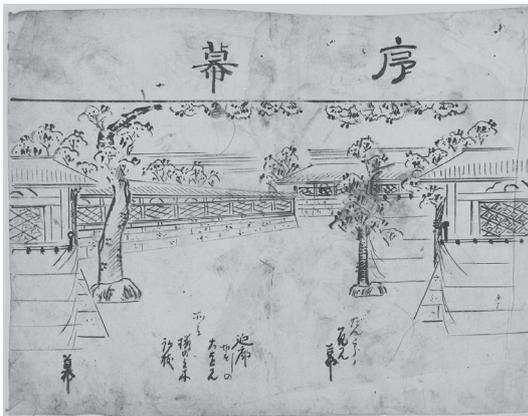


図1-1



図2-1

「二幕目 奥御殿試合の場」。大姫に気に入られている尾上を妬む岩藤は、お家乗っ取りを企む悪人でもあり、尾上に言いがかりをつけたあげくに竹刀での勝負を命じる。町人の娘で武芸の心得がない尾上が戸惑っていると、主の窮地を救うべく、下女のお初が名乗り出て、岩藤側の腰元たちを打ち据えるのであった。この場、大道具帳「式段目」(図1-2)には、上手襖に「金むじ」、前面に「三間一尺高、御殿巻上る事、金襖、上下金襖むじ、下手戸ヤ口松戸」と墨書がある。対応する辻番付の場面図(図2-2)では、後方に御簾が上がった状態の御殿があり、前面には腰元たちを打ち据

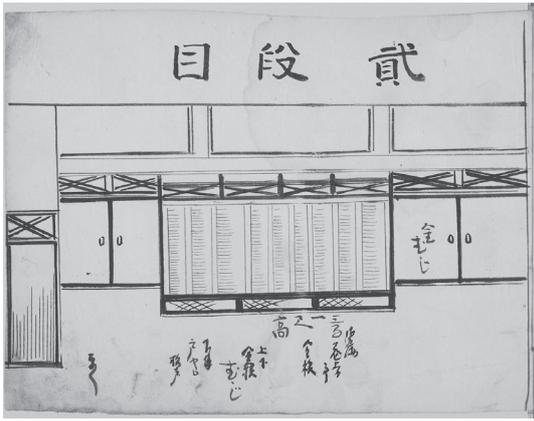


图 1-2

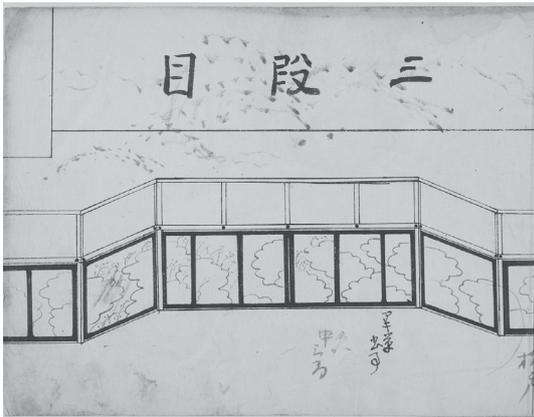


图 1-3

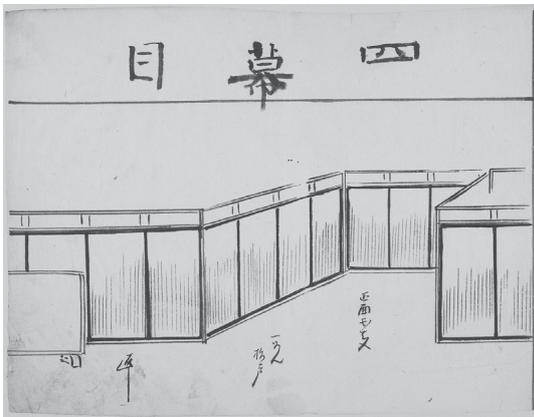


图 1-4

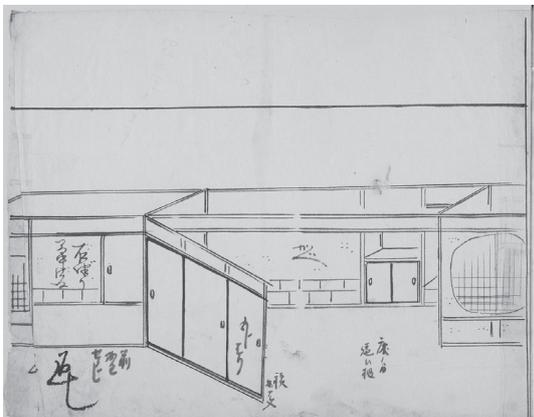


图 1-5



图 2-2



图 2-3



图 2-4

えるお初の勇姿が描かれている。

「三幕目 草履打の場」。尾上はお家の重宝、蘭奢待の預かり役を務めていたが、香箱から蘭奢待がなくなっているばかりか、岩藤の片方の草履が入っていた。もう片方の草履が尾上の部屋から見つかったことから、犯人は尾上であると、岩藤が草履で殴りつける。大道具帳「三段目」(図1-3)は、殿中の全面襖が組み立てられている。墨書で「アキ草書事」と襖の模様の指定があり、それらしき秋草が描かれている部分がある。辻番付の場面図(図2-3)では、岩藤が尾上に向かって草履を振り上げる姿が描かれている。

「四幕目 長廊下の場」。尾上は、無念を堪えながら草履を握り、長廊下を渡り、自室へ下がっていくのであった。この場は大道具帳「四幕目」の最初(図1-4)には描かれているが、辻番付にはない。長廊下は奥御殿と奥女中たちが暮らす長局とをつなぐ廊下で、この場は上方式の演出には残っているものの、東京式では次の場面に組み込まれた形式で上演される。大道具帳には「正面出は入、一めん杉戸、返し」とあり、舞台正面奥から出てきた尾上が下手へ進み、そこで「返し」となり、次の場面へと続く演出があったことがわかる。

同じく四幕目の「尾上部家の場」。お初は戻ってきた尾上を迎える。思い詰めた尾上は文箱に密かに書き置きと草履を入れ、お初に実家に届けるように言いつける。それを見送った後、尾上は自害を決心するのであった。大道具帳(図1-5)には「床ノ間 違ひ棚、かべ、襖出は入、もじはり、石づり真中仕候、前かわせうじ、返し」とあり、床の間の違い棚、壁、文字張りの襖の指定がある。襖は実際に人の出入りに使われるように設えるため「襖出は入」と書かれている。部屋は奥の縁側と障子で隔てられている。「石づり」については不詳であるが、嘉永5年(1852)10月、大坂中の芝居上演「鏡山姿写絵」に取材した広貞画の役者絵では、1枚目の尾上の背後、縁側の先には手水鉢が描かれている。辻番付の場面図(図2-4)には、本来この場に登場しない岩藤が、二人の様子を障子の影からのぞき込む姿がある。大道具帳次の一枚(図1-6)は次の「塀外烏啼の場」の右にくるように綴じられているが、前後の場面につながりがなく、違う芝居の大道具帳が紛れ込んだ可能性がある。

次も同じく四幕目「塀外烏啼の場」。屋敷を出たお初だったが、夜道で烏の鳴き声を聞き、不吉な胸騒ぎを覚える。そこへ、悪方の牛島主税と善方の奴雁平がやってきて、蘭奢待の入った箱を取り

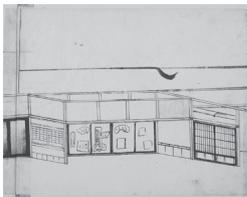


図1-6

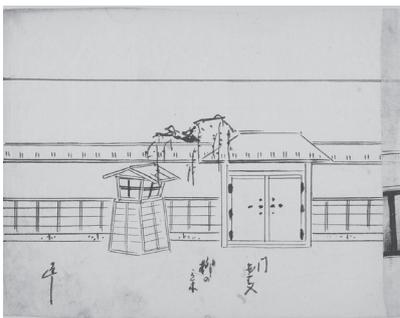


図1-7



図2-5

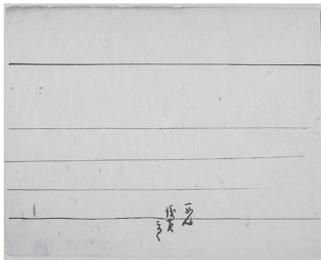


図 1-8



図 1-10



図 1-9



図 2-6

合う。その騒動にお初も巻き込まれ、文箱に入った書き置きと草履が飛び出し、お初は慌てて尾上の元へ引き返すのであった。大道具帳（図1-7）には「門出は入、柳の立木、返し」とある。短い場面ながら、役者絵にもよく描かれた場面でもある。辻番付の場面図（図2-5）には悪方と善方の立ち回りに巻き込まれ、文箱の中の草履を掲げるお初が描かれている。

この後、舞台が回って元の尾上の部屋になり、戻ったお初が自害した尾上を見つける場面となる演出が多いが、大道具帳と辻番付を見ても、その場面は出されなかったようである。大道具帳の次の場面（図1-8）には、「一めん浅黄まく」とあるので、尾上の自害を暗示し、これを落として、次の五幕目へと場面転換させる演出であったことがわかる。

「五幕目 奥庭の場」。雨が降る深夜、尾上が死んだ上、謀反が成功しそうな岩藤は上機嫌であったが、そこへお初が現れる。二人は激しく争うが、お初は主の敵である岩藤をついに討ち取り、事件は無事収束、お初は二代目尾上として中老に取り立てられることとなる。大道具帳（図1-9）五ツ目には「ぶたい一めん 地●●（判読不能）り処て、中黒切落ス、庭先の大遠見 火入にして、山吹ノウね、桜ノ立木、同じく竹枝、柴垣切やぶり、まく」と墨書がある。浅葱幕が切り落とされた後の舞台は、後方に黒幕が張ってあり、最後にその黒幕を切って落とすと遠見の灯りが見え、舞台が明るくなる演出を示しているのであろう。この場面で芝居が終わるので最後に「まく（幕）」と記されているのである。辻番付の場面図（図2-6）では、雨の中で傘を持った二人の立ち回りが描かれている。

大道具帳の次の1枚（図1-10）についても、違う芝居の大道具帳が紛れ込んでいるのではと思われる。

次に、中狂言「競伊勢物語」を見ていこう。江戸時代から上方で上演を繰り返した演目であるが、この時と同様、三幕目のみの上演が多い。外題の「伊勢物語」が示すように、脇役ながら在原業平が登場する芝居である。「三の口 玉水の場」は、信夫が愛する夫豆四郎のため、禁断の場所である玉水淵に沈む三種の神器の一つ八咫鏡を盗み出そうとし、悪者の繞八と争う場面である。大道具帳

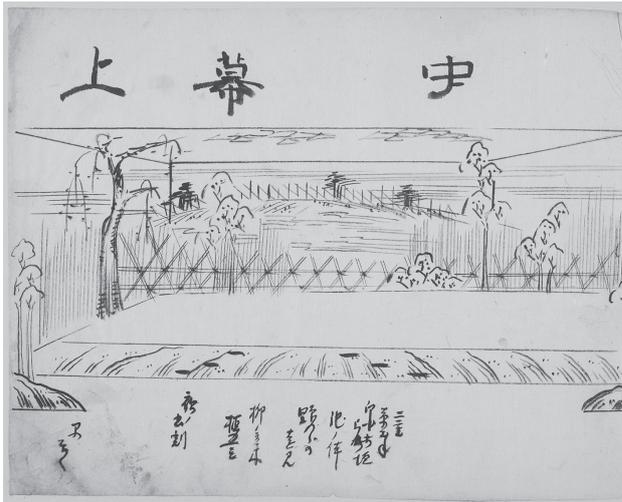


図 1-11

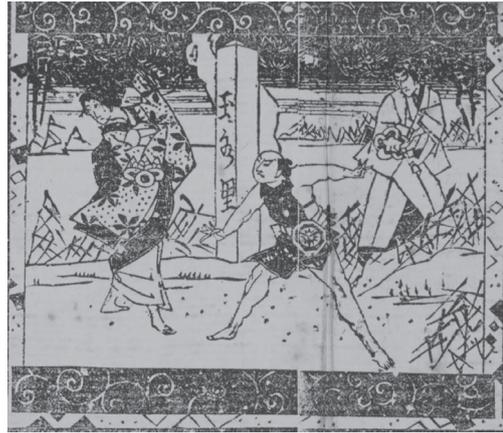


図 2-7

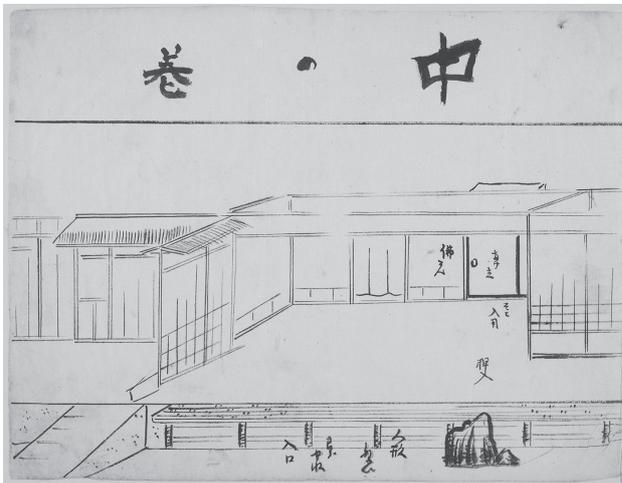


図 1-12



図 2-8

の中幕上（図 1-11）には、「二重草土手、向ふらち垣、池ノ体、野づらの遠見、柳の立木、植込み、夜ノ書割」とある。この歌舞伎については、安永 4 年（1775）4 月の初演台帳の写しが『歌舞伎台帳集成』第 43 卷（2003 年、勉誠出版刊。本文校訂と解題は筆者）に収録されているし、文政 11 年（1828）には、再演台帳を元にしてと思われる、暁鐘成画の 7 卷 7 冊の絵入根本『競伊勢物語』が版行されている。ともにこの場面の舞台書は簡素で、この大道具帳のようなものではない。辻番付の場面図（図 2-7）は、信夫と繞八が対峙する右後方に豆四郎の姿がある。この場面には登場しない人物であるが、先述した「鏡山」の「四幕目 尾上部家の場」の場面図に描かれた岩藤同様、その場面に至る重要人物をあえて書き込む、という手法なのであろう。

続く「同切 春日野里の場」は、天皇の姫宮である井筒姫を養女としている紀有常が、親に勘当を受けていた昔、陸奥で隣同士であった小よしを尋ねる場である。有常は小よしに預けた実の娘である信夫を姫の身代わりにする心積もりであった。途中、信夫を探す繞八がやってきたりするが、最後、豆四郎は在原業平の、信夫は井筒姫の身代わりになって死ぬことを決心する。何も知らぬ養



図 1-13



図 2-9

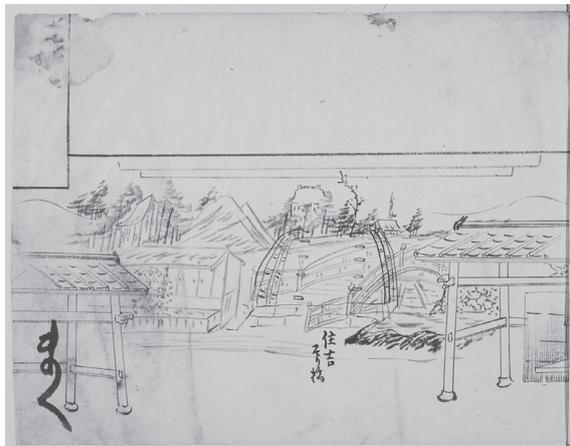


図 1-14

母の小よしと衝立を隔てた信夫は、砦と琴の連れ引きで涙の別れとなるのであった。大道具帳の中の巻（図 1-12）には「あけ立、仏だん、そこ入用、押入、人形ぶたい、わらやね、入口」とある。「人形ぶたい」とは「人形浄瑠璃と同様の大道具」という意味であろうか。辻番付の場面図（図 2-8）では、この芝居最大の愁嘆場が、縦長の画面に配置されている。

最後は切狂言「曠小袖悟道野晒」である。主人公の野晒悟助は大坂の侠客であるが、江戸・東京の読本や歌舞伎にも登場し、人気があった。「上の巻 住吉社内の場」は、住吉社の境内で、二人の娘に慕われる悟助の人情あふれる侠客ぶりが描かれる。大道具帳「切 上の巻」（図 1-13）には、住吉社の灯笼が描かれ、右 3 基には、「ほりへ」「ごこぼ」「せんば」といった寄進元が書き込まれているのも興味深い。その後「かへし」となって、同じく住吉社の違う大道具帳（図 1-14）へと転換する。中央に有名な太鼓橋が描かれ、「住吉そり橋」との墨書がある。辻番付の場面図（図 2-9）には、悟助が浮世戸平と喧嘩になったところを、老侠客の法花長兵衛が止める場面が描かれている。

「中の巻 千日前悟助内の場」は、提婆仁三郎とその子分たちが仕返しにやってくるが、母の命日故じっと我慢する悟助を描いている。大道具帳「中の巻」（図 1-15）には、「上手壱間半 障子家体、壱尺高 四間半」と舞台についての説明があり、その上には「仏だん、かべ」の墨書もある。下手側にある戸は、右側を開くことができるように貼り付けられていて（図 1-16）、そこに隠れる大道具を見やすくしているようで、細かなこだわりが感じられる箇所である。辻番付の場面図（図 2-10）には、周囲を取り囲まれた悟助がじっと我慢する姿が描かれている。

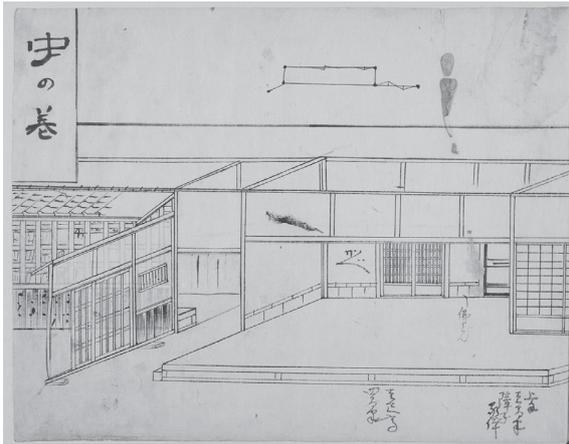


図 1-15



図 2-10

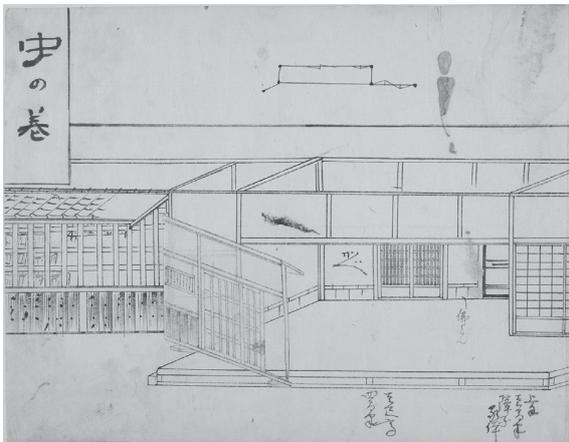


図 1-16

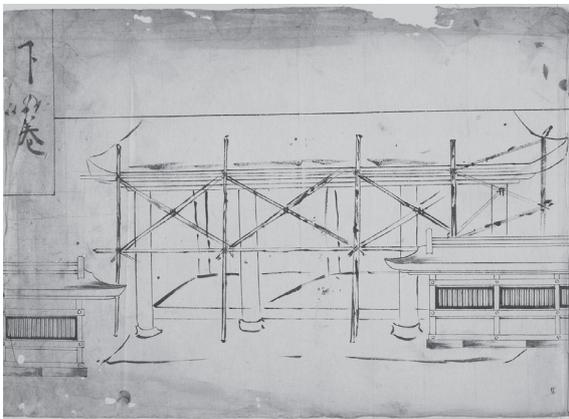


図 1-17



図 2-11



図 1-18

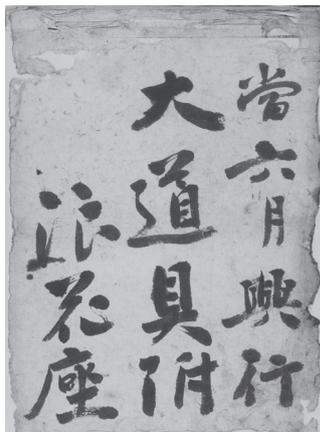


図3

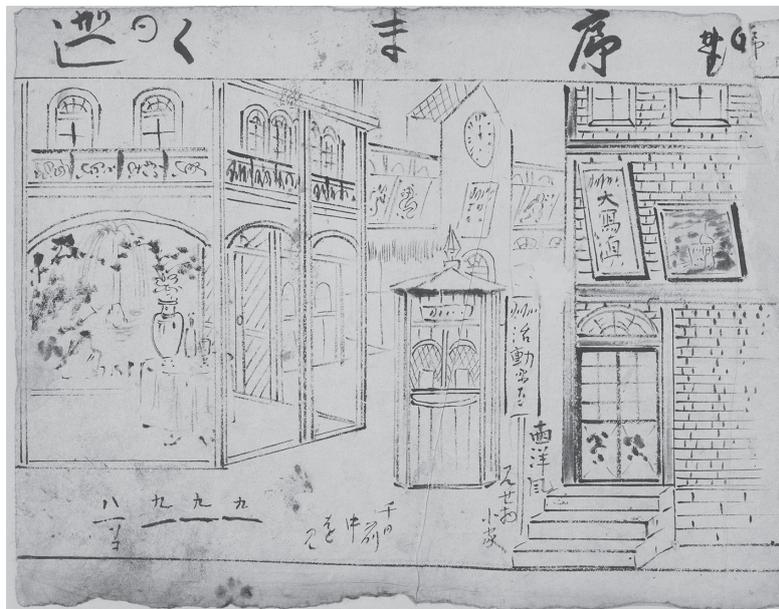


図3-1

「下の巻 天王寺東門の場」は、母の忌日が明けた悟助が、四天王寺の山門で仁三郎を打ちのめす場面である。大道具帳「下の巻」(図1-17)には大きな山門が描かれ、その周囲には足場も描かれている。辻番付の場面図(図2-11)は山門での大立ち回りを大胆に描いていて、足場の一部も見えている。足場を使つての演出がなされたのであろう。

そして、大道具帳の裏表紙(図1-18)には「千秋万歳大々叶 棟梁」と、この大道具帳が大工棟梁中村儀右衛門のものであることが記されているのである。

以上、明治31年4月、浪花座上演の歌舞伎を、当センター所蔵の大道具帳と辻番付で考察してきた。この舞台には近代大阪の和事の名人、初代中村鴈治郎(番付の表記は「中村鴈次郎」)が出演し、「鏡山旧錦絵」の局岩藤、「競伊勢物語」の紀有常、「曠小袖悟道野晒」の野晒悟助を演じている。

当センターには、他にも数多くの大道具帳がある。そのうち、今回考証ができた珍しい作品を紹介し、本稿を終えたい。表紙に「当六月興行 大道具附 浪花座」(図3)がある大道具帳である。劇場は明記されているものの、上演年と演目がわからない。「序幕」(図3-1)をみると、上手に活動写真の西洋風見世物小屋が描かれ、「千日前」とあり、ここが千日前の様子を描いていることが見て取れる。演博やARCの番付データベースで根気よく、浪花座の明治後半の6月興行で、「明治」を取り上げた演目を丹念に追っていくと、明治30年6月上演、新演劇福井一座の「明治五十年後の大阪」に行き当たる。大道具帳でも古き良き日本の風景と、近未来の大阪の様子を描いた場面とがあり、新しい時代に生み出された新演劇の一端を垣間見ることができるのである。

おわりに

以上、センター所蔵の大道具帳を、辻番付と照合しながら考察した。なお、本稿は2024年度に更新した所蔵資料データベースについての解説であると共に、当センターの基幹研究班「なにわ大阪研究センターにおける研究成果の可視化」のうち「道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究」の成果でもある。

(きたがわ ひろこ 関西大学非常勤講師)

山田伸吉宛 1001 通の葉書にみる交流

黒 澤 暁

要 旨：2023年に公開した「なにわ大阪研究センター所蔵資料データベース」の中で、「山田伸吉宛はがき 1001通」とまとめていたものを2024年に整理した。それによってわかった山田伸吉の交流を舞台の関係者、劇作家や小説家、画家の3つに分けて述べる。整理したことで、山田伸吉が道頓堀の文化人グループの中心人物であったことや、山田伸吉の画業が柳永二郎らによって支えられていたことが明らかとなった。

キーワード：大阪、山田伸吉、松竹、道頓堀、新派、長谷川幸延

はじめに

2023年度に「なにわ大阪研究センター所蔵資料データベース」が公開された。そのなかの資料「山田伸吉宛はがき 1001通」は一つのデータとして入力していた。本年度は、それを一つ一つのデータとする作業を行った。この1001通の葉書は、山田伸吉の交友関係がわかる重要な資料であり、葉書の送り主や宛先の人名は、詳細未詳の人物も含めて約460名にのぼる。ここでは、葉書から山田伸吉の交友関係について述べたい。

山田伸吉は、戦前から松竹座やOSKの舞台美術を担当し、『松竹座ニュース』の表紙やポスターなどのデザインを手がけた図案家である。戦後においては、油彩舞台画という画風を確立したことで知られており、戦前と戦後の道頓堀を知るうえで重要な人物である。そのため、当センターの前身である関西大学大阪都市遺産研究センターが山田伸吉の資料を購入し、2012年に第4回大阪都市遺産フォーラム「道頓堀今昔—芝居画家山田伸吉の世界—」と、その展示を行った。それをきっかけに、2014年山田伸吉の長女加藤永子氏から山田伸吉の資料を寄贈頂き、当センターに山田伸吉の資料が収蔵されることとなった。これによって、山田伸吉の資料がまとまった形で収蔵され、他に類を見ない当センターの重要なコレクションを形成することができた。

その一つである葉書から、山田伸吉の交友関係を述べるが、非常に広範囲で詳細未詳の人物も多いため、今回は舞台の関係者、劇作家や小説家、画家に分けて述べたい。なお、葉書の人物や山田伸吉との関りを考証するにあたって、所蔵する未整理の書簡にも言及する。

1. 舞台関係者との交流

1-1. 舞踊家と新派役者

まずは、舞台演劇の関係者の中でも舞踊家との関りについて述べる。舞踊家からの書簡として、山村若佐紀や花柳楽暄、花柳芳五郎、藤間志揮城などの名前が見える。

なかでも山村若佐紀は、現在も活躍を続ける日本舞踊上方舞山村流の師匠である。当センターには昭和50年（1975）頃の葉書があり、年賀状以外に昭和51年、昭和52年のリサイタル来場の礼状がある。また未整理の書簡のなかにも昭和49年のリサイタルの案内状もあり、深い親交をうかがわせる。なお、山村流の踊りに「南地大和屋へらへら踊り」がある。この踊りは、山村流4世宗家山村若が振り付けをしたもので、題にあるように南地の大和屋で生まれたものである。大和屋は明治10年（1877）から続く料理茶屋で、明治43年には「大和屋芸妓養成所」を立ち上げ、大阪の花柳界において重要な存在であった。「へらへら踊り」は、三代目阪口祐三郎が、川上音二郎のオッペケペ節をヒントにして生まれた座敷芸である。なお、山田伸吉は、大和屋とも関わりが深いようで、大和屋から送られた昭和54年と昭和55年の年賀状がみられる。それ以外に、昭和37年の書簡で大和屋が新たに三玄を開店する知らせがあり、懇意であったことがわかる。

こうした座敷のつながり以外にも、松竹を介したつながりとして、花柳寿太郎がいる。花柳寿太郎は花柳寿輔の門人で、東京を中心に活躍する舞踊家である。その活動について、『日満信用録』（東亜交信会編、昭和10年）には「又同流派家元とともに松竹経営の各劇場振付師として聘せられ」とある。このことから、山田伸吉と花柳寿太郎の縁は、松竹経営の劇場で生まれたのであろう。舞踊家以外でも、松竹経営の劇場で交流が生まれたと考えられる人物に、松竹喜劇の渋谷天外がいる。渋谷天外から送られた昭和43年から昭和45年にかけての年賀状が3通あり、松竹を介したつながりは山田伸吉の交流にとって重要なものであったと考えられる。

つぎに、舞台の出演者との交流として、喜多村緑郎の妻の喜多村九寿子、花柳章太郎の妻の青山勝子、柳永二郎、英太郎、金田龍之介などの新派関連の人物からの葉書がある。新派は、明治29年に喜多村緑郎が成美団を結成した後、大正5年（1916）に英太郎が角座で松竹の女優を加えて第三次成美団を旗揚げする。それ以降、新派は松竹の関連劇場で上演を繰り返し、大正13年には柳永二郎や英太郎を中心に関西新派が誕生した。これらの新派の上演に山田伸吉がどのように関わったのか詳細は不明である。しかし昭和52年の金田龍之介宛年賀状（図1）をはじめとする彼らとの懇意な葉書の数々は、新派との深いつながりがあったと考えられる。

特に柳永二郎とのつながりは深く、柳永二郎が『東京新聞』で昭和49年11月より連載した「劇談・昔と今と」の挿絵を山田伸吉が担当している。その挿絵の依頼は、柳永二郎によるもので、昭和49年10月19日付書簡の中に、次の記述がある。

書くことは私の踏んで来た舞台、つまり劇場に焦点を置いた新派の楽屋詰です。〈中略〉まず第一回は有楽座です。それが大阪の楽天地、神戸の聚楽館に及び、東京座、本郷座、浅草の観音劇場、明治座、帝劇等々と流れて行く腹づもりです。絵は劇場の外観とか、地図（前に描ってもらった京都の京極の面影といつたようなものを）なぞ、それに進んで来たら舞台なぞもと思ひます。

この書簡からは、柳永二郎の頭の中に、挿絵のイメージが出来上がっているのであろうことが想像でき、柳永二郎の山田伸吉への信頼がうかがい知れる。これ以外にも昭和49年12月12日付の葉書（図2）がある。

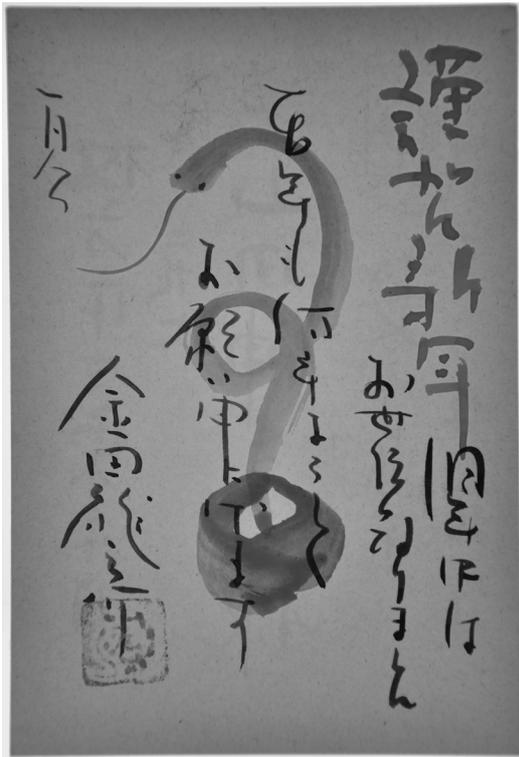


図1 金田龍之介の葉書

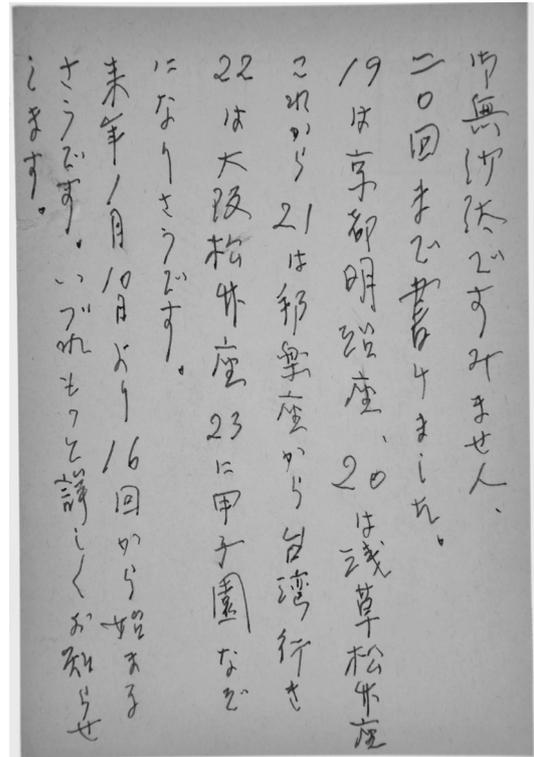


図2 柳永二郎の葉書

二〇回まで書けました。19は京都明治座、20は浅草松竹座。これから21は邦楽座から台湾行き、22は大坂松竹座、23に甲子園などになりそうです。

ここでは、今後の連載予定を伝えている。

こうしたやり取り以外にも、柳永二郎は、山田伸吉の絵の注文を取ったり、絵を周囲に見せて売り広めたりしていたことなどが昭和40年7月3日付書簡で詳しく記されている。

こったいさんが好評にて、まだ金は受取りませんが、五枚ともそれで押し付けました。額ぶちも君は不満のようでしたが、むしろ受けはいゝようです。そしてなるべく明るい方がいいゝようです。残菊は絵はいゝが暗いと言ひます。〈中略〉それでこったいさんを後二枚と、湯島を一枚といま玄永残菊を一枚と都合四枚をなるだけ早くやってみて下さい。すべて一万二千といふことにしました。

この書簡にある「こったいさん」「残菊」「湯島」はすべて新派の演目である。その舞台油彩画を柳永二郎が売っていたことや、新たな注文を受けていることから、柳永二郎と山田伸吉は役者と舞台美術家にはおさまらない関係であったことがわかる。こうした背景には、柳永二郎も春陽会に出品していたことが関係しているのだろう。住所から昭和23年ごろと見られる書簡に付属するポストカードには「第二十五回春陽会展覧会（外苑の秋）柳永二郎」とあり、柳永二郎自身の絵への関心もあり、山田伸吉の画業への貢献につながっていたのではないだろうか。

1-2. 舞台美術家

次に、舞台美術に関する人物とのつながりを紹介する。舞台装置や照明を担当し、特に松竹を中心とした人物との交流が深い。特に多いのは、川村芳久からの年賀状である。昭和30年代と昭和50年代の年賀状があり、二人の付き合いの長さをうかがわせる。川村芳久は、『音楽年鑑 昭和42年版』（音楽の友社、昭和41年）では、関西テレビで舞台美術を担当していた人物とある。もとは川村秀治と名乗っており、『演劇年鑑 昭和十八年版』（日本演劇協会編、昭和18年）の「演劇人総覧・劇団人」には、川村秀治の所属に「松竹美術嘱託」とある。それだけでなく、『東宝三十年史年表』（東宝三十年史編纂委員会編、昭和38年）では、有楽座で昭和21年1月1日から27日に上演された古川緑波一座による「平和島」の舞台装置の項目に川村秀治の名がみえる。なお、同資料によると、昭和13年1月1日から30日に有楽座で行われた古川緑波一座による「新春コンサート」の装置を山田伸吉が担当し、同年4月2日から29日に同座で上演の「ロッパ自叙伝」では古川緑波が演出、山田伸吉が装置を担当している。このように、川村芳久と山田伸吉は、古川緑波一座の舞台装置の担当としてつながりを得たことがうかがわれる。舞台装置の他にも、川村芳久は、『情愛の境界』（福田清人著、昭和15年）や『蘭州夫人』（秦賢助著、昭和16年）などの小説の装幀や絵を担当している。『松竹座ニュース』の表紙や小説の装幀を担当した山田伸吉と川村芳久の交流は、舞台装置にとどまらず、多岐にわたっていたのであろう。

なお、川村芳久と同様に、古川緑波を介したつながりとして、真木小太郎がいる。昭和11年7月の『東宝』に掲載された「社報（昭和11年5月）」では、真木小太郎は東京宝塚劇場の文芸部舞台課衣装主任心得兼製作係とある。『東宝三十年史年表』でも、有楽座で昭和15年5月10日から28日の古川緑波一座の公演のうち「支那の夜」を真木小太郎が、次に上演される「ロッパの蛇姫様」の装置を山田伸吉が担当している。真木小太郎からの葉書があるのは、こうしたつながりによるものであろう。

川村芳久や真木小太郎のように、古川緑波を介して得たと思われる交流として、舞踊家の益田隆がいる。益田隆は日劇ダンシングチームの出身者である。日劇ダンシングチームは、東京宝塚劇場で昭和15年7月に古川緑波と合同公演を行っており、その中の「歌ふ弥次喜多（金刀比羅道中）」の



図3 大塚克三の葉書

装置を山田伸吉が担当している。また益田隆はその後も活躍を広げるなか、山田伸吉への昭和50年代の年賀状と暑中見舞いがあり、長期にわたって交流があったことがわかる。

さらに、公私ともに交流が深い人物として千葉吉造と大塚克三がいる。千葉吉造は、舞台美術家ではないが、『大阪新人物誌』（夕刊大阪新聞社・日本工業新聞社、昭和9年）によると、大正7年に松竹に入社し、昭和9年時点では松竹洋画興業社理事となっている。その後松竹座の総支配人となっているが、千葉吉造の功績は、海外の映画の配給や日本の映画業界においてみられる。昭和5年5月2日付『キネマ週報』12号の記事には、千葉吉造の指揮のもとで行われたフィルム式のトーキーの研究成果を伝えている。しかし、千葉吉造と山田伸吉との関係は、松竹という会社にとどまらないようである。それは、『笑説法善寺の人々』（長谷川幸延著、昭和40年）の「五色の酒」に、大正9年ごろの著者自身の日記を振り返って、当時の道頓堀周辺のレストランとカフェの店名と共にその常連の名が記され、「スタンド・ライオン」の常連客として千葉吉造と山田伸吉の名があるためである。大正9年といえば、千葉吉造が松竹に入社して2年、山田伸吉の入社は、大正11年ごろとされているため、二人の交流は松竹入社以前から私的な交流があった可能性がある。それを裏付けるように、千葉吉造の娘千鶴子の結婚を知らせる昭和23年4月12日付の葉書や祖母の密葬を終えたことを報告する昭和27年9月1日付の葉書がある。葉書以外にも書簡が複数残っており、二人の親密な交流がうかがわれる。こうした交流の広さも加わって、山田伸吉は単なる舞台美術家ではなく、演劇界において重要な人物と目されていたのであろう。昭和25年の書簡に、監督を志望する人物の履歴書を送るものもあった。

舞台美術家の大塚克三と山田伸吉の交流について、『大塚克三舞台美術大道具帳』（浪速社、昭和51年）の「あとがき」で大塚克三は「本の装幀は若い頃からの友人、山田伸吉さんです。」と紹介している。二人は昭和47年3月にアベノ近鉄での「大塚克三・山田伸吉舞台美術展」の開催や、昭和44年の年賀状（図3）などから、親交の深さがわかる。しかし、二人は舞台美術家という縁だけではない。『番傘』62巻6号（番傘川柳本社、昭和48年6月）で、食満南北17回忌に因んで行われた偲ぶ会の記事があり、その発起人として、川柳の近江砂人をはじめとして片岡仁左衛門、中村鴈治郎ら歌舞伎役者や、長谷川幸延、大塚克三、山田伸吉らの名がある。その他にも書簡の中には、かくし芸を勉強することを目的とした昭和44年7月付のかどわ会の案内がある。その発起人に英太郎と長谷川幸延がおり、「前回出席者の方々」の中に大塚克三と山田伸吉の名も挙がる。長谷川幸延とのつながりについては後にも述べるが、山田伸吉、大塚克三、長谷川幸延らは公私ともに深い親交があったのであろう。

2. 劇作家、小説家との交流

次に、演劇の劇作家や小説家との交流について述べる。山田伸吉のもとに届いた劇作家や小説家からの葉書には、長谷川幸延、佐谷功、徳田純弘、吉田昂生、犬塚稔、香村菊雄、大西利夫、藤田草之助、河口正勝、葭間恵文、戸板康二などがある。

なかでも大西利夫と長谷川幸延の葉書は多い。大西利夫は松竹での活動のあと、朝日新聞の記者となり、朝日新聞退社後ふたたび演劇活動を行った人物である。松竹での活動については『大西利夫遺稿集』（大西利夫遺稿集刊行会、昭和53年）の年譜で、大正9年に「松竹合名社入社 演劇活動に入る」とある。大正11年ごろに入社した山田伸吉と交流が始まったのであろう。大西利夫からの葉書の多くが年賀状であるが、昭和30年代から昭和50年代のもので長期的な交流があった。大西利

夫が昭和20年に退社していることから、仕事上の交流にとどまらなかったのであろう。

つぎに、大西利夫以上に葉書が多い長谷川幸延は、食満南北門下の劇作家であり小説家である。山田伸吉は、長谷川幸延の小説の装幀や挿絵を担当していることで知られる。長谷川幸延からの葉書と書簡からは、仕事のものにとどまらず、私的な交流がうかがい知れる。すでに述べたように、山田伸吉と大塚克三、長谷川幸延は食満南北の偲ぶ会やかどわ会において、深い親交をもっていた。ただしそれだけにとどまらず、彼らは道頓堀を中心とする文化人グループの主要メンバーである。肥田皓三氏の「山田伸吉氏と私」（『道頓堀今昔—芝居画家山田伸吉の世界—』関西大学大阪都市遺産研究センター、2012年）によると、山田伸吉は長谷川幸延らとともに、松竹座宣伝部で雑誌『道頓堀』の編集にあたった鳥江鏡也が主要のメンバーであったと述べる。また肥田皓三氏は、山田伸吉らが主催する天牛新一郎をたたえる会や大塚克三の『舞台美術大道具帳』、松本憲一（池津勇太郎）の『まかり通る』、香村菊雄の『大阪慕情・船場ものがたり』の出版記念会や鳥江鏡也の「大阪文化功労賞」を祝う会などに参加したとある。さらに、香村菊雄からの書簡にも、この出版記念会に言及したものがある。この昭和56年3月28日付の書簡は、香村菊雄が山田伸吉の没後に、山田伸吉の家族に送ったもので、故人との思い出をしたためており、山田伸吉と大塚克三、長谷川幸延らがこの出版記念会を企画した思い出が記されている。

なにより、彼らの交流と切っても切れないのが大和屋、正弁丹吾亭、天牛書店などの道頓堀の老舗の存在であろう。大和屋については、すでに述べたように大阪の花柳界の中心であり、山田伸吉自身への葉書からも交流が見られる。正弁丹吾は、織田作之助の小説『夫婦善哉』にも登場する法善寺横丁のおでん屋である。山田伸吉への年賀状が5通あるほか、長谷川幸延の昭和47年3月28日付の葉書においても、「大和屋はよかつたと思う、しかし三玄は蛇足であつたのではないか」と批評したり、正弁丹吾へ行く予定と共に打ち合わせをしたりする旨が記されている。長谷川幸延や山田伸吉にとってなじみの店であったのであろう。

特に親交が深いのは、天牛書店である。天牛書店は、明治40年に創業した大阪の文化人や研究者が多く通う古書店である。天牛書店だけでなく天牛新一郎、天牛勇、天牛書店の番頭の尾上政太郎からも山田伸吉宛の葉書が多数残る。また、天牛書店には、山田伸吉が描いた「天牛主人像」がある。これは、前述した天牛新一郎をたたえる会に際し、山田伸吉から送られたもので、両者の親交がうかがえる。さらに「山田伸吉氏を偲ぶ会」の案内往復葉書には、その発起人の中に前述した香村菊雄や池津勇太郎らとともに天牛新一郎の名前があり、天牛新一郎も山田伸吉や長谷川幸延らの文化人グループのメンバーであったのであろう。

3. 洋画家との交流

最後に、山田伸吉の洋画家との交流についても触れておきたい。山田伸吉の画業は、油彩舞台画が広く知られているが、山田伸吉は洋画家でもあり、実際に春陽会や二科会に出品をしている。葉書の中には、春陽会の会員である田中寿太郎、鬼塚金華、今竹七郎、三井永一、和田歳一、山川清、原精一ら、二科会の会員である東郷青児、浪江勘次郎、妹尾健太郎、向井潤吉、吉川加都斗、野村守男ら芸術家たちによるものがある。

特に鳥海青児との交流は、葉書こそ1枚のみだが、複数の書簡や唐招提寺を山田伸吉とともに歩く姿を撮影した写真がある。その書簡の中には、骨董品の取引をしていることが記されている。

時代はともかくとして志野はたしかだとの事御報告します。鉢とで四五千円間違ひなくありま

すよと云ふて居りましたから、出世しました。貴兄、御急なら、知人か商売人に話ませう。駄目なら、五千円なら僕が引きうけます。〈中略〉このところ挿画の注文とり、がくぶちの注文とり、骨董品のシユーセンで大分はんじょうですが、鳥海骨董店さつぱりもうかりまへん

この昭和23年ごろと見られる書簡では、山田伸吉が志野の鉢の鑑定を、鳥海青児を通じて依頼したことがわかる。そして、山田伸吉のために骨董品の引き取りを申し出ており、金銭的な援助をしていたことがうかがえる。こうした援助は、鳥海青児だけではなく、鳥海の妻きよからもみられる。妻のきよは、鳥海青児の体調が悪いときに、山田伸吉へ病状を伝えるとともに昭和40年12月21日付書簡では「本日金貳万円也同封お送り致します。年末僅少ですが何か御役にたてばうれしく存じます」と現金を送っている。これ以外にも、たびたび現金書留の封筒と書簡がある。このように、鳥海青児と山田伸吉は家族ぐるみの親交であるとともに、山田伸吉への金銭的援助もあったようである。

また鳥海青児に師事した小野忠弘からも葉書や書簡がある。小野忠弘は、青森出身で東京美術学校に入学した美術家で、昭和45年3月14日付の書簡には東京の仕事場へ招待しており、鳥海青児を紹介した親交を結んでいたのであろう。

すでに述べたように、山田伸吉は油彩舞台画家で知られるが、洋画家としてはどのような存在であったのだろうか。その手掛かりとして、吉川加都斗の昭和54年の年賀状を取りあげたい。吉川加都斗については、経歴未詳であるが、この年賀状には山田伸吉筆とみられる「二科会出品者」の書入れがあり、二科会によるつながりとわかる。また、この年賀状の裏書きには、吉川加都斗からの「ご指導よろしくお願いいたします」との一文がある。この一文が実際の指導を伴わない年賀状のあいさつとして書かれたとしても、山田伸吉が二科会の中で指導を求められるような存在であったことがうかがえる。

さらに春陽会会員の中でも、重要な立場であったようで、今竹七郎は山田伸吉について次のように述べている。

その当時（筆者注、昭和14年頃）、社会的地位は別として、大阪には神戸では見られない華やかな図案家の存在があった。そのトップは、松竹座美術部の山田伸吉であった。〈中略〉純粹美術でも春陽会の入選者という事実が、彼の人気をいっそう確実なものにしていたようである。

（『昭和のはじめから戦後まで』『日本デザイン小史』、ダヴィッド社、昭和45年）

このことから、山田伸吉が洋画家としての立場も広く周知されていたことがわかる。なお、今竹七郎は、神戸大丸の意匠部員、大阪高島屋の宣伝部を経て春陽会会員となった人物で、関西のグラフィックデザイナーとして知られる人物である。今竹七郎からの葉書に、昭和50年から昭和55年にかけての年賀状があり、書簡のなかにも昭和52年4月に今橋画廊で行われた今竹七郎の個展の案内が残されている。当時の山田伸吉は春陽会員としても図案家としても重鎮として認識されていたのであろう。山田伸吉の洋画家としての活躍は再検討が必要ではないだろうか。

おわりに

今回、山田伸吉宛葉書1001通を整理してわかった交流として、舞台の関係者、劇作家や小説家、画家の3つに分けて述べた。山田伸吉の交流は、大塚克三や長谷川幸延、天牛新一郎、大和屋といった大阪の文化人とのつながりが深いことが明らかとなった。そのため、舞台芸術家や『松竹座ニュース』などの表紙を担った人物というだけでなく、道頓堀の演劇や文化の中心人物の一人とし

て評価すべき人物であるということが再認識できた。また、春陽会と二科会の人物との交流も広いことから、洋画家としての山田伸吉の評価も改めて行う必要があるだろう。

なお、ここでは十分に山田伸吉との交流を考証できず、紹介できなかった人物に吉本興業社長の橋本鐵彦、詩人でアナーキズム雑誌『ドドド』主催の多田文三、劇評家の利倉幸一、易学者の柴野光謙などがいる。今後も葉書の考証と同時に、未整理の葉書や書簡の調査を行うことで、戦前と戦後の演劇界や洋画家の人的交流が明らかになることを期待したい。また、当センターでは、大塚克三の資料と古家新の資料など、当時の道頓堀や演劇界において重要な資料を所蔵している。今後は「なにわ大阪研究センター所蔵資料データベース」がより広く利用されることによって、山田伸吉の研究をはじめとする研究が広がることを願うばかりである。

(くろさわ さとり 関西大学非常勤講師)

大阪松竹座の開場(1923年、大正12年)から 1936年(昭和11年)までの上映作品と上演演目一覧

李 信 雨

要 旨：本資料は、大阪松竹座の開場（1923年〈大正12年〉）から大大阪時代、特にその隆盛期（1936年〈昭和11年〉まで）における公演演目とその内容を整理・体系化したデータである。本稿では、この資料の内容を紹介するとともに、その活用例としてデータの集計と分析によって得られた上映作品や上演演目の傾向について示す。

キーワード：大阪松竹座、大大阪時代、上映作品、上演演目、データベース

1. はじめに

中座、角座など、芝居五座が櫓を連ねた道頓堀の地に、日本最初の鉄筋コンクリート造りの洋式劇場として大阪松竹座がその威容を見せたのは、1923年（大正12年）であった。5月18日の第一回興行の番組は、ドイツ映画の「ファラオの恋」と松竹蒲田映画「母」、そして松竹楽劇部の舞踊「アルルの女」の実演であった。

大阪松竹座は、関西初の国際的な劇場として、ネオ・ルネッサンス様式の近代建築史に残る名建築として竣工した。興行スタイルも、1922年（大正11年）4月に誕生した松竹楽劇部（のちのOSK）のレビューと、外国映画の組合せという斬新な試みで、ハイカラな劇場として、大阪のみならず関西の芝居観覧者に愛される存在に育っていった。以後、松竹楽劇部を中心に、海外の舞踊団、俳優の実演（猿之助、井上正夫、水谷八重子、岡田嘉子、花柳章太郎等）も行われ、道頓堀に新風を送り続けた。松竹楽劇部の本拠地が大劇に移ってからは、洋画の封切、戦中・戦後は邦画の封切館として、さらに1952年（昭和27年）からは洋画の封切館として、数々の名画を上映してきた。

本資料は、大阪松竹座の開場（1923年、大正12年）から1936年（昭和11年）までの上映作品と上演演目を整理・体系化してデータとして提供している。本稿では、資料の内容について紹介し、そこから得られた、上映作品、上演演目の傾向に触れる。

2. 資料の内容

本資料は、大阪松竹座における上映作品及び上演演目の一覧表として編集されている。資料の作成にあたり、上映・上演情報を体系的に整理しデータ化するための分類が検討され、以下の12項目

にわたり記述されている。

1. 劇場名
2. 西暦年
3. 月
4. 日
5. 昼間／夜間
6. 分類
7. 演目／要件
8. 巻数／場数
9. 邦画／洋画／その他
10. 配給／出演
11. 演者
12. 参考 URL

大阪松竹座の開場（1923年大正12年 5月10日）から1936年昭和11年12月末までの全1,999公演が掲載されている。以下に資料の諸元を記述する。

- ・資料名：大阪松竹座 上映作品、上演演目一覧（1923年～1936年）
- ・文献調査、資料作成者：松竹音楽出版株式会社
- ・作成年月日：2024年 3月15日
- ・参照 出典 文献：
 1. 永山武臣監修，大阪松竹座開場記念誌編集委員会編：新築開場記念誌 大阪松竹座，松竹株式会社（1997.2）
 2. 大阪松竹座宣伝部編：大阪松竹座新築開場記念 松竹座興行記録（大12～平6年），大阪松竹座（1997）
 3. 日比繁治郎編：松竹関西演劇誌 附 明治時代興行記録，松竹編纂部（1941.3）
 4. 国立劇場近代歌舞伎年表編纂室編：近代歌舞伎年表 大阪篇 第7巻，第8巻，（2014.1）
- ・資料の体裁：エクセル形式、ワード形式、PDF
- ・ファイル容量：179KB (Excel ファイル)
- ・所有者：関西大学なにわ大阪研究センター（利用希望者はセンターに問い合わせること）

次ページの表1には、紙面の都合上選出した6項目（西暦年、月、日、分類、演目／要件、配給／出演）が示されている。全期間を A4用紙に印刷する場合、総ページ数が44ページになるため、1923年と1936年の2カ年分が掲載されている。

表1 資料の内容（12項目から6項目を抽出し、最初と最後の各1年分を表示）

西暦年	月	日	分類	演目／要件	配給／出演
1923	5	10日	新築落成	新築落成	新築落成
1923	5	17日	開場式	開場式	開場式
1923	5	17日	映画	母	松竹蒲田
1923	5	17日	管弦楽	英雄	松竹管弦団による管弦楽
1923	5	17日	舞踊	アルルの女	松竹楽劇部
1923	5	18日～	映画	赤倉のスキー	松竹蒲田
1923	5	18日～	映画	ファラオの恋	独ウーファ
1923	5	18日～	映画	母	松竹蒲田
1923	5	18日～	舞踊	アルルの女	松竹楽劇部一期生出演
1923	5	29日～	映画	人生の愛	松竹蒲田
1923	5	29日～	映画	乗合馬車	FN（ファースト・ナショナル）
1923	5	29日～	舞踊	舞踊	イヴァン・バンコツフ一座
1923	6	8日～17日	実演	河東節「乱髪夜編笠（お七狂乱）」	藤間静枝
1923	6	18日～	映画	町の英雄	WB（ワーナー・ブラザーズ）
1923	6	18日～	映画	大東京の丑満時	松竹蒲田
1923	6	18日～	舞踊	蠅と蜘蛛	エリアナ・バヴロワの舞踊
1923	6	18日～	舞踊	ウクライナ・ダンス	エリアナ・バヴロワの舞踊
1923	6	18日～	舞踊	瀕死の白鳥	エリアナ・バヴロワの舞踊
1923	6	28日～	映画	水藻の花	松竹蒲田
1923	6	28日～	映画	海上の一夜	FN（ファースト・ナショナル）
1923	6	28日～	舞踊	ミニヨネット	松竹楽劇部
1923	6	28日～	不明	淋しき祀り	
1923	6	28日～	実演	セレナーデ・エスパニユール	
1923	7	10日～19日	映画	荒浪と戦ふ男	FN（ファースト・ナショナル）
1923	7	10日～19日	映画	天を仰いで	松竹蒲田
1923	7	10日～19日	舞踊	千鳥	松竹楽劇部第二部出演
1923	7	10日～19日	第一 所作事	操三番叟 長唄囃子連中	（春秋座）市川猿之助一座 翁＝八百蔵、千歳＝団吉、三番叟＝猿之助
1923	7	10日～19日	第二	俊寛	倉田百三作
1923	7	10日～19日	第三 新曲	橋弁慶 長唄囃子連中	（春秋座）市川猿之助一座 弁慶＝猿之助、牛若丸＝八百蔵
1923	7	10日～19日	第四 新舞踊	焼津の日本武尊 新舞踊野火	（春秋座）市川猿之助一座 日本尊＝團子、橘姫＝木村靖子、松竹管弦楽団
1923	7	21日～	映画	小染と欣也	松竹蒲田
1923	7	21日～	映画	深夜の怪鐘	FN（ファースト・ナショナル）
1923	7	21日～	映画	剃刀	松竹現代映画
1923	7	21日～	舞踊	露西亞舞踊	ナデジータ・バヴロワ、エリアナ・バヴロワ
1923	8	1日～	映画	氷原の血煙	エドウィン・ケイリユー
1923	8	1日～	映画	親娘の旅路	松竹蒲田

西暦年	月	日	分類	演目／要件	配給／出演
1923	8	1日～	舞踊	雨	松竹楽劇部
1923	8	1日～	舞踊	昔のお手まり	松竹楽劇部
1923	8	1日～	舞踊	時の経過	松竹楽劇部
1923	8	10日～	映画	家なき女	松竹蒲田
1923	8	10日～	映画	お転婆娘	松竹蒲田
1923	8	10日～	映画	ニコニコ大会	
1923	8	10日～	実演	少年團のつとめ（松竹少年團）	小壽々女座
1923	8	10日～	実演	びつこの松虫	中瀬源太郎作
1923	8	10日～	実演	日の出神楽	巖谷小波作
1923	8	10日～	実演	人形くらべ	川尻清潭作
1923	8	10日～	実演	団長・こほろぎ・風の神・日本人の口上言ひ＝壽美蔵	小壽々女座
1923	8	10日～	実演	副団長・蟻・雄鶏・西洋人の口上言ひ＝市川莚升	小壽々女座
1923	8	14日～18日	実演	沼の人魚	古谷誠一作
1923	8	14日～18日	実演	酔狸々（よいしょうじょう）	香取仙之助作
1923	8	19日～	映画	貫一と満江	松竹蒲田
1923	8	19日～	映画	激浪の一舟	FN（ファースト・ナショナル）
1923	8	19日～	映画	臆病隊長（短篇）	
1923	8	19日～	舞踊	保名狂乱 清元梅吉社中、女流清元連中	鹿島えつ子
1923	8	31日～	映画	光の大洋	FN（ファースト・ナショナル）
1923	8	31日～	映画	罪の扉	松竹蒲田
1923	8	31日～	新舞踊	シンフォニー	松竹楽劇部
1923	9	10日～	映画	ワツフル焼	メトロ
1923	9	10日～	映画	大馬鹿者	メトロ
1923	9	10日～	新舞踊	ある幻想	松竹楽劇部
1923	9	10日～	映画	シアロレー伯爵	独シユテルン
1923	9	20日～	映画	二人の孤児	松竹蒲田
1923	9	20日～	映画	シンミ——鳥渡り（短篇）	
1923	9	30日～	映画	呪はれの日	松竹下加茂 第1回作品
1923	9	30日～	映画	決死の冒険	独フエーブス
1923	9	30日～	映画	勇敢なる孤児	FN（ファースト・ナショナル）
1923	10	10日～	映画	山中小唄	松竹下加茂
1923	10	10日～	映画	大地は怒る	松竹蒲田
1923	10	10日～	映画	魂を追う影	FN（ファースト・ナショナル）
1923	10	20日～	映画	巨人ゴーレム	独ウニオン
1923	10	20日～	映画	赤ん坊悪魔	メトロ
1923	10	20日～	映画	霧の小路	松竹下加茂
1923	10	30日～	映画	快男児ソーヤー	メトロ

西暦年	月	日	分類	演目／要件	配給／出演
1923	10	30日～	映画	お姫草	松竹下加茂
1923	11	9日～	映画	焔の行方	松竹下加茂
1923	11	9日～	映画	結婚とは？	WB（ワーナー・ブラザース）
1923	11	9日～	映画	あなたの妻よ	メトロ
1923	11	19日～	映画	恐しき夜	松竹下加茂
1923	11	19日～	映画	ロビン・フッド	U・A（ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC）
1923	11	19日～	歌舞劇	地上の勝利	松竹楽劇部
1923	11	29日～	映画	モリ——・オ	マツク・セネット
1923	11	29日～	映画	夜の笑	松竹下加茂
1923	11	29日～	歌劇	五麗春	松竹楽劇部
1923	11	29日～	舞踊	ミリタリー・マーチ シューベルト曲	松竹楽劇部
1923	11	29日～	舞踊	誘惑	松竹楽劇部
1923	12	9日～	映画	サロメ	U・A（ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC）
1923	12	9日～	映画	奇傑ゾロ	U・A（ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC）
1923	12	9日～	映画	暮るる嶺	松竹下加茂
1923	12	20日～	映画	眞春の夢	U・A（ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC）
1923	12	20日～	映画	アダムとエヴァ	パラマウント支社
1923	12	20日～	歌劇	クリスマス・イヴ	松竹楽劇部
1923	12	20日～	舞踊小品三種	木の兵隊さん	松竹楽劇部
1923	12	20日～	舞踊小品三種	秋募るる	松竹楽劇部
1923	12	20日～	舞踊小品三種	村のエピソード	松竹楽劇部
1936	1	12月31日～	映画	テンプルちゃんお芽出たう	FOX 発声
1936	1	12月31日～	映画	海国の誉れ	英 GB
1936	1	7日～	映画	野性の叫び	U・A（ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC） 発声
1936	1	7日～	映画	桃源境	独ウーフア
1936	1	14日～	映画	ポンペイ最後の日	RKO 発声
1936	1	14日～	映画	僕は軍人	WB（ワーナー・ブラザース） 発声
1936	1	22日～	映画	トップ・ハット	RKO 発声
1936	1	22日～	映画	頑張れキャグネイ	WB（ワーナー・ブラザース） 発声
1936	1	30日～	映画	支那海	メトロ発声
1936	1	30日～	映画	男子牽制	メトロ発声
1936	2	6日～	映画	ミモザ館	仏トビス発声
1936	2	6日～	映画	恋は終りぬ	1935年製作／オーストリア 原題：Letzte Liebe
1936	2	13日～	映画	モスコーの一夜	仏 GGF
1936	2	13日～	映画	胡椒娘	仏 SIC

西暦年	月	日	分類	演目／要件	配給／出演
1936	2	13日～	映画	銀界の弥次喜多 (映画『銀界縦走』)	原題：Abenteuer im Engadin、製作年：1932年、製作国：ドイツ、配給：三映社、初公開年：1932年、上映時間分、製作会社：ゾーカル
1936	2	20日～	映画	東への道	FOX 発声
1936	2	20日～	映画	ダーク・エンゼル	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	2	27日～	映画	あかつき	独ウーフア発声
1936	2	27日～	映画	踊子ブロードウエー	メトロ発声
1936	3	5日～	映画	踊子ブロードウエー	メトロ発声
1936	3	5日～	映画	乙女よ嘆くな	RKO 発声
1936	3	12日～	映画	白き処女地	仏SNC 発声
1936	3	12日～	映画	君を夢みて	独トビス発声
1936	3	19日～	映画	バーバリー・コースト	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	3	19日～	映画	三十九夜	英GB
1936	3	26日～	映画	ジャングルの王	RKO 発声
1936	3	26日～	映画	コンゴ部隊	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	4	26日～		漫画大会	
1936	4	2日～	映画	米国の機密室	メトロ発声
1936	4	2日～	映画	猛獣師の子	メトロ発声
1936	4	2日～	映画	飛び出す活動	メトロ発声
1936	4	9日～	映画	晩春	メトロ発声
1936	4	9日～	映画	モダン東京	メトロ発声
1936	4	9日～	映画	おもかげ	伊ACI
1936	4	16日～	映画	アンナ・カレニナ	メトロ発声
1936	4	16日～	映画	黒い瞳	仏ミロ
1936	4	23日～	映画	夢の並木路	コロムビア発声
1936	4	23日～	映画	春の宵	メトロ発声
1936	4	30日～	映画	郷愁	澳サッシャ発声
1936	4	30日～	映画	栄光の道	仏CFC 発声
1936	5	7日～	映画	幽霊西へ行く	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	5	7日～	映画	近代脱線娘	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	5	14日～	映画	オペラは踊る	メトロ発声
1936	5	14日～	映画	瞳初恋	メトロ発声
1936	5	21日～	映画	戦ひの前夜	仏アマベリアル
1936	5	21日～	映画	脱線僧正	メトロ発声

西暦年	月	日	分類	演目／要件	配給／出演
1936	5	28日～	映画	オペラ・ハット	コロムビア発声
1936	5	28日～	映画	意気な紐育つ子	コロムビア発声
1936	6	4日～	映画	マヅルカ	独ツイネ
1936	6	4日～	映画	諾？否？	メトロ発声
1936	6	11日～	映画	装へる夜	仏VED
1936	6	11日～	映画	歌へ今宵を	独ツイネ
1936	6	18日～	映画	私の行状記	メトロ発声
1936	6	18日～	映画	南海のペーガン	メトロ発声
1936	6	25日～	映画	ジャンジャーク	独ウーファ発声
1936	6	25日～	映画	モンテカルロの銀行破り	FOX 発声
1936	7	2日～	映画	青春の海	独ウーファ発声
1936	7	2日～	映画	極楽浪人天国	メトロ発声
1936	7	9日～	映画	生活への道	U・A (ユナイテッド・アーティスツ、 United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	7	9日～	映画	断呼戦ふべし	メトロ発声
1936	7	16日～	映画	大空の驚異	独ウーファ
1936	7	16日～	映画	片道切符	コロムビア発声
1936	7	16日～	映画	黒い太陽	製作会社：東京・大阪朝日新聞社、製 作スタッフ：光学装置／五島光学研究 所、撮影／三木茂、林田重雄、製作 年：1923年、規格：19分／16ミリ／ス タANDARD／白黒
1936	7	22日～	映画	僕の脱走記	メトロ発声
1936	7	22日～	映画	可愛いオデイ	FOX 発声
1936	7	22日～		各社漫画大会	
1936	7	29日～	映画	第二情報部	仏CFC
1936	7	29日～	映画	悪魔の空襲	コロムビア発声
1936	8	5日～	映画	第二情報部	仏CFC
1936	8	5日～	映画	懐かしのケンタツキー	FOX 発声
1936	8	5日～		アメリカ漫才	
1936	8	11日～	映画	港に異状なし	メトロ発声
1936	8	11日～	映画	何が彼女をさうさせたか	FOX 発声
1936	8	18日～	映画	ローズ・マリイ	メトロ発声
1936	8	18日～	映画	カルメン狂想曲	独ウーファ
1936	8	18日～		シエパードの珍芸	
1936	8	25日～	映画	最後の戦闘機	仏パテ
1936	8	25日～	映画	ヴェニス船唄	独ウーファ
1936	9	1日～	映画	五つ児誕生	FOX 発声
1936	9	1日～	映画	小公子	U・A (ユナイテッド・アーティスツ、 United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	9	8日～	映画	虎鯨島脱獄	FOX 発声
1936	9	8日～	映画	地獄への挑戦	メトロ発声

西暦年	月	日	分類	演目／要件	配給／出演
1936	9	8日～	映画	オリンピック・ニュース	大毎提供
1936	9	15日～	映画	妻と女秘書	メトロ発声
1936	9	15日～	映画	この三人	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	9	23日～	映画	地の果てを行く	仏SNC
1936	9	23日～	映画	テンプルの燈台守	FOX 発声
1936	9	30日～	映画	来るべき世界	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	9	30日～	映画	ロビンフッドの復讐	メトロ発声
1936	10	7日～	映画	来るべき世界	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	10	7日～	映画	ガルシアの伝令	FOX 発声
1936	10	14日～	映画	二国旗の下に	FOX 発声
1936	10	14日～	映画	バーレスクの王様	FOX 発声
1936	10	21日～	映画	みどりの圏	仏フラグ
1936	10	21日～	映画	小都会の女	メトロ発声
1936	10	28日～	映画	罪と罰	仏ジエネラル
1936	10	28日～	映画	夜の鶯	独ツイネ
1936	11	3日～	映画	隊長プーリバ	仏GGF
1936	11	3日～	映画	モヒカン族の最後	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声
1936	11	10日～	映画	巨星ジークフェルド	メトロ発声
1936	11	10日～	映画	海賊は踊る	メトロ短篇
1936	11	17日～	映画	巨星ジークフェルド	メトロ発声
1936	11	17日～	映画	海賊は踊る	メトロ短篇
1936	11	24日～	映画	巴里の女	U・A (ユナイテッド・アーティスト、United Artists Entertainment LLC) 発声 1935年製作／91分／フランス 原題：Baccara
1936	11	24日～	映画	マンハッタン夜話	コロムビア発声
1936	12	1日～	映画	ゴルゴダの丘	仏グレー
1936	12	1日～	映画	愛の花籠	FOX 発声
1936	12	8日～	映画	国際間諜団	独ウーファ
1936	12	8日～	映画	世界を敵として	独ヒザ・ヘルツォグ
1936	12	15日～	映画	丘の彼方	FOX 発声
1936	12	15日～	映画	シユヴァリエの放行兇	英テブリッツ
1936	12	15日～	映画	人妻の戒律	メトロ発声
1936	12	15日～	映画	今年の動き	朝日新聞社
1936	12	22日～	映画	歳末映画週間	

3. 上映作品、上演演目の傾向

本資料を元に、1923年から1935年の各年において、大阪松竹座で行われた興行の件数を演目別に集計した結果を表2に示す。ここで下4行の網掛けは興行以外の分類である。この表は、松竹座における興行の年次推移を種類別に示しているが、毎年度ともに映画の上映が圧倒的に多く、実演や松竹楽劇部のレビュー以下の舞踏や芝居などの興行はほとんど行われていないことが分かる。また、松竹座の開場当初に行われていた映画以外の様々な興行は、年代の進行に伴って実施されなくなり、1935年はほぼ映画の上映のみとなっている。

表2 1923年から1935年における、大阪松竹座で行われた興行の件数

分類/ 件数	期間累計	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	合計	構成比
映画	1,473	53	110	115	100	127	124	121	108	122	130	111	131	121	1,473	78.1%
実演	106	10	1	7	9	12	17	26	13	2	1	4	3	1	106	5.6%
レビュー	104					5	11	19	20	13	16	10	9	1	104	5.5%
舞踏	82	15	7	5	15	11	7	7	10	2	0	1	2		82	4.3%
アトラクション	18				1	5	1	4	2	1		3	1		18	1.0%
歌劇	13	2	10			1									13	0.7%
舞踏劇	11		6	3	2										11	0.6%
舞踏小品三種	9	3	3	3											9	0.5%
新派劇	7			1	5	1									7	0.4%
管弦楽	6	1			5										6	0.3%
ナンセンス・コメディ	5						5								5	0.3%
新舞踏	4	2		1	1										4	0.2%
グラント・コンサート	3			2			1								3	0.2%
歌舞伎レビュー	3									3					3	0.2%
小品	3			3											3	0.2%
新劇	3			2			1								3	0.2%
童話劇	3			1		2									3	0.2%
舞踏三題	3		3												3	0.2%
ナンセンス・シヨウ	2									2					2	0.1%
バラエテ	2								2						2	0.1%
歌舞劇	2	1	1												2	0.1%
楽劇舞踏・三種	2				2										2	0.1%
芝居	2										2				2	0.1%
小唄レビュー	2							2							2	0.1%
演奏	1										1				1	0.1%
歌舞劇 第一	1		1												1	0.1%
歌舞劇 第二	1		1												1	0.1%
交響楽	1			1											1	0.1%
志那劇	1				1										1	0.1%
第一 所作事	1	1													1	0.1%
第三 新曲	1	1													1	0.1%
第四 新舞踏	1	1													1	0.1%
第二	1	1													1	0.1%
日本舞踏	1								1						1	0.1%
舞踏小品	1			1											1	0.1%
邦舞劇	1		1												1	0.1%
不明	2	1	1												2	0.1%
新築落成	1	1													1	0.1%
開場式	1	1													1	0.1%
休場	3				3										3	0.2%
合計	1,887	92	145	145	141	164	167	179	156	145	150	129	146	123	1,887	100.0%
構成比		4.9%	7.7%	7.7%	7.5%	8.7%	8.9%	9.5%	8.3%	7.7%	7.9%	6.8%	7.7%	6.5%	100.0%	

表3 全興行の集計結果

分類	件数	構成比
映画	1,473	78.1%
実演（その他を含む）	407	21.6%
不明	2	0.1%
新築落成	1	0.1%
開場式	1	0.1%
休場	3	0.2%
合計	1,887	100.0%

この期間の全ての演目を合計した結果を表3に示す。ここで、実演（その他を含む）の欄は、表2の映画以外の興行の項目を全て足し合わせた数を表しているが、映画の上映が興行の約80%を占めており、映画に特化した劇場であったことが分かる。

4. 資料の作成意図ならび期待する価値

本資料は、大阪松竹座の開場（1923年、大正12年）から大大阪時代、特にその隆盛期（1936年、昭和11年末まで）の公演演目とその内容を整理・体系化したレポートである。一般的な演劇研究において、劇場の歴史と演目を集約した研究論文は存在するものの、大阪松竹座に特化して、開設日から大大阪時代の上映作品、上演演目を体系的に整理した資料は稀有な存在である。特に、本資料では体系的な整理の根拠となる上映上演情報の分類とデータ化を実現しており、そのデータを集計・分析することにより、上映作品、上演演目の傾向の客観化に貢献している。本レポートはその内容の独自性により、関西大学およびなにわ大阪研究センターの研究者にとって価値の高い研究資料となることを期待しており、加えて、なにわ大阪研究センターにて2023年度より進行している「3次元CGを使用した大大阪時代の街並み及び松竹座の復元研究」において、当時の劇場の雰囲気再現し、臨場感溢れるシーンを作成するために、劇場の具体的な状況を知ることができる資料としても意義があるものと期待している。

（り しんう 松竹音楽出版株式会社常務取締役 なにわ大阪研究センター非常勤研究員）

2023年度なにわ大阪研究センター基幹研究班

なにわ大阪研究センターにおける 研究成果の可視化と情報発信

研究代表者	乾	善	彦			
研究分担者	林	武	文	藪	田	貫
	井	浦	崇	橋	寺	知
	丸	山	徹	北	川	博
						子

要 旨：基幹研究班では、前年度に引き続き、なにわ大阪研究センターにおける研究成果の可視化と情報発信を重点課題とし、それと並行して歴史、文化と地域に関する研究を進めた。研究テーマに基づき、①大大阪時代の道頓堀復元、歌舞伎番付研究、歴史建築研究、②堺鉄砲鍛冶屋敷井上家文書および火縄銃の製造技術研究、CGを用いた可視化、③浪花名所図屏風研究とその情報発信において成果を挙げた。本稿では、各研究の内容と成果の概要について述べる。

キーワード：道頓堀、可視化、歌舞伎番付、堺鉄砲鍛冶屋敷、火縄銃、大阪松竹座、浪花名所図屏風

1. はじめに

基幹研究班は、なにわ大阪研究においてこれまでに蓄積した研究成果の継承・整理・発信に重点を置き、長期的な展望に基づいた継続的研究の推進を設置の目的としている⁽¹⁾。そのために、複数年に渡る研究テーマ4件が掲げられており⁽²⁾、2023年度は、この中から前年度に引き続き以下の3テーマについて取り組んだ。

- ①道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信
- ②鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究
- ④豊臣期大坂図屏風に関連する海外研究機関との共同研究成果の継承

このうち研究テーマ④は、協定を結んでいるオーストリア・グラーツのヨアネウム州立博物館と

の共同事業により、2025年の大阪関西万博を見据えたものであったが、オーストリア側の見通しが立たないことから計画を見直し、後継の研究テーマへの移行を検討した。

各研究テーマの成果について以下に述べる

2. 研究成果

(1) 研究テーマ①について

研究のアプローチとしては、道頓堀芝居町の景観の可視化を中心課題とし、それに向けた調査の過程を通して、芝居研究や景観の歴史研究を並行して進める形を取っている。これまでにセンターで実施した大正8年（1919年）の道頓堀五座と街並みの復元研究により、可視化の意義と効果は確認されている。

2023年度より、新たな景観の可視化対象として、松竹座を含めた昭和初期（大大阪時代）の道頓堀を取り上げ、3次元CGを用いた街並みの復元研究を開始した。まず、復元に必要な資料として、書籍や雑誌の古写真、絵画や絵葉書など色や質感の分かる資料、Webサイト上の映像などを収集し、復元する年代と場所について検討した。その結果、復元年代は、代表的なコンクリートの建物が建ち揃う昭和10年（1935年）前後、また復元場所は、当時の道頓堀を象徴する地点として、松竹座付近（松竹座～浪花座付近の芝居側の景観）、戎橋付近（橋上から見た浜側～芝居側の景観）、角座付近（角座付近の芝居側の景観）3箇所を選定した。これを受けて、地籍地図と古写真や映像等の資料に基づき、建物の形状と位置を特定した。前回行った大正8年の街並み復元では、雑誌「道頓堀」（大正8年刊行）に掲載された芝居側の全ての家屋のスケッチ画を基本資料として用いた。しかし、今回の年代設定では、航空写真を除きこのような街全体の様子を知る資料を入手することが出来なかった。復元の精度を高め時代考証をより確実なものとするために、復元地点は資料が存在する上述の3地点に限定している。2023年度には、収集したデータに基づき3次元CGの試作映像を制作し、次年度の復元映像制作への見通しを得た。

資料収集の過程では、松竹株式会社の協力により、松竹座の施工元である株式会社大林組所蔵の竣工当初の図面63点を利用できることになり、これを用いて次年度より松竹座内部の復元に関しても検討を行うことになった。松竹株式会社とは、松竹座の復元に加えて、芝居研究や歴史建築の研究に関しても資料提供を受けることになった。大正12年に竣工した松竹座の図面はこれまで一般には公開されていなかったものであり、今後は図面に基づく歴史研究も展開する予定である。

芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究と上方演芸芝居の研究に関しては、研究分担者の北川博子が近代大阪における歌舞伎の辻番付の研究として成果を報告している^③。近代大阪の歌舞伎番付については先行研究がほとんど無いため、歌舞伎番付の歴史をたどり、その中における当センター所蔵番付の意義が述べられている。中村儀右衛門資料の取得以降にセンターに蓄積された大阪を中心とした近代歌舞伎の番付178点に対し「劇場」「演目」の項目を新たに追加して2024年度よりセンターWebサイトより公開している。最終的には画像データを含めたデータベースとして公開することを目指している。

(2) 研究テーマ②について

基幹研究班では、2021年度より堺鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する研究成果を可視化する目的で、火縄銃の製造過程の調査とCGによる映像化を行ってきた。2022年度の研究成果とそれまで

の研究の経緯については、研究分担者の藪田貫より論文として報告されている⁽⁴⁾。また、2021年度に材料科学の観点からの火縄銃の材料の分析と3次元CGを用いた製造工程の可視化に関する予備検討が丸山徹⁽⁵⁾および林武文⁽⁶⁾によって行われている。

2023年度には火縄銃製造過程のCGを、より精度の高いものとするべく、国友鉄砲ミュージアム（長浜市）、堺鉄砲研究会・澤田平氏の助言を得て調査研究を重ね、効果音と字幕を加えて映像の完成に至った。映像は、後述する堺市鉄砲鍛冶屋敷講演会（2023.12.2）と電気学会知覚情報研究会（2023.12.27,28、グランフロント大阪ナレッジキャピタル）⁽⁷⁾にて発表をおこない、成果物を一般に向けて展示した。さらに、CG映像の一部は2024年3月に開館した鉄砲鍛冶屋敷にて上映されている。今後は、センターのWebサイトを通じた情報発信を目指す。

2023年度の井上関右衛門家所蔵資料に関する研究成果は、藪田貫により、銃砲史に関する重要な資料、宝暦2年の「鉄砲御断控」の内容がなにわ大阪研究センター紀要に掲載されている⁽⁸⁾。

堺市との連携事業としては、12月2日（土）に、鉄砲鍛冶屋敷講演会「いま、よみがえる 鉄砲鍛冶屋敷」を堺市産業振興センター・イベントホールにおいて開催した。プログラムは以下の通りであった。

第一部 基調講演 藪田 貫「井上関右衛門と堺の鉄砲鍛冶」

第二部 報告（1）林 武文「CGによる火縄銃製作の可視化」

報告（2）岡本 茂（堺市文化財課）「鉄砲鍛冶屋敷の建造物について」

報告（3）相馬 勇介（堺市文化財課）「発掘調査の成果について」

なお、報告（3）において鉄砲鍛冶屋敷の発掘報告があったが、出土した鉄屑塊については、引き続き丸山が分析をおこなっている。

(3) 研究テーマ④について

諸般の事情によって、継続の中断を余儀なくされたが、かわって、豊臣期大坂図屏風の後継研究として2015年に調査研究を行った「浪花名所図屏風」が所蔵者のご厚意で本センターに寄贈された。これを受けて、再度の調査を開始した。次年度以降は、研究組織を立ち上げてセンター所蔵資料に対する研究として進めることになった。今後の基幹研究班テーマの見直しも視野に入れ、テーマ⑤その他を新設し、そのサブテーマとして浪花名所図屏風の研究を取り上げる予定である。

3. 総括

以上、2023年度における基幹研究班の成果として、テーマ①「道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信」については、大大阪時代の景観復元への着実な進捗があった。また、センターが保有する大阪を中心とした近代歌舞伎の番付をセンターWebサイトのデータベースに掲載して公開した。なお、中村儀右衛門資料や山田伸吉資料についても、基幹研究班の研究と並行してセンターにおいてその整理を進めた結果、2024年度からセンターWebサイトにて公開となった。そのさらなる整理・拡張も今後の課題となる。

また、テーマ②「鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究」において、2021年度より実施した「CGを用いた火縄銃製造工程の可視

化」は、2024年3月の鉄炮鍛冶屋敷の開館によって一区切りとなったが、次年度以降は、材料科学の視点から当時の火縄銃製造技術の探求を行う予定である。また、井上家文書についてのあらたな展開と新技術を用いた情報発信による研究アプローチを企画中である。

テーマ④に関しては、後継の研究テーマとして、浪花名所図屏風を対象とした研究を次年度以降に実施することにした。

謝辞

本研究は、2023年度関西大学なにわ大阪研究センター基幹研究班において、研究課題「なにわ大阪研究センターにおける研究成果の可視化」として研究費を受け、その成果を公表するものである。

参考文献

- (1) 乾善彦, 林武文, 藪田貫, 井浦崇, 橋寺知子, 丸山徹, 北川博子, なにわ大阪研究センターにおける基幹研究班の役割と意義について — 2022年度の報告と今後の展望 —, なにわ大阪研究, No. 6, pp. 33-38, 2023.
- (2) なにわ大阪研究センターホームページ, 研究活動について,
<https://www.kansai-u.ac.jp/naniwa-osaka/research/> (2025.01.06参照)
- (3) 北川博子, 近代大阪における歌舞伎の辻番付, なにわ大阪研究, No. 6, pp. 25-32, 2023.
- (4) 藪田貫, 堺の刃物鍛冶と鉄炮鍛冶, なにわ大阪研究, No. 5, pp. 45-58, 2022.
- (5) 丸山徹, 現代科学からみた鉄炮用鉄の魅力, No. 5, pp. 67-71, 2022.
- (6) 林武文, 3次元CGによる火縄銃製造工程の可視化に関する基礎検討, No. 5, pp. 59-66, 2022.
- (7) 林武文, 石田考毅, 青木唯, 郷原啓二, 火縄銃製作過程の可視化とARコンテンツの開発, 電気学会電子・情報・システム部門 知覚情報研究会資料PI-23-90, pp. 37-42, 2023.
- (8) 藪田貫, 堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家所蔵資料選「メーカーの鉄砲史」1 宝暦二年「鉄砲御断控」, なにわ大阪研究, No. 6, pp. 60-94, 2023.

(いぬい よしひこ 関西大学文学部教授 なにわ大阪研究センターセンター長)

(はやし たけふみ 関西大学総合情報学部教授)

(やぶた ゆたか 関西大学名誉教授)

(いうら たかし 関西大学総合情報学部教授)

(はしてら ともこ 関西大学環境都市工学部准教授)

(まるやま とおる 関西大学化学生命工学部教授)

(きたがわ ひろこ 関西大学非常勤講師)

2022～2023年度なにわ大阪研究センター公募研究班

「大大阪」の時代と関西大学 —— 山岡家文書の調査・研究を中心に ——

研究代表者 官 田 光 史
研究分担者 米 田 文 孝 伊 藤 信 明
研究協力者 佐 藤 健太郎 徳 田 誠 志

要 旨：本研究では、山岡家文書（山岡順太郎とその家族の旧蔵資料）の仮目録を作成するとともに、同文書から特徴的な資料を抽出・分析した。これにより、本学総理事・大阪商業会議所会頭であった山岡順太郎をはじめとする本学関係者が「大大阪」の形成と発展に貢献した姿を描き出すことに努めた。

キーワード：大大阪、関西大学、山岡順太郎、都市史

1 本研究の目的

山岡家文書は山岡順太郎とその家族（父・美章、長男・倭）の旧蔵資料である。本研究の目的は、山岡家文書の調査・研究によって、関西大学関係者の活動という視点から、「大大阪」時代の政治や社会のあり方に光を当てることである。

山岡順太郎（1866～1928年）は石川県生まれ。逓信省を経て大阪商船に入社、やがて大阪財界で頭角を現した。大阪商業会議所会頭を務めたころから本学との関わりをもち、1922年には総理事として本学の大学昇格を成し遂げた。

本学年史編纂室は2021年4月に山岡家から山岡家文書を借用し、仮目録の作成を進めている。山岡家文書は本学の関係書類、山岡が関わった会社の書類・営業報告書、政官財界関係者が山岡に宛てた書簡、山岡の長男で北陽商業学校（現・関西大学北陽高等学校）の設立者である倭が手元に残した観光パンフレットなど約3700点から成る。この概要に鑑みても、本文書が本学の歴史において貴重なものであると同時に、大阪・関西の地域史や日本近現代史においても重要なものとなることは間違いない。

本研究は、山岡家文書に関する初めての本格的な研究である。とくに山岡が本学の総理事や学長などとして本学の経営・教育に携わった1920年代の資料を重点的に調査・研究することで、山岡をはじめとする本学関係者が「大大阪」の形成と発展に貢献した姿を描き出したい。

2 本研究の概要

【山岡家文書の調査・研究】

本研究では、仮目録の作成を継続するとともに、山岡家文書のなかから特徴的な資料を抽出・分析した。具体的な資料としては、通信官僚時代の山岡順太郎が記した日記、山岡が社長を務め、千里山住宅地を開発した大阪住宅経営の書類、山岡の同郷の先輩で大阪選出の衆議院議員であった中橋徳五郎からの書簡、山岡倭の旧蔵資料のなかの大阪商船・大鉄電車などの観光パンフレットである。このうち山岡日記については、アルバイトによる翻刻も行った。また、大阪住宅経営の書類と観光パンフレットの研究については、佐藤健太郎氏（関西大学博物館学芸員）、徳田誠志氏（関西大学客員教授）の協力をそれぞれ得た。

【研究成果の概要】

本研究の成果の概要は次のとおりである。なお、本研究では、2023年12月9日（土）になにわ大阪研究センター1階セミナー室で研究成果報告会を開催し、官田、佐藤氏、徳田氏が報告を行うとともに、松本洋幸氏（大正大学文学部准教授）からコメントをいただいた。

伊藤信明「解題」(『山岡家文書目録(仮)』関西大学年史編纂室、2025年3月刊行予定)

山岡家文書は、関西大学総理事兼学長であった山岡順太郎(1866~1928)と、その家族である長子・倭(1890~1939)、父・美章(1833~1883)などに関する資料である。関西大学年史編纂室では、2021年4月の資料調査で確認できた資料全点を借用し、山岡家での資料の収納状況を考慮して、資料群ごとに「あ」~「け」の記号を付け、記号ごとに通し番号と枝番号を付与して資料番号とし、整理作業を行った。記号ごとの資料の概要は、次の通りである。

- あ 関西大学関係資料 関西大学関係の資料を集めたもの
- い 会社・公職関係ファイル ファイルに編綴された、山岡順太郎が関わった会社・団体に関する資料
- う 営業報告書・事業報告書 簿冊に編綴された、山岡順太郎が関わった会社・団体の営業報告書・事業報告書と株主名簿などで、山岡順太郎が社長であった大阪住宅経営株式会社と日本電力株式会社は創立期からの資料を含む
- え 山岡美章・順太郎・倭・敷関係資料 公私にわたる多様な資料があり、袋に一括された資料(山岡順太郎の洋行関係資料や宇治川電気関係資料、山岡倭の極東硝子工業株式会社・大阪機械工作所・大阪鉄道株式会社関係資料など)、単独の資料(山岡順太郎の公職関係資料など)、その他独楽荘関係のガラス乾板や写真、記章などの物品がある
- お 大型写真等 肖像写真、家族写真、関西大学・大阪商業会議所・大阪商船株式会社関係の写真
- か 書状・絵葉書 公私にわたる書状や絵葉書の一括が33束あり、山岡家文書で最も古い1825(文政8)年の資料を含む
- き 山岡順太郎掛け軸 軸装された山岡順太郎の書と未表装の半切書などで、『山岡順太郎伝』(鹿子木彦三郎、1929年)の口絵や図版として掲載された書を含む
- く 山岡倭関係資料 山岡倭関係の書状と、各種パンフレットや名所案内など
- け 調査済み資料 過去の展示会での調査・借用により、年史編纂室が存在を把握していた資

料で、山岡順太郎の日記「呑州書屋日記（日録）」、茨城県・通信省・大阪商船株式会社の辞令書、大阪の山岡順太郎から東京在住の妻いち子にあてた書状一括、山岡順太郎と倭の写真アルバム、洋行中の山岡順太郎が家族にあてた絵葉書一括など

官田光史「明治末・大正初年の大阪市電路線問題——中橋徳五郎と山岡順太郎を中心に——」（本報告所収）

1912年1月の「南の大火」後、大阪市は市電の第三期線として認可されていた宗右衛門町線の高津一九条線への変更を内務省に出願した。しかし、この路線変更は、木津川に橋を架けることで大阪瓦斯岩崎工場の操業に支障を及ぼすとされ、内務省・大阪府も巻き込んで政治的・社会的な問題へと発展していく。この問題において、市会議長で大阪商船社長の中橋徳五郎は内務省との調整を担い、大阪商船内航部長であった山岡順太郎も中橋の命により上京して、原敬内相、水野錬太郎内務省土木局長と面会した。山岡家文書のなかには当時、中橋から山岡に送られた書簡と電報が残されており、いずれも路線問題に関する重要な情報を含んでいる。本稿はこれらの史料を分析することで、高津一九条線の認可には一定の時間を要するという認識を中橋—山岡が形成し、地元・大阪にも浸透させていくプロセスを確認した。

米田文孝・官田光史「第一次世界大戦期のカフェーパウリスタ——山岡家文書所収「決算報告書」の紹介——」（本報告所収）

移民事業家の水野龍がブラジルのサンパウロ州政府からコーヒー豆の無償提供を受けて、カフェーパウリスタを開業したのは、1911年のことである。やがてパウリスタは全国に店舗を展開し、日本に「カフェ文化」を浸透させていく。そのパウリスタの決算報告書や営業報告書が山岡家文書には多数含まれている。大阪商船副社長としての山岡順太郎は、パウリスタの株主の一人であった。従来、パウリスタを扱った書籍や論文などでは企業史料はほとんど用いられていない。そこで本稿では、パウリスタの1913年10月から1918年11月までの決算報告書を集約した一冊を紹介した。この決算報告書の対象期間は、第一次世界大戦の時期とほぼ重なる。1915年に入ると、大戦景気によりパウリスタの業績は急速に好転する。それに後押しされる形で、パウリスタは大阪戎橋喫店を開業する一方、植民地とその周辺地域にも進出を目指していくことになる。

佐藤健太郎「山岡順太郎と千里山住宅地」（『関西大学年史紀要』第31号、2026年3月掲載予定）

1919年10月、山岡順太郎は危険思想の発生を防ぐために、賃貸住宅を中産階級に供給する大阪住宅経営株式会社を設立し、社長に就任した。同社は、大阪市が住宅地としてふさわしいとする天王寺以南の上町台地に鶴ヶ丘住宅地を、吹田町背面の台地に千里山住宅地をそれぞれ開発した。

本報告では、山岡家文書の大阪住宅経営関係の書類や事業報告書をもとに、千里山住宅地の構想や工事の過程などについて述べた。新出史料の柿崎欽吾専務取締役がまとめた『大阪住宅会社ノ郊外住宅経営方針』を取り上げ、その内容から千里山住宅地の街づくりの様子が具体的にわかることを指摘した。

また、住宅平面図に描かれていながら、その存在が否定されてきた「遊園地」について検討を行った。千里山住宅地の模範とされる田園都市では公園が重要な要素であることや千里山住宅地を撮影した写真や絵葉書、平面図をもとに、住宅地の中央部の丘に遊園地（公園）があったと考えられることを報告した。

徳田誠志 「『大大阪』時代の陵墓巡拝について」(本報告所収)

山岡家文書に大鉄(大阪鉄道)が発行した「歴代皇陵巡拝の葉」があり、この葉を資料として「大大阪」時代の陵墓巡拝の状況を明らかにしていく。この時期は大阪から各地へ向かう鉄道路線が整備され、その集客手段の一つとして各電鉄会社が「陵墓巡拝の葉」を刊行した。この陵墓巡拝という行為は大正天皇多摩陵の造営をきっかけに全国的なブームとなり、昭和3年には吉田初三郎によって『歴代御陵巡拝圖繪』が作られる。これらの資料から「大大阪」時代の陵墓巡拝は、この時期の観光ブームを背景とした手ごろな小旅行であり、健康促進や体力向上の目的にも合致したものであるとして位置付けられる。そして人々は陵墓参拝の証として「陵印」を集印し、一幅の掛け軸に仕立てた。このことは皇室への尊崇を示す行為でもあるが、庶民の余暇活動としての楽しみも併せ持つものであると考えられる。この陵墓巡拝を考察していくことによって人々の陵墓への意識を知ることができ、この時代の庶民生活や皇室への意識を読み取ることができる。この考察は、今後の陵墓の在り方を考えていくための一助とするものである。

3 今後の展望

山岡家文書は、1920年代前後の大阪の地域史に関する個人文書として、大阪市史編纂所所蔵「関一文書」に匹敵する質・量を誇ると考えられる。その目録の完成は山岡家文書の利便性を飛躍的に高め、山岡家文書内の諸資料はもちろん、学内外で所蔵される同時代の諸資料と山岡家文書をリンクした研究を可能にする。これにより、関一の都市政策を中心に進んできた「大大阪」時代を対象とする政治・社会史研究の局面が転換する可能性もある。山岡家文書に関する今後の研究成果は、大阪・関西の地域史研究、日本近現代史研究の進展に大きく寄与するはずである。

謝辞

本研究は、2022～2023年度なにわ大阪研究センター公募研究班において、研究課題「『大大阪』の時代と関西大学——山岡家文書の調査・研究を中心に——」として研究費を受け、その成果を公表するものである。

本研究では、山岡家文書の所蔵者である山岡家から多大なるご理解とご協力を賜りました。ここに記して厚くお礼申し上げます。

(かんだ あきふみ 関西大学文学部准教授)

(よねだ ふみたか 関西大学文学部教授)

(いとう のぶあき 関西大学博物館学芸員)

(さとう けんたろう 関西大学博物館学芸員)

(とくだ まさし 関西大学客員教授)

明治末・大正初年の大阪市電路線問題

—— 中橋徳五郎と山岡順太郎を中心に ——

官 田 光 史

要 旨：1912年1月の「南の大火」後に大阪市が出願した市電第三期線の路線変更は、大阪瓦斯の理解を得られず、内務省・大阪府も巻き込んで政治的・社会的な問題となった。この問題について、山岡家文書所収の書簡・電報などから中橋徳五郎と山岡順太郎による原敬内相らとの交渉過程を分析した。

キーワード：大阪市電、市政改革運動、中橋徳五郎、原敬

はじめに

大阪市営電気軌道（市電）は、1903（明治36）年の築港線の開業から1916（大正5）年の第三期線の完成に至るまで、市街形成の根幹でありつづけてきた¹⁾。そのプロセスには紆余曲折があったが、なかでも1912年1月の「南の大火」後における路線問題は、7月の植村俊平大阪市長辞任という政治問題に発展することとなった。この問題は、すでに第三期線として認可を得ていた宗右衛門町線を変更し、焼け跡地域と市内を東西に貫通する高津―九条線を新設しようとして発生した²⁾。

その出願に際して、市は犬塚勝太郎大阪府知事も出席した府市の協議会で府から了解を取り付けていたが、内務省の認可はなかなか下りなかった。その理由は大阪瓦斯が内務省に働きかけたためと観測された。計画に沿って木津川に橋が架けられれば、大阪瓦斯の岩崎工場への石炭運搬船が工場に横付けできなくなるのである。7月に入ってようやく内務省は湊町以東のみの認可を内達した。以西の除外は関西本線の湊町停車場を貫通することが理由とされた。これを受けて植村市長は上京して陳情を行うが、大阪府との連携もとれず、事態は打開されなかった。一方、市会議員を中心に内務省・大阪府への批判が巻き起こるとともに、市民大会の準備や大阪瓦斯のガス不買運動も始まり、市内は騒然としてきた。そうしたなかで、植村は辞意を固めるに至る。植村の辞表提出は7月18日、辞任は25日のことである³⁾。

ところで、この路線問題において、中橋徳五郎市会議長（大阪商船社長、衆議院議員）は「植村を市長に推薦したにもかかわらず市長に対し冷淡な反応を示したので、反発を招いた」とされる⁴⁾。たしかに、この中橋の行動は不可解であるが、その理由が判然としない。原田敬一氏の表現を借りれば、当時の大阪市の政治状況は「市政改革運動の崩壊」という「転回点」に差し掛かっていた。1910年の市会選挙では、「市政改革運動」（産業資本家と市政改革派の弁護士・ジャーナリスト）が「予選派」（地域における「名望家」秩序の担い手、自営業者など）に勝利し、中橋を市会議長に選出した。そして中橋の斡旋により、鉄道院九州鉄道管理局長の植村が市長に就任したのであった。

しかし、その後の「市政改革運動」はリーダー層の分裂や予選派との妥協といった様相を呈するようになり、1913年の大阪電灯買収（公営化）問題をめぐって崩壊した⁵⁾。

このような状況と中橋の行動は無関係ではないだろう。幸い山岡家文書のなかには、1912年7・8月に中橋から山岡順太郎（当時は大阪商船内航部長）に宛てられた書簡と電報を確認することができる。山岡は中橋の名代として7月21日に上京し、第二次西園寺公望内閣の原敬内相（鉄道院総裁）と面会するなどしていた。そこでこれらの書簡と電報をとおして、大阪市電路線問題における中橋—山岡の動向を検討してみたい。

1 山岡の上京

7月17日、植村は東京からの帰路、京都の久原房之助邸で療養中の中橋を訪ねて辞意を伝えた。会見後、中橋は新聞記者に対して「植村氏も昨今は頗る熱し居るやうなるが此間に処して事を断ぜんとするには余程の剛愎を要す。僕は今朝五時間余に亘りて種々談話を交換したるも植村氏は到底其煩に堪へざるの故を以て辞意を決したるもの、如し。僕も亦植村氏の性格に鑑みて重任を強ゆるの寧ろ不利益なることを悟り潔く辞職に同意せり」と語っている⁶⁾。中橋は路線問題においては強固な意志をもって交渉にあたる必要を認めていたが、植村が冷静さを失っていると判断して、彼の辞意を受け入れたようである。

この会見後、中橋は山岡を上京させた。それに先立つ7月20日の朝、中橋と山岡の打合せが行われた。その日のうちに中橋は、念のため打合せの内容を山岡に書き送っている。

今朝ハ態々御立寄被下奉謝候。其節之打合ニ付、尚思出シ候儘左ニ申上候。

一 大阪市ハ一昨来市ノ善良ナル有力者ニ於テ市政ノ改善ヲ計リ市政ノ面目ヲ一新シタルノ折柄、監督官庁ニ於テ可成之カ成功ヲ助力スルノ方針ヲ執ラレタキコト。故ニ電鉄問題ハ知事副申通り全部認可被下タシ。

二 若シ行掛り上全部認可ノ手段ヲ執ルコト能ワサル事情アルトキハ、一部変更ノ指令ト同時ニ知事ノ転任ヲ命セラレタキコト。然ラサレハ後任市長ヲ推挙シ執務セシムルモ、府市円滑ヲ欠キ市民ノ不幸之ヨリ大ナルハナカルヘシ。

三 右両策孰レヲ執ルコト能ワサルノ事情アルトキハ、本件ノ認可指令ヲ延期セラレタキコト。⁷⁾

ここには、路線問題の解決に向けて政府が採るべき選択肢が列挙されている。「一」「二」「三」はそれぞれ、①全部認可（「市政改革運動」に理解を示して全部を認可する）、②一部認可（府知事にも責任を取らせる代わりに一部を認可する）、③認可延期（①②が無理なら、ひとまず認可を延期する）と要約することができるだろう。中橋が「市政改革運動」から市会議長に選出されたことに鑑みれば、中橋—山岡にとって優先順位は①→②→③であったと考えて差し支えない。

山岡は7月21日に上京し、22日に原内相、23日に水野錬太郎内務省土木局長と面会した⁸⁾。しかし、『原敬日記』の7月22日条に山岡は登場しない。その日の日記に原は「参内天機を奉伺したる帰りに渡辺〔千秋〕宮相を訪ふて内議し」云々と記しており、明治天皇の病状をめぐる記述を優先している⁹⁾。明治天皇は7月19日に昏睡状態となり、28日に危篤となった¹⁰⁾。明治天皇死去と大正天皇即位（大正改元）は7月30日のことである。

中橋は神田淡路町の山岡にも電報で指示を出していた。その電報が山岡家文書に2通残されている¹¹⁾。

1 通目は7月22日付で、「只今瓦斯の渡辺〔千代三郎〕、岸〔清一〕の両氏来訪。片岡〔直輝社長〕

はじめ一同今回の事件に恐縮し極力尽力すへし、但し回転橋としその増加額一八〇〇〇〇円の半額を負担するに付きそれにて解決せられたしと言ふ。故に全部負担せしむるもよしと思う」(原文カタカナ)とある。大阪瓦斯も路線変更自体は受け入れざるを得なくなっていた。同社は石炭運搬船への影響を抑えるため、木津川への「回転橋」(旋回橋)の建設を検討していたようである。その費用18万円について、同社は半額を負担しようとしていたが、中橋は全額を負担させようとしていた。

2通目は7月23日付で、「電みた。昨日〔7月22日〕犬塚知事上京せられたるに付き、昨日の瓦斯会社の申し出により〔原〕大臣または〔水野〕土木局長に御面会の上、戦線通過に御尽力ありたし」とある。山岡は原と面会する前に22日付の電報に返信していたようである。このように中橋は、大阪瓦斯による旋回橋建設の検討、その費用負担の可能性を山岡から原と水野に伝えさせることで、内務省を全部認可に誘導しようとしていたのであった。

原らの反応がどのようなものであったかは、帰阪後の山岡のコメントから推測することができる。

今日まで世に伝えられたる消息と内務省の意見とは多少相違したる点もあり。〔中略〕植村市長は湊町以東と同時に以西をも認可せよとの事なれども既定線を変更するには比較研究の調査を要すると共に〔関西本線〕湊町停車場移転問題の如き鉄道院の予算にも影響を与ふるものあり。又木津川の架橋に対しても慎重の調査を要するものあるに拘らず調査材料未だ完備せざるため同時に認可を強ひらるれば勢ひ不認可となすの外道なきも要するに湊町以西に対しては認可不認可とも未だ省議を纏むるだけの材料さへ蒐集しあらざる現状なり。されば市民が今後熱心なる態度にて内務当局に当らんには湊町以西の変更線の認可を得る見込なきにあらず。要は今後如何にして当局の同意を得べきや其手段方法にあるなり云々¹²⁾

原らは湊町以西については調査を続けているところであり、急かされれば不認可とせざるを得ない旨を山岡に語ったらしい。こうした東京での情報収集のなかで、山岡は内務省の調査終了を待ちつつ一定の対応を行うなら、全部認可の可能性があると感じ取ったのである。「要は今後如何にして当局の同意を得べきや其手段方法にあるなり」という発言は、旋回橋の建設を念頭に置いたものだろう。

2 中橋の「芝居」

山岡の帰阪後の7月28日、中橋は原に「先般山岡氏滞京之節御懇請之趣伝承、御厚意之段奉深謝候。〔中略〕何卒此上右変更案御調査済ノ上ハ、速ニ全線御認可ノ御運相成候様御配慮願上候。木津川架橋ノ件等モ此際物議ヲ醸サ、ル様、相当解決之方法モ可有之愚考仕候。小生来月上旬上京、親敷御面会ヲ得願意申尽度所存ニ候得共、右一応御願申上置度御挨拶傍寸書拜呈仕度候」と礼状を認めている¹³⁾。山岡は全部認可に向けて、内務省の調査終了を待ちつつ一定の対応を行うことの必要性を中橋に報告したようである。とくに、内務省が旋回橋の建設に不安を感じないような状況を整えておくことは重要であった。その交渉のために中橋は自ら上京することを原に連絡したのである。

8月3日、中橋は原と面会した。まず原は「先達〔7月22日〕同人〔中橋〕より山岡某を送り越したる時に談話せしと同様の事を話」した。さらに「中橋は此の騒動は許可の方針にて調査すと云へば治ると云つて之を余〔原〕に云はしめんと欲せしも余は許否を予断して調査するものに非らず、又最初より右様の事を云はざりしに今に至つて斯く云ひ得るものにあらずとて之を謝絶せり、而して結果、余と中橋の談話の要領は之を筆記して他人に示すの便に供する事となせり、又中橋は当人の責任を以て許可の望ある様に云はんと云ふも余は之に同意は表せざりき」とのことである¹⁴⁾。こ

のように中橋は湊町以西の調査について認可の方向という原の言質を求めたが、原は認めなかった。また、中橋は自分の責任で全部認可の可能性を地元に伝えたいと申し出たが、原は同意しなかった（ただし、拒否もしなかった）。なお、ここでいう「談話の要領」は8月9日に原から中橋に「談話の顛末を記したるもの」として手渡された¹⁵⁾。

8月13日、中橋は原との面会を山岡に報告している。

電路問題之件、万事老兄之推測通り相運、本日内相ニ面会、小生カ市会協議ヘノ報告書ニ付打合ヲ為シ、其ニテ一先結了。十五日帰阪之見込ニ御座候。本件ハ一切妥協トカ監督権トカ云フ様ナル問題手續ヲナスノ必要ヲ生セス、至極平穩ニ相運申候。然シ矢張〔湊町〕停車場之交換改築ニ付、可ナリ調査交渉ヲ要スルコトニテ、之ハ内相ノ職権ト雖トモ如何トモシ難ク、調査ノ上ノ事実上ノ問題ニ御座候。架橋問題ハ内相職権上ノ問題ナレハ何トカ可相成、且又本件ハ電路ノ予算ニ非常ノ狂ヲ生セサル限り市会ノ問題ニアラスシテ、市役所ノ普通事務トシテ取扱ヲ至当トス可ク存候。見当違ノ大騒キ妙ナモノニ御座候。然シ平易ニ落着、老兄之上京徒勞ニ属セサルコト〔と〕相成謝意ヲ表シ候。〔中略〕新聞紙モ小生ニ向テ攻撃ノ鋒先ヲ向ケル様ニナリタルカラニハ、芝居モ之ニテ終末ニ御座候。植村君ノ臆断見当違ハ誠ニ気毒ニ候。¹⁶⁾

『原敬日記』の8月13日条に中橋との面会は記されていないため、原と中橋の面会の詳細は不明である。いずれにしても、中橋も原との面会を経て、内務省の調査終了を待ちつつ一定の対応を行うなら、全部認可の可能性をあることを実感したようである。ここで注目したいのは、中橋が路線問題を「市会ノ問題」=政治ではなく、「市役所ノ普通事務」=行政の問題として捉えていることである。全部認可に向けて、中橋は大阪市会よりも大阪市の主導権を握って内務省の懸念に淡々と対応すべきであると理解していた。そのような中橋にとって、大阪の状況は「見当違ノ大騒キ」であり、「植村君ノ臆断見当違ハ誠ニ気毒」なのであった。

そしてさらに重要なのは、「新聞紙モ小生ニ向テ攻撃ノ鋒先ヲ向ケル様ニナリタルカラニハ、芝居モ之ニテ終末ニ御座候」という一文である。新聞の中橋攻撃の例としては、『大阪朝日新聞』8月13日付の「中橋市会議長が京都にても東京にても何時も市当局者の措置を非難して内務省側の肩を持つ、あるは識者の苦々しく思ふ所」などが挙げられる¹⁷⁾。中橋が植村に対して冷たい態度で接したのは、彼の「芝居」、すなわち戦略であった。中橋は内務省を慮り、湊町以西の調査に時間をかけさせて原の信頼を得ることで、早期の全部認可にこだわる大阪も納得できる着地点を模索していたのである。

8月16日に帰阪した中橋は、堂島の自宅で村上市長代理、為村副議長らと面会した。「原内相も全線認可の意志を有するものなること明かとなり、村上らは「しばし胸を撫下」ろした。同日の市会では原内相に提出する意見書の可決に際して、原が全部認可の意思を「暗黙の間に表示」したとの説明が加えられた¹⁸⁾。8月20日の市民大会後には、大阪瓦斯が固定橋の建設も受け入れ、石炭を小船に積み替えて運搬する方針であることが伝えられた¹⁹⁾。

おわりに

以上、大阪市電路線問題における中橋徳五郎と山岡順太郎の動向を検討してきた。そこには、高津―九条線の全部認可に一定の時間を要するという認識を中橋―山岡が形成し、大阪にも浸透させていくプロセスを確認することができる。そのなかにあつて産業資本家としての中橋―山岡は原内相・政友会に接近することで、「市政改革運動」からの自立を志向していた。このような文脈に植村

市長への中橋の態度も位置づけることができるだろう。結局、中橋は12月に衆議院議員を、翌1913年2月には市会議員も辞職した。さらに1915年の第12回総選挙では、政友会の推薦を受けて郷里の石川県金沢市選挙区から立候補する（落選後に再選挙で当選）。

政府が高津一九条線を東線と西線に分け、湊町駐車場の構内の部分を除いて認可したのは、1913年8月のことである。湊町駐車場の構内については、迂回線に改められて翌年10月に認可を得た²⁰⁾。問題の橋は大正橋として建設された²¹⁾。

注

- 1) 『新修 大阪市史』第6巻（大阪市、1994年）401～406頁、宇田正「近代大阪の都市化と市営電気軌道事業の一寄与——市区改正との関連において——」（大阪歴史学会編『近代大阪の歴史的展開』吉川弘文館、1976年）参照。
- 2) 『新修 大阪市史』第6巻91頁。
- 3) 『新修 大阪市史』第6巻91～93頁、花本蔵之助『大阪市電気局四十年史 運輸篇』（大阪市電気局、1943年）57・60～64頁。植村については、久保在久「明治期最後の大阪市長植村俊平」（『歴史と神戸』第23巻第2号、1984年）参照。
- 4) 『新修 大阪市史』第6巻93頁。
- 5) 原田敬一「都市支配の再編成」（『日本近代都市史研究』思文閣出版、1997年）参照。
- 6) 「市長辞職と中橋氏」（『大阪毎日新聞』1912年7月18日付2面）。以下、史料の引用にあたり、旧字体を新字体に改め、句読点を適宜補った。史料中の〔 〕は、引用に際しての注記である。
- 7) 1912年7月20日付山岡順太郎宛中橋徳五郎書簡。
- 8) 「内相弱音を吐く」（『大阪毎日新聞』1912年7月27日付3面）。
- 9) 原奎一郎編『原敬日記』第3巻（福村出版、1965年）239～240頁。
- 10) 宮内庁『明治天皇紀』第12（吉川弘文館、1980年）806～818頁。
- 11) 1912年7月22・23日付山岡順太郎宛中橋徳五郎電報。いずれの電報用紙も上下真っ二つに破られている。
- 12) 「内相弱音を吐く」。
- 13) 原敬文書研究会編『原敬関係文書』第2巻（福村出版、1984年）471～472頁。
- 14) 『原敬日記』第3巻243頁。
- 15) 『原敬日記』第3巻244頁。
- 16) 1912年8月13日付山岡順太郎宛中橋徳五郎書簡。
- 17) 「府市問題彙報」（『大阪朝日新聞』1912年8月13日付3面）。
- 18) 「議長と市理事者」「意見書可決」（『大阪毎日新聞』1912年8月17日付3面）。
- 19) 「瓦斯会社反省す」（『大阪朝日新聞』1912年8月25日付3面）。
- 20) 『大阪市電気局四十年史 運輸篇』57頁。
- 21) 松村博『大阪の橋』（松籟社、1992年）140頁。

（かんだ あきふみ 関西大学文学部准教授）

第一次世界大戦期のカフェーパウリスタ ——山岡家文書所収「決算報告書」の紹介——

米田文孝 官田光史

要 旨：1911年開業のカフェーパウリスタは全国に店舗を展開し、日本に「カフェ文化」を浸透させた。山岡家文書には、パウリスタの決算報告書や営業報告書が多数含まれている。そのなかから、パウリスタが大戦景気に乗って事業を拡大させていく1913～18年の決算報告書を紹介した。

キーワード：ブラジル、コーヒー豆、カフェーパウリスタ、第一次世界大戦

はじめに

コーヒー好きなら、東京銀座のカフェーパウリスタという店名を一度は耳にしたことがあるだろう。パウリスタの創業者は、移民事業家の水野龍（みずのりょう、1859～1951年）である。水野はブラジルのサンパウロ州政府からコーヒー豆の無償提供を受けて、1911年にパウリスタを開業した。やがてパウリスタは全国に店舗を展開し、日本に「カフェ文化」を浸透させていく。

そのパウリスタの決算報告書や営業報告書が山岡家文書には多数含まれている。パウリスタが合資会社から株式会社に移行したのは、1913年10月のことである。その設立目的は「ブラジル共和国サンパウロ州産珈琲ノ販路拡張」と「同州産珈琲ノ輸入販売並ニ附属飲食料品販売」とされた¹⁾。パウリスタ（水野の活動も含む）については長谷川泰三氏の著書、佐々木靖章氏や岡本秀徳氏の一連の論考があるが²⁾、企業史料はほとんど用いられておらず、パウリスタの企業活動、とくにその事実経過は十分に明らかにされてこなかった。そこで本稿では、山岡家文書に含まれるパウリスタの決算報告書や営業報告書のうち、第1回（1913年10月）から第11回（1918年11月）までの決算報告書を集約した一冊を紹介することとしたい。

本報告書では第3回決算報告から営業状態が具体的に説明されるようになる。その1914年夏の時点で、パウリスタは東京市京橋区南鍋町（現・銀座）に本店、日本橋区堀留町、神戸市元町三ノ宮駅停車場構内、名古屋市中区南大津町に支店、京橋区南伝馬町に卸小売店を構えていた³⁾。なお、大阪では1911年に箕面で、1912年に道頓堀でパウリスタが開業しているが⁴⁾、こちらは株式会社カフェーパウリスタの支店としては登記されていない⁵⁾。

そもそもなぜ山岡家文書にパウリスタの決算報告書や営業報告書が含まれているのかといえば、大阪商船がパウリスタの有力株主であり⁶⁾、大阪商船副社長の山岡もまた株主であったからである。同じく山岡家文書所収の「株式会社カフェーパウリスタ株主名簿（大正八年四月二十日現在）」によると、全2万5000株の株主は123名。そこには大阪商船関係者を次のとおり見出すことができる。村

田省蔵（1255株）、太田丙子郎（350株）、深尾隆太郎（267株）、堀啓次郎（社長、200株）、山岡（副社長、200株）、加福力太郎（100株）、池尾芳蔵（100株）、上谷統（100株）、小島精太郎（100株）。大阪商船関係者のなかで社長の堀や副社長の山岡の持株は必ずしも多くはないが、彼らもパウリスタの経営に一定の関心を有していただろう。

本報告書の紹介にあたって最初に押さえておくべきは、報告書の対象期間（1913年10月～1918年11月）が第一次世界大戦の時期（1914年7月～1918年11月）とほぼ重なることである。したがって、報告書の記事も戦争に関係するものが多い。

当初、世界大戦の勃発に伴い海上輸送が困難となったこともあり、サンパウロ州政府からのコーヒー豆の提供は遅れがちであった（第3・4回⁷⁾）。さらに、1915年12月には地中海で日本郵船の汽船・八阪丸がドイツの潜水艦に撃沈され、積荷のコーヒー豆1000袋を失うという不運にも見舞われてしまう（第6回⁸⁾）。とはいえ、1915年に入ると、大戦景気により他の企業と同様にパウリスタの業績も急速に好転していく。報告書には「商況ハ順調」（第5回）、「営業状態ハ頗ル順調」（第7回）、「〔営業状態は—引用者注、以下同じ〕頗ル盛況」（第8回）、「〔同前〕愈々益々隆昌」（第9回）といった言葉が躍っている。そうした業績にも後押しされる形で、パウリスタは1914年12月に神田支店、1918年10月には大阪戎橋喫店を開業した（第4・11回）。さらにコーヒーシロップにも商機を見出し、1918年4月には日本橋区川口町に工場を建設してシロップの増産にも着手した（第10回）。

パウリスタが宣伝に力を入れていたことは、佐々木氏の研究が指摘してきたところである。本報告書においても、「販路拡張ニカメタル事蹟」などとして時系列的に列挙されたパウリスタの広報活動を確認することができる。これらの一つ一つも興味深い考察は別の機会に譲るとして、さしあたり大学・学会と博覧会での活動が目立つことを指摘するにとどめておく。

その関連で最後に注目しておきたいのは、「第七回決算報告」に「本社従来ノ広告ノ効力ハ著シク台湾、朝鮮、満洲ノ各新領土ニ普及シ其影響トシテ新領土接属ノ支那及露西亜ノ一部ノ新規注文ヲ喚起スルニ至リタルハ寧ろ意外ノ好結果ナリトス」と記されていることである。このように大戦景気と積極的な広報活動の結果、パウリスタは国内にとどまらず、植民地とその周辺地域も市場として獲得しつつあった。しかし、ここで「日本以外ニ対スル珈琲ノ販路拡張ハ本社ト聖州〔サンパウロ州〕政府トノ契約ニ包含セザル」ことが支障となった（第7回）。パウリスタがサンパウロ州との契約を改訂して、「珈琲販路拡張地域」を日本から東洋全体に拡大することなどを実現させたのは、1917年2月のことである（第8回）。

【史料紹介】

「自第一回至第十回（大正二年十月至同七年十一月） 株式会社カフエーパウリスタ決算報告書」を紹介する。

紙幅の都合上、「貸借対照表」「損益計算」は省略した。

旧字体を新字体に改めた。

史料中の〔 〕は、紹介に際しての注記である。

〔表紙〕

自第一回至第十一回（〔自〕大正二〔1913〕年十月至同七〔1918〕年十一月）

株式会社カフェパウリスタ決算報告書

〔1頁〕

第一回決算報告（大正二年十一月三十日下半期）

大正二年十月廿二日株式組織ニ変更セシヲ以テ下半期僅々四十日間ニ過ギザルニヨリ第一回決算報告ヲ省略ス

〔2頁〕

第二回決算報告（自大正二年十二月一日至大正三年五月卅一日上半期）

〔貸借対照表・損益計算のみのため、略〕

〔5頁〕

第三回決算報告（自大正三年六月一日至大正三年十一月三十日下半期）

本期ノ営業状態ハ時恰モ世界大乱ノタメ一般経済界不振ノ余響ヲ蒙リ其發展遠ク予期ニ及バズト雖モ辛苦経営ノ結果ハ卸売ニ於テ前期ニ比シ七千七百参拾円余ノ増加ヲ見小売及ビ喫茶店ニ於テハ八千八百七拾余円ノ増加ヲ見タリ然レドモサンパウロ州政府トノ契約ニヨリ本年十月下附セラルベキ珈琲ハハーブル港ニ於テ下附ノ手続中ニ属シ未ダ到着ノ運ビニ至ラズ損益決算ニ於テ実ニ五千円余ノ損失ヲ計上スルノ已ムヲ得ザルニ至リタルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ本期中重ナル事項左ノ如シ

六月十四日 大隈伯邸内ニ於テ開催セル早稲田大学校友園遊会ヘコーヒーノ無代寄贈ヲナス
七月七日 ブラジル公使代理パウロスキー氏帳簿検査ヲ行フ
八月十八日 第壺期下附コーヒー中壺千五百袋若狭丸ニテ神戸着港
八月三十一日 取締役宇津木竹九郎氏辞任ス

〔6頁〕

十月九日 京橋区本材木町三丁目河岸へ煎焙及ビ製菓工場ヲ設置ス
十月十八日 学習院内ニ開催セル同院同窓会ヘコーヒー及ビ製菓ノ無代寄贈ヲナス
十月二十五日 ブラジル代理公使夫妻神戸名古屋支店ヲ巡視ス
十一月八日 福沢邸ニ開催セル慶応義塾同窓会ヘコーヒー製菓ノ寄贈ヲナス
十一月 神田支店建築着手年内開業ノ見込
十一月廿八日 第壺期下附コーヒー残壺千袋ハーブルヨリ積出スル電報ニ接ス
十一月廿八日 高等商業学校内開催ノ南米協会講演会ヘコーヒー及ビ製菓ノ無代寄贈ヲナス
十一月卅一日 本郷座新派劇科白中ブラジルコーヒーヲ挿入セシメ観劇会ヲ催シブラジル代理公使夫妻及ビパウロスキー氏臨場ス

追尾

十月積出コーヒーハサンパウロ州政府財政上ノ都合ヨリ下附遅延セシモ最近接手セシサンパウロヨリノ電報ニヨレバ仏国ハーブル港ヨリ直接横浜ニ向ケ千袋同政府代理人ヨリ積出

〔7頁〕

ノ事ニ決定セシ由千袋評価利益金貳万円計上シ得ベキモ下附手続未了ニ付キ会社営業ノ基礎ヲ鞏固

ナラシムルタメ暫ラク財産項目ヨリ除外セシ為メ当期ニ於テ欠損金ヲ表示スルコト、ナレリ幸ニ株主諸氏ノ御諒察ヲ願フ 以上

〔10頁〕

第四回決算報告（自大正三年十二月一日至大正四年五月卅一日上半期）

世界ノ大乱ハ尚ホ未タ熄マズ一般ノ商況ハ回復スルニ至ラズ従テ本社当期ノ營業狀態モ予期ノ發展ヲ見ルニ至ラズト雖モ大体ニ於テ社運ノ進歩ヲ致シタルハ顯著ノ事實ナリトス即チ卸売ノ金高ハ七万壱千百七拾七円也ニ及ビ前期ニ比シ壱万八千六百七拾五円ノ増加ヲ見小売及喫店ノ売上金高ハ六万六千九百八拾四円也ニシテ壱万九百五拾六円余ノ増加ヲ致シ辛フジテ式千八百余円ノ利益ヲ得タリ然レドモ此利益金ハ以テ前期ノ損失金スラ之ヲ補填スルノ額ニ達セズ尚ホ八百余円ノ損金ヲ後期ニ繰越スノ已ムヲ得ザルニ至レリ必竟サンパウロ州政府ノ經濟狀態亦歐洲戦乱ノ余響ヲ免レズタメニ本社ニ対スル補助珈琲ノ給与其契約所定ノ期日ニ遅レ実ニ昨年九月下附セラルベキ壱千袋ハ漸ク本年四月二十七日ヲ以テ到着シ本年三月下附サルベキ珈琲ハ未ダ下附ノ運ビニ至ラズ故ニ前一ヶ年分下附珈琲ノ所得ヲ以テ一ヶ年半以上ノ營業費ヲ支弁セザルベカラザル順序トナレリ当期ノ補助額壱千五百袋此見積原価參万余円ハ未ダ之ヲ収受スルヲ得ズ遂ニ如上ノ損益計算ヲ示スニ至ル洵ニ已

〔11頁〕

ムヲ得ザル事ナリトス然レドモ次期以後ハ順次毎期一度必ズ補助珈琲ノ到着アルベキモノナレバ相当ノ利益ヲ挙グル事ヲ得ベキハ疑ヒヨ存スルノ余地ナキモノナリ今本期中重要ノ事項及ビ販路拡張ニカメタル事蹟ヲ挙グレバ左ノ如シ

- 十二月三十日 神田区表神保町一番地（神田支店新築本日開業）
- 大正四年一月四日 本社株主平沼亮三氏邸内ニ於テ開催ノ園遊会へ出張一般来客ニコーヒーノ寄贈ヲナス
- 三月二十八日 本日外国語学校卒業式へ臨時出張コーヒーヲ供シ大ニ広告ヲナス
- 四月三日 本日高等商業向島ボートレースへ出張コーヒー喫店ヲ仮設シ広告ニカム
- 四月八日 本日向島ニ開催ノ明治大学ボートレースへ出張一般公衆ニコーヒー製菓ノ無償給与ヲナス
- 四月二十二日 本日甲府商業會議所主催ニ係ワル広告資料展覧会へコーヒー及広告用各種印刷物ヲ寄贈ス

〔12頁〕

- 四月二十七日 第壱期下附コーヒー残壱千袋本日郵船会社伏見丸ニテ神戸着港ス
- 四月二十七日 本日大手町ニ開催セル全国獣医大会へコーヒー喫店ヲ仮設シ広告的販売ヲナス
- 五月一日 国民新聞主催家庭博覧会へ売店及模型陳列棚ヲ設置セリ
- 五月九日 本日目黒大倉組邸内園遊会へ出張コーヒーノ無償配布ヲナス

〔15頁〕

第五回決算報告（自大正四年六月一日至大正四年十一月卅日下半期）

本社当期ノ商況ハ順調ニシテ前期ニ比シ相当ノ進展ヲナシ小売及喫店ノ売上金ニ於テ約九歩ノ増加ヲ見タリト雖モ前期持越ノ珈琲ハ僅ニ五百六拾五袋ニシテ居常ニ在荷手薄ノ実況ニアリ幸ニシテ我政府分捕品ノブラジル珈琲四百九拾六袋ヲ払下テ之ヲ補充シ期末ニ至リ漸ク前期下附ノ補助珈琲壱千四百八拾袋到着シタル次第ナルヲ以テ充分力ヲ卸売ニ致ス事ヲ得ザリシハ頗ル遺憾トスル所ナリ

前来サンパウロ州政府ノ補助珈琲下附ノ遅延ハ本社経営上頗ル発展ヲ鈍カラシメタル主因タリシヲ以テ同政府ニ対シ其事情ヲ尽シタル結果本期九月中下附ノ分ハ其期ヲ誤ラズ之レガ下附ヲ得タリ然レドモ航運ノ都合順ナラズ今尚ホ海上ニアリテ到着セズト雖モ自今同政府ノ下附ハ従前ノ如ク遅延スルコトナカルベキヲ以テ荷練ノ点ニ於テハ今後順調ニ帰スベキコトヲ信ズ

損益計算ニ於テ利益金壹万七千八百参拾参円四拾八銭ヲ計上シ六朱（年一割二歩）ノ配当ヲ〔16頁〕

ナスコトヲ得ト雖モ之レ全ク補助ニ由テ得タルモノニシテ営業上ノ直ニ利益ニアラズ今後販路拡張ニ一層ノ奮励ヲ要スルハ言ヲ俟タザル所ナリ

本期中販路拡張ニカメタル事蹟ハ左ノ如シ

- 六月六日 電報通信社及京成電気鉄道会社主催ノ鴻ノ台園遊会ニ出張接待
 - 六月二十日 芝区白金小学校校友会ニ出張接待
 - 九月二十三日 高等商業学校四十年記念会ニ出張会衆壹千五百人ニ接待
 - 九月中 やまと新聞主催江戸博覧会ニ出陳並ニ接待
 - 十月十六日 東京学院開校二十年式ニ出張接待
 - 十月廿四日 福沢邸ニ於ケル慶応義塾園遊会ニ出張接待
 - 十月廿七日 逋信省珠算競技会ニ出張接待
 - 十一月十四日 本社主催精養軒ニ大典奉祝大音楽会開催
- 他新聞雑誌ノ広告掲載及印刷物配附ニカム

〔21頁〕

第六回決算報告（自大正四年十二月一日至大正五年五月三十一日上半期）

当期商況ノ大体ハ前記ニ比シ順当ノ進展ヲ示シ卸小売及ヒ喫店ノ売上ニ於テ実ニ三割強ノ増加ヲ致シタリ

大正四年十二月下旬地中海ニ於テ汽船八阪丸ノ撃沈ニ依リ本社積荷珈琲壹千袋ヲ喪失シタルハ本期内ニ於ケル最大ノ痛恨事ナリトス

本期ニ於ケルサンパウロ州政府下附ノ補助珈琲ハ漸ク本月十日ヲ以テサントス港ヲ積出シタルヲ以テ其到着ハ本年九月下旬ナランカ此ノ補助珈琲下附ノ遅延ニ加フルニ前期下附ノ珈琲ノ沈没ヲ以テシテ在荷甚ダ欠乏ヲ来シ商買上充分ノ手腕ヲ揮フコトヲ得ザリシハ頗ル遺憾トスル所ナリ

損益計算ニ於テハ利益金壹万五千六百四拾貳円参拾七銭ヲ計上シ四朱五厘（年九朱）ノ配当ヲナスコトヲ得ト雖トモ前記ニ比シ其率ノ低下シタルモノ其原因ノ素ヨリ前期下附珈琲壹

〔22頁〕

千袋ノ撃沈ニアルハ言ヲ俟タザル所ナリ

本期中ニ於ケル販路拡張ニ努メタル事蹟ヲ摘記スレバ左ノ如シ

- 十二月十一日 北里博士研究所開催ノ園遊会へ出張来会者壹千人エ珈琲ノ接待ヲナシタル事
- 一月二日 東京市内在住ノ名士ニ珈琲粉及廣告印刷物ヲ配布シタル事
- 一月二十一日 教育博物館エブラジル珈琲産出額ト他各国産出額トノ比較図大額面及ヒ珈琲結実ノ模造樹ヲ出陳セル事
- 二月二十七日 東京横浜ニ於ケル飲食料品商人ヲ招待シ晚餐会ヲ催フシ珈琲ニ関スル有益ナル談話ヲシナタル事
- 三月二十日 同日開会ノ海事水産博覧会エ船中飲料品トシテ珈琲ヲ陳列シ金牌ヲ受領セル事

同上博覧会ニ珈琲喫店ヲ設ケ大ニ実物広告ヲナシタル事

三月二十一日 水産講習所ノ紀念園遊会ニ出張シ来賓者参万人ニ珈琲ヲ供給シタル
〔23頁〕

事

三月二十二日 女子職業学校製作品展覧会ニ出張来会者エ珈琲ヲ供給シタル事

四月二十日 深川木材会社園遊会エ出張売店ヲ設ケ来会者ニ珈琲ヲ供シタル事

当期中時々株式取引所エ出張珈琲ノ供給ヲナシタル事

右ノ外新聞雑誌ノ広告及ヒ印刷物ノ配布ハ臨機之ヲナシ苟モ広告ノ好機アル毎ニ之ヲ逸スルコトナカリシ

〔27頁〕

第七回決算報告（自大正五年六月一日至大正五年十一月三十日下半期）

本社当期ノ營業状態ハ頗ル順調ニシテ卸小売及喫店ノ売上ニ於テ三割四歩ノ増加ヲ致シ臨時買入五百袋ノ注文ヲサンパウロニ電報シ今現ニ航海中ニアリ加之本社従来ノ広告ノ効力ハ著シク台湾、朝鮮、滿洲ノ各新領土ニ普及シ其影響トシテ新領土接属ノ支那及露西亜ノ一部ノ新規注文ヲ喚起スルニ至リタルハ寧ろ意外ノ好結果ナリトス

然レドモ日本以外ニ対スル珈琲ノ販路拡張ハ本社ト聖州政府トノ契約ニ包含セザルヲ以テ其注文ヲ受附ケズトセバ其結果ハ必ズ他ノ日本商人之ヲ受附テ布哇産南洋産若クハ中央亜米利加産ヲ以テ之レガ供給ヲ充スニ至ル可キハ当然ノ成行ナリトス今若シ此成行ニ放任シテ本社ガ之ヲ傍觀スルニ於テハ未来永劫ブラジル産ノ珈琲ハ東洋ノ市場ニ於テ勢力ヲ占ムルノ機会ヲ逸スベキヲ憂慮シ百方搜索シテ之ヲ北米桑港ニ見出し得テ直チニ電報ヲ發シ式千式百五拾袋ノ買約ヲ締結シ其到着ハ本月内ヲ期セリ此臨時注文品ハ已ニ悉ク売約済ニシテ壺袋ヲモ剩サズ而シテ買注文ハ尚ホ続々トシテ入り来ルヲ以テ次期ニ於ケル此種ノ売買

〔28頁〕

ハ愈々益々多キヲ加ヘントスルモノ、如シ

東洋ニ於ケル珈琲商況ノ大勢上記ノ如シ仍テ本社ハ此好機ヲ捕ヘテ大ニ珈琲ノ販路ヲ拡張センニハ營業地域ヲ日本ニ限ルノ不利ナルヲ思ヒ聖州政府トノ契約ヲ改訂シテ營業地域ヲ東洋諸国トシ且次年度ヨリ日伯兩國間定期航海ノ開始セラル、ニヨリ之ヲ利用シテ毎定期船ニ壺千袋宛廻航方ヲ請願セシメタリ聖州政府ノ珈琲プロパガンダニ熱心ニシテ且ツ機ヲ見ルニ敏ナル必ズヤ本社ノ請願ヲ認容セラル可キヲ信ズ

当期利益金ハ式万式千百五拾六円式拾五錢ナリト雖モ特ニ償却積立金ヲ五千円トシ本社財産ノ安固ヲ計リ株主配当ヲ六朱（年一割二分）ニ止メタリ

当期中ニ於ケル重要事項及販路拡張ニ努メタル事蹟左ノ如シ

六月十一日 検査官パウロスキー氏来社

六月二十日 第六回定時及臨時株主總會ヲ開ク

七月二十一日 第三期下附珈琲壺千五百袋同月十七日伏見丸積倫敦發ノ電報ニ接ス

〔29頁〕

八月廿五日 明治大学同窓会ニ出張来会者ニ珈琲ノ接待ヲナシタル事

九月五日 第十五銀行員集会ニ出張販路拡張廣告ニ努ム

九月七日 ブラジル共和国紀念日ニツキ祝電ヲ發ス

九月十四日 伏見丸積コーヒー壺千参百六拾六袋神戸着
 九月十五日 読売新聞主催婦人小供博覧会場内ニ喫店ヲ設ケ実物広告ニ努ム
 九月十八日 伯国サンパウロ州前農商務大臣モライスパロス氏来朝
 九月三十日 学習院同窓会ニ出張珈琲ノ接待ヲナシタル事
 十月三日 平野丸積ニテコーヒー壺百参拾参袋着
 十月二十日 電気学校ニ出張コーヒーノ接待ヲナス
 十月三十日 コーヒー五百袋買入ノタメ在伯本社代理人田口氏ニ打電ス
 十一月五日 ブラジルコーヒー式千式百五拾袋米国ヨリ買入
 十一月十一日 高等商業学校一ツ橋英語会ニ出張コーヒーノ接待ヲナス
 十一月十五日 ブラジル共和国記念日ニツキ祝電ヲ発ス

〔30頁〕

十一月廿日 化学商会集会ニ出張コーヒーノ接待ヲナシタル事
 十一月廿四日 下附コーヒー壺千袋并買入コーヒー五百袋汽船カルナルボンシヤイア号ニテ同月
 十八日伯国サントス港積出ノ電報ニ接ス

右ノ外新聞及雑誌ノ広告及印刷物ノ配布并ニコーヒーノ無償配布ハ臨機之ヲナシ販路ノ拡張ニ資セリ

〔34頁〕

第八回決算報告（自大正五年十二月一日至大正六年五月三十一日上半期）

本社当期ノ営業状態ハ頗ル盛況ニシテ殆ンド常率ヲ超越セリ即チ卸売ハ前期ノ四倍ニ及ビ小売喫店ノ売上ハ二割五分ノ増加ヲ致セリ

右ノ状況ナルニヨリ当期内ニ受領シタル聖州政府補助ノ外サントス港ニ於テ買入レタル珈琲ハ五百袋米国桑港ヨリ買入レタルブラジル珈琲ハ七千三百袋ニシテ此買入合計七千八百袋ナリ

此卸売ノ劇増ハ台湾朝鮮満洲ノ新領土及其接続地タル支那及露西亜一部ノ注文ニカ、ルモノニシテ前期ニ於テ予メ之ヲ期待シ其準備ヲ怠ラザリシタメ東洋ニ於ケル珈琲ノ供給ハ其全部ヲブラジル産ヲ以テ充タシ他地方産ノ珈琲ヲ駈テ殆ンド市場ニ痕迹ヲ絶タシメタルハ窃ニ誇リトスル所ナリ

以上ノ景況ニ鑒ミ次期ニ於テモ其目的ヲ遂行セントメ聖州政府下附ノ珈琲二千五百袋ノ外

〔35頁〕

二千五百袋サントス港ニ於テ買附ノ注文ヲ発シ尚定期船ノ復航毎ニ若干袋ノ輸入計画中ニアリ
 聖州政府トノ契約ニヨル珈琲販路拡張地域ヲ単ニ日本ニ止メズ東洋全体ニ及ボスコト第八条珈琲下附方毎年二度ヲ更メテ一度ニスルコト及補助年限延長方ハ曾テ聖州政府ニ出願中ノ所右願書中前ノ二ヶ条ハ二月二十三日附ヲ以テ其許可ヲ得後ノ一ヶ条ハ同州議会ノ協賛ヲ要スルヲ以テ本年ノ議会ニ附シ其通過ヲ待テ許可アル可キヲ信ズ

当期利益金ハ式万七千四百式拾五円七銭ニシテ其売上高二比シテ甚ダ少ナキヲ感ズト雖ドモ本社ハ聖州政府トノ契約ノ主旨ヲ重ンジ専ラ販路ノ拡張ニカムルヲ以テ勢ヒ其利益ノ幾分ヲ犠牲トセザル可ラザルハ誠ニ止ムヲ得ザル所ナリ

当期中ニ於ケル重要事項及販路拡張ニ努メタル事蹟左ノ如シ

十二月十五日 検査官パウロシキー氏来社
 十二月十八日 第七回定時及臨時株主総会ヲ開ク
 十二月廿三日 伯国サンパウロ州農商工部大臣秘書官カンデード、モツタ氏宛決算報告

[36頁]

書ヲ提出ス

- 十二月廿六日 米国ヨリ買入ブラジルコーヒー三千五百袋福井丸ニテ横浜入港
二月十七日 米国ヨリ買入ブラジルコーヒー一千五百袋悠基丸ニテ神戸入港
三月二十日 自三月二十日至六月十日読売新聞社主催奠都五十年紀念博覧會ニ珈琲ノ出陳ヲナス
三月二十二日 下附珈琲一千袋并ニ買入珈琲五百袋伏見丸ニテ神戸入港
四月三日 自四月三日至四月六日三日間東京帝国大学医科大学主催全国医師大会ニ臨時コー
ヒー出張店ヲ設ケ廣告ニ努ム
四月五日 皇后陛下女子大学行啓ニ際シ参考品トシテ台覽ニ供スルタメ珈琲生豆同煎豆同粉
末ノ三種見本瓶入六本同大学ニ寄贈ス
四月十三日 逋信省中央貯金局従業員競技會ニ出張來賓一百四十名ニコーヒー并ニ菓子ノ接待
ヲナス
四月八日 明治大学端艇競争會ニ珈琲シロツプノ寄贈ヲナス

[37頁]

- 四月十四日 取締役山田良助氏取締役辭任ニ付登記抹消ノ手續ヲ了ス
四月二十三日 府下大井町居初氏邸ニ於ケル宴遊會ニ出張店ヲ設ケ來賓三百有余名ニコーヒーノ
接待ヲナス
四月二十五日 午後一時ヨリ臨時株主總會ヲ開キ巖本善治氏神谷忠雄氏ノ兩氏取締役ニ就任ス
四月三十日 米国ヨリ買入コーヒー五百袋サイベリア号ニテ神戸入港
四月三十日 米国ヨリ買入コーヒー五百袋ペルシヤ号ニテ神戸入港
五月四日 下附コーヒー二千五百袋ノ外コーヒー二千五百袋買入レ方在伯国本社代理人宛打
電ス
五月五日 本郷区三組町川合氏邸園遊會ニ出張店開設來賓二百名ニコーヒーノ接待ヲナス

右ノ外新聞ニ雜誌ニ廣告ヲ依頼シ印刷物ノ配布珈琲ノ無償配布ハ臨機之レヲナシテ販路ノ拡張ニ資
セリ

[41頁]

第九回決算報告（自大正六年六月一日至大正六年十一月三十日下半期）

当期ノ營業狀態ハ前期ノ盛況ヲ受ケテ之ヲ持續シ愈々益々隆昌ヲ致シ卸売ニ於テ八割參分小売喫店
ノ売上ニ於テ參割七分ノ増加ヲ致シ之レガタメ聖州政府補助珈琲貳千五百袋ノ外サントス港ニ於テ
貳千五百袋桑港ニ於テブラジル珈琲七千八百袋ヲ購入シ之ヲ以テ支那及露領ノ註文ニ応ジテ東洋ニ
於ケル珈琲ノ需要ニ充テブラジル産ノ珈琲ヲ以テ凡テ東洋ノ市場ヲ制セントスルノ方策ハ着々其効
ヲ奏シツ、アリ

然レドモ此方策ヲ遂行スルガタメニハ本社ノ資本金少額ヲ感ズルニヨリ臨時株主總會ヲ招集シテ拾
万円ノ増資ヲ決議シ已ニ其払込ヲ了シタルヲ以テ大阪市ニ大支店ヲ設置スルノ計畫ヲ立テ其建築ニ
着手セリ尚内地枢要ノ地及支那ノ要市ニ支店設置ノ必要アルニヨリ序ヲ追フテ其計畫ヲ立ンコトヲ
期セリ

聖州政府ニ出願中ノ補助年限延長ノ件ハ同州議會ヲ通過セル旨來電アリタリ

当期中ニ於ケル重要事項及販路拡張ニ努メタル事蹟左ノ如シ

〔42頁〕

- 六月十四日 検査官パウロスキー氏来社前期帳簿ヲ検査ス
- 六月二十四日 前半期決算報告書並ニ営業報告書ヲ伯国聖州農商工部大臣カンデードモツタ氏宛提出
- 六月二十五日 第八回定時及臨時株主總會ヲ開催シ村田省蔵氏監査役ニ当選就任ス
- 六月二十六日 決算報告書ヲ各株主ニ郵送ス
- 七月八日 東京評論社発展記念園遊会ニコーヒーシロップ五百人分ヲ寄贈ス
- 七月三十一日 臨時株主總會ヲ開催シ左ノ事項ヲ審議確定ス
 - 一、本社資本金拾万円ヲ増資シ參拾万円トスルコト
 - 一、定款改正ノ件
- 七月二十五日 時事新報社主催富士登山競争ニコーヒーシロップヲ寄贈ス
- 七月二十八日 コーヒーシロップ普及ノタメ神田堀留ノ各喫店ニ於テ各所へ見本ヲ送呈ス
- 八月七日 東京区裁判所ニ本社ヲ南伝馬町貳丁目壺番地ニ移転ノ登記手續ヲ了ス

〔43頁〕

- 八月十一日 逓信省貯金管理局ノ求メニヨリ鍋町喫店ヨリ出張シ約三百人前ノ冷コーヒーヲ同局集会ニ寄附ス
- 八月二十九日 タコマ丸積コーヒー五千袋神戸入港
- 八月中 米国桑港ヨリブラジル珈琲六千五百袋買入内五千五百袋売約済トナル
- 八月中 地方華客先ヘコーヒー粉及コーヒーシロップノ無償配布ヲナス
- 九月十九日 為替貯金局主催ノ活動写真会ニ出張コーヒー三百人分菓子及サンドウイツチノ接待ヲナス
- 九月二十九日 新株全部払込ヲ了ス
- 十月十日 明治大学運動会ニ珈琲シロップヲ寄贈ス
- 十月中 華客先ニ対シコーヒー粉及コーヒーシロップノ無償配布ヲナス
- 十月三十日 新株払込済報告ノタメ臨時株主總會ヲ開ク

〔44頁〕

- 十月二十日 仙台市公会堂ニ於テ宮城商業銀行二十週年記念園遊会ニ出張シ東北知名ノ実業家千五百名ニコーヒーヲ呈ス
 - 十一月二十日 南鍋町喫店隣接家屋ヲ買入レ客室ヲ拡大ス
- 右ノ外幾多ノ新聞雑誌ニ広告シ或ハ印刷物ノ配布ヲナシ又ハ臨機ニ珈琲ノ無償配布ヲナシテ販路ノ拡張ニ努力セリ

〔48頁〕

第拾回決算報告（自大正六年十二月一日至大正七年五月卅一日上半期）

本社当期ニ於ケル珈琲ノ営業状態ハ内地向卸売小売及喫店ニ於テ其売上予期ノ好成绩ヲ示シ前期ニ比シ実ニ拾參割四分ノ増加トス尚喫店ニ於ケル珈琲以外ノ飲食物売上高モ前期ニ比シ約七割ノ増加ニシテ当社独特ノ営業方針ハ益々一般人士ノ嗜好ニ適シ今後大イニ喫店ヲ増加スルノ要アルコトヲ事實ニ於テ証明セリ一方輸出向卸売ハ露国内地擾乱ノ為メ大打撃ヲ受ケ前期売約品ノ一部ハ之ヲ買戻シ内地消費ニ充当スルノ止ムヲ得ザルニ至リシ結果手持品ノ増加トナリ且ツ大阪喫店敷地建築費トシテ支出セシ多額ノ資金ハ未ダ運転利殖ノ機ニ達セザリシ為株主配当ニ於テモ壺割ニ甘ンゼザル

ヲ得ザルヲ遺憾トス乍然前年来ヨリ製造販売ニ着手セシコーヒーシロップハ其売行日月ト共ニ増加シ来リ昨年下半年中ノ売上ハ約五万五千本ナリシニ当期中ノ売上ハ実ニ貳拾八万九千本ニ達シ六倍ニ垂ントスルノ盛況ヲ呈シタリ加之間野専務取締役ノ上海大連ニ出張販路拡張ニ努メシ結果ハ同取締役ノ帰

〔49頁〕

社後月余ナラザルニ兩地ノ注文毎月参万本以上ニ達セリサレバ今後一層製品ノ改良ト販売ニ努力スルニ於テハ前途頗ル有望ニシテコーヒーシロップノミニテモ充分ノ利益アルノ確信ヲ得タリ

当期中ニ於ケル重要事項及販売拡張ニ努メタル事蹟左ノ如シ

- 十二月十五日 検査官パウロスキー氏来社帳簿ヲ検査ス
- 十二月二十日 第九回定時及臨時株主總會ヲ開催シ監査役田辺幸七、松井淳平両氏満期ニツキ改選ノ結果両氏トモ再選重任ス
- 十二月二十二日 第九回決算報告書ヲ各株主ニ郵送ス
- 十二月二十六日 前半期決算報告書並ニ營業報告書ヲ伯国聖州農商工部大臣カンデードモツタ氏宛提出ス
- 十二月中 コーヒー粉及コーヒーシロップヲ左ノ各所ニ無償配布ス
大竹商店（仙台）進藤商店（大阪）日本女子大学校 日本剣道会（東

〔50頁〕

京）其他

- 一月中 コーヒー粉及コーヒーシロップノ無償配布ヲナシタル事左ノ如シ
カフエブラジル（神戸）カフエブラジル（広島）望仙閣（甲府）
増田洋行（大連上海） 国分商店 東京衛生試験所 双葉商会（東京）
帝国劇場（東京）進藤商店（大阪）信州諏訪其他地方旅館及料理店
- 二月二十日 午後五時ヨリ旅亭やまとニ於テ京浜間ノ重ナル華客食料品商ヲ招待シ新年宴会ヲ兼ネ取引上ノ懇談ヲナス
- 二月中 コーヒー粉及コーヒーシロップヲ左記ノ各所ニ無償配布ス
鈴木洋酒店（東京）祭原商店（大阪）亀屋商店（東京）神崎商店（東京）其他
- 三月一日 コーヒーシロップ販路増大シ従来ノ工場狹隘ニ付日本橋区川口町二十七番地所在家屋ヲ買取シ工場新築工事ニ着手ス

〔51頁〕

- 三月十八日 神戸工場新設ノタメ同市葺合旭通三ノ五所在土地及家屋ヲ買入ル
- 三月二十二日 女子職業学校ニ出張コーヒー二百人分ヲ寄贈ス
- 三月三十一日 花見期間広告ノタメ向島言問ニ臨時喫店ヲ設ケ本日ヨリ開業ス
- 三月中 コーヒー粉及コーヒーシロップヲ左ノ各所ニ無償配布ス
新富座（東京）清涼飲料研究会（東京）金井商店（東京）国分商店（東京）
其他
- 四月自一日 六日間東京帝国大学ニ開催セラル、全国医学大会ニ出張連日壱千余名
至六日 ニコーヒーノ無償配布ヲナス
- 四月四日 全国果実蜜品評会ニコーヒーシロップヲ寄贈ス
- 四月十二日 兼テ建築中ノ川口町工場竣成シタルヲ以テ本日ヨリコーヒーシロップ製造ヲ開始ス

四月十六日 大阪天王寺公園ニ開催セラル、化学工業博覧会内ニ喫店ヲ設ケ本日ヨリ開業ス
〔52頁〕

四月十六日 間野専務取締役上海大連及支那地方商況観察ノ為春日丸ニ乗船本日上海へ出帆ス

四月廿九日 パナマ丸積コーヒー参千袋神戸入港

四月中 コーヒー及コーヒーシロップノ無償配布ヲナシタルコト左ノ如シ
明治大学ボートレース 霊泉堂（府下）鈴木商店（東京）小川旅館（東京）
帝国農園（東京）日本大学ボートレース 荒川堤各所茶店
エレート商会（東京）其他

五月自十一日 福島県須賀川町牡丹園ニ社員出張コーヒー及コーヒーシロップノ無償
至三十一日 配布ヲナス

五月十九日 上海大連出張中ノ間野専務取締役本日帰京ス

五月中 無償配布ヲナシタル事左ノ如シ
慶応義塾 日本製氷会社（東京）岡本商店（東京）東京倶楽部 燕楽軒（東京）
小泉商店（東京）其他

〔53頁〕

右ノ外幾多ノ新聞雑誌ニ広告シ或ハ印刷物ノ配布ヲナシ又ハ臨機ニコーヒー及コーヒーシロップノ無償配布ヲナシテ販路ノ拡張ニ努力セリ

〔57頁〕

第拾壹回決算報告（自大正七年六月一日至大正七年十一月三十日下半期）

本社当期間ニ於ケル営業状態ハ甚ダ順調ニ発展シ世界大戦ノタメ何等乱調ヲ来タサズ充分プロパガンダノ目的ヲ達スルコトヲ得タルハ我等ガ窃ニ誇トスル所ナリ

伯国聖州政府トノ第二期契約五ケ年ノ補助期間ハ今期ヲ以テ満了スルニヨリ同政府ニ請願シテ更ニ第三期契約ヲ締結シ明年ヨリ向フ五ケ年間補助期間延長ノ許可ヲ得タルハ本社ノ最光榮トスル所ナリ

本社カ伯国聖州政府ニ対シテ負フ所ノ義務ノ重大ナルニ鑑ミプロパガンダノ効用ヲ一層著大ナラシメンガタメニハ尚諸般ノ設備ヲ完成スルノ要アリ之レガタメ本年六月二十五日ノ株主總會ニ於テ本社ノ資本金ヲ五拾万円ニ増加スルノ議ヲ決シ本月十日ヲ以テ新株全部募集シ了レリ

本社ハ此増加資本金ヲ以テ喫店ノ増設、工場ノ拡張、製品ノ改良、支那満洲、露領方面ニ於ケル販路拡大等ニ応用シ将来尚充分ノ好成績ヲ挙ゲンコトヲ期待ス

〔58頁〕

当期間内地卸売、小売、シロップ原料及各喫店ニ於ケル珈琲売上数ハ之ヲ前期ニ比シ優ニ拾割強ヲ増加シ且ツ珈琲以外ノ飲食物売上高ハ同シク四割八歩ヲ増加シタルニ依リ今期株主配当率ハ年一割六歩ニ達スルヲ得タリ多額ノ資金ヲ投シタル大阪戎橋喫店モ今秋開業シ浅草公園内喫店ハ目下工事中ニ属ス其他四囲ノ状況ニ鑑ミ販路拡張ノ企図ニ関シテハ聊遺漏ナカラシムコトヲ期ス

当期中ニ於ケル重要事項及販路拡張ニ努メタル事蹟左ノ如シ

六月十四日 検査官パウロスキー氏十二日ヨリ三日間帳簿ヲ検査ス

同日 監査役村田省蔵氏ノ辞任登記ヲ東京区裁判所ニ申請ス

六月二十五日 定時株主總會ヲ開キ左ノ事項ヲ議決ス

- (一) 第拾期營業決算報告書承認ノ件
- (二) 本社資本金參拾万円ヲ金五拾万円ニ増加ノ件
- (三) 定款改正ノ件

[59頁]

- (四) 現在ノ神戸支店ヲ喫店トナスノ件
 - (五) 左記役員選挙ノ件
- 増員取締役ニ村田省蔵氏、築瀬兵氏、辞任監査役村田省蔵氏ノ補欠ニ男爵深尾重孝氏、増員監査役ニ渡部喜兵衛氏就任
- 六月二十七日 第拾期營業決算報告書ヲ各株主ニ郵送ス
- 六月二十九日 前半期決算報告書及營業報告書ヲ伯国聖州農商工部大臣カンデードモツタ氏宛提出ス
- 七月一日 六月二十五日定時株主總會ニ於テ決議シタル定款ノ改正神戸支店ノ改称、役員就任ノ登記ヲ東京区裁判所ニ申請ス
- 七月四日 神戸支店改称ノ登記ヲ神戸区裁判所ニ申請ス
- 八月二十二日 間野専務取締役販路拡張ヲ兼ネ北海道及東北、各地方商況視察ノ為メ出張シ九月上旬帰京ス

[60頁]

- 同日 本社所属川口町工場ニ珈琲仮置場設置ノ件大蔵省ヨリ許可書下附
- 九月三日 布哇丸積下附ノ珈琲式千五百袋横浜入港
- 九月十二日 宮城県競馬会ニ同地特約店ノ請ニ依リ臨時喫店ヲ設ケ来会者約五百名ヘコーヒーシロップノ接待ヲ為ス
- 十月二日 水野取締役社長ノ現住所ヲ東京市神田区西小川町壱丁目拾番地ニ移転登記ヲ東京区裁判所ニ申請ス
- 十月四日 福島市主催ノ競馬会ニ同地特約店ノ請ニ依リ三日間知名ノ士約五百名ヘコーヒーヲ無償配付ス
- 十月十日 東京丸ノ内衛生学会内ニ開催セラルル中華民國独立記念祭ノ為集会者千名ニ対シコーヒーヲ無償配付ス
- 十月十六日 販路拡張ノ為メ予テ新築中ノ大阪戎橋喫店竣工シ營業ヲ開始ス
- 十月十七日 東京高等商業英語会ニ於ケル来会者五拾名ヘコーヒーヲ無償配付

[61頁]

- ス
- 十月二十日 東京京橋南鍋町喫店業務繁盛ヲ極メ建物狭隘ノ為メ予テ増築中ノ処本日落成式ヲ挙行ス
- 十月二十三日 本社所属川口町工場建物保存登記ヲ東京区裁判所西紺屋町出張所ヘ申請ス
- 十月二十七日 東京、報知新聞社主催ニ係ルマラソン競走ノ際終点上野公園内美術学校ニ於テ来会者式百名ヘコーヒーヲ無償配付ス
- 十月三十日 逋信省内ニ開催ノ電話抽籤会ニ於テ来集者百五拾名ニ対シコーヒーヲ無償配付ス
- 十一月十六日 横浜記念会館ニ於テ開催ノ関東教育家大会ヘ出張シ来会者五百名ニ対シコーヒーヲ無償配付ス

〔62頁〕

- 十一月二十日 販路拡張ノ為メ東京浅草公園内ニ喫茶店増設ヲ企画シ工事ニ着手ス
- 十一月二十三日 東京、明治大学内ニテ開催セラルル明大英語会ニ於テ来会者貳百名ニコーヒーヲ無償配付ス
- 当期中 前記ノ外左記ノ個所ニ対シコーヒー百貳拾八斤コーヒーシロップ九百八拾六本無償配付ス
- 飯塚（東京）桜井（東京）福地（東京）国分（東京）米山（東京）外貳百七拾参ヶ所

右ノ外幾多新聞雑誌ニ広告シ或ハ印刷物ヲ配布シ且臨機コーヒー及コーヒーシロップノ無償配付ニ努メ極力販路拡張ニ尽瘁セリ

注

- 1) 『官報』1913年11月5日付33頁。
- 2) 長谷川泰三『日本で最初の喫茶店 「ブラジル移民の父」がはじめた——カフェーパウリスタ物語』（文園社、2008年）、佐々木靖章「ブラジルコーヒーの宣伝戦略 I カフェーパウリスタからカフェーブラジレイロへ」（『コーヒー文化研究』第17号、2010年）以降の同誌および『コーヒー文化学会ニュース』誌上の連載、岡本秀徳「珈琲普及の殿堂「カフェーパウリスタ」」前編・後編（『コーヒー文化研究』第17・18号、2010・11年）など参照。
- 3) 『二十世紀』1914年8月号掲載の広告による。
- 4) 長谷川前掲書43～47頁。なお、同時期にパウリスタは宝塚でも営業していたようである（「これが、カフェーパウリスタ宝塚」『モノ・コト・バ宝塚MOOK』2号、2020年）。
- 5) 『官報』1914年3月27日付付録3頁。
- 6) パウリスタと大阪商船の関係については、岡本前掲『コーヒー文化研究』第18号掲載論文、同「「カフェーパウリスタ」の創業者水野龍の尊皇・皇国思想と珈琲普及事業③」（『コーヒー文化研究』第21号、2014年）参照。
- 7) 以下、報告書を引用・参照した場合の出典は、報告書の回数で示す。
- 8) 八坂丸の撃沈については、岡本前掲『コーヒー文化研究』第18・21号掲載論文参照。

（よねだ ふみたか 関西大学文学部教授）
 （かんだ あきふみ 関西大学文学部准教授）

「大大阪」時代の陵墓巡拝について

徳田 誠志

要 旨：本稿は山岡文書にある『歴代皇陵巡拝の栞』（大阪鉄道刊行）により、「大大阪」時代の陵墓巡拝の状況を明らかにしていく。さらに吉田初三郎が描いた『歴代皇陵巡拝圖繪』や、当時の巡拝者が収集した陵印軸を手掛かりに、この時代の人々と陵墓の関係を考察していく。そして今後の陵墓保全や、そのあり方を考える一助とする。

キーワード：「大大阪」時代、大阪鉄道、陵墓巡拝、吉田初三郎、陵印

はじめに

山岡家文書に大阪鉄道（大鉄）が発行した2種類の『歴代皇陵巡拝の栞』があり、この栞を資料として「大大阪」時代の陵墓巡拝の実態を解明していくことが本稿の目的である。陵墓とは皇室の墓所のことであるが、厳密には天皇皇后を葬った「陵（りょう・みささぎ）」とその他皇族を葬った「墓（ぼ・はか）」に区分される。現在1都2府30県に899の陵墓が存在しているが、そのうち陵は初代神武天皇から第124代昭和天皇に至るすべての歴代天皇陵が決定しており、その数は重祚（ちょうそ：複数回皇位に就くこと）した天皇と、合葬された天皇の陵を除くと112を数える。さらに歴代外の陵として皇后陵、北朝天皇陵、神代三陵等を合せて76を数えることから、陵の数は188となる。

これらの陵あるいは墓を尋ね歩き、大正末期からは陵墓に備え付けられている「陵印」「墓印」を収集して歩く、いわゆる陵墓巡拝という行為が明治30年代から始まり、「大大阪」時代には爆発的なブームを迎える。しかしながらこのブームは長続きせず、日華事変を嚆矢とする対外戦争に突入する中で急激に衰退し、昭和20年の終戦とともにほぼ忘れ去られることとなる。本稿ではこのブームを後押しすることになった電鉄会社の思惑や、「大正の広重」と謳われた吉田初三郎が描いた『歴代皇陵巡拝圖繪』を取り上げて、この陵墓巡拝の実態を明らかにしていく。さらにこの時期における人々の、陵墓への関心や理解などを含めた社会状況を考察していきたい。

さて、初めに陵墓巡拝について少し定義をしておく必要がある。幕末の尊王攘夷という世相の中で、あるいはその少し前から歴代天皇の陵が所在不明となっていることを嘆き、その探索に奔走した人々がいた。さらに遡ると本居宣長が陵墓探索の紀行文である『菅笠日記』を著し、あるいは「前方後円墳」の名付け親としても知られる蒲生君平が、関西各地の陵墓を歩き回り『山陵志』を刊行している。その後、幕末には山陵家と呼ばれる人々により『陵墓一隅抄』（津久井清影著）、『打墨縄』（北浦定政著）など陵墓の所在地を考察した図書が著される。このような書物を著した人々も各地の陵墓を巡ってはいるものの、彼らの活動は陵墓の「巡拝」ではなく、あくまでも陵墓の「探索」

である。したがってこの時期における彼らの行動については、陵墓巡拝とはしない。それでは陵墓巡拝をどのように定義づけるかという点、明治政府によって陵墓の治定が完了したのちに陵墓を巡ることを陵墓巡拝と定義付けておきたい。もう少し付け加えるならば慶應4（1868）年閏4月に制度事務局において「山陵御穢の事」が審議され、陵墓は穢れた場所ではなくむしろ聖なる場であるという価値付けがなされたことが、陵墓を参拝するという行為の根底にあることを記述しておきたい。さらに少し時間は前後することになるが、尊王攘夷を目に見える形として実践したいいわゆる「文久の修陵」において、各陵墓には鳥居・灯笼を配置した拝所（はいしょ）が設置された。このことによって陵墓を参拝するための場所が作られたことが、陵墓巡拝という行為において重要な要因であることも指摘しておく。

第1章 陵墓巡拝の歴史

本章では明治政府による陵墓の治定状況と、「大大阪」時代以前の陵墓巡拝の状況を見ていきたい。この時期の主要人物は、本学とも関係の深い藤沢南岳と本山彦一である。この本山彦一の陵墓巡拝活動については以前の研究によってその内容を報告しているので、今回はその概要を述べておくにとどめておきたい（徳田2010・2020）。

まず歴代天皇陵の治定状況を見ていくが、どの時点でそれぞれ歴代の陵が決定したかについては留意すべき点がある。すなわち歴代天皇の認識も時代によって異なっており、例えば現在の歴代順でいう第39代弘文天皇、第85代仲恭天皇は明治時代に皇統に加列されている。もっとも新しく皇統に加わった天皇は、大正15年に決定した第98代長慶天皇である。当然これらの天皇陵は加列後に決定されることになるのであって、それ以前に陵が存在しないことは当然である。このことを念頭に置いたうえで歴代天皇陵の治定された時期を見ていくこととしたいが、中世以降に荒廃しその所在も不明となっていた天皇陵を改めて探索した時期は、17世紀後半から18世紀前半の元禄・享保期である。この時期に決定してその場所が今日まで変更されていない歴代陵は、その時すでに自明であったものを含め34陵を数える。その後、先述したような山陵家によって陵墓の探索が続けられ、新たに55陵（江戸時代に築造された歴代陵を含む）が決定した。すなわち元禄・享保の治定と併せて、89の歴代陵が江戸時代に知られていたことになる。この陵墓の探索と治定は明治政府にも引き継がれ、明治10年に先述した弘文天皇陵が決定し、その後も明治13年に桓武天皇陵、明治14年に天武・持統天皇合葬陵と文武天皇陵等の6陵が治定される。そして明治22年に明治憲法が公布され「万世一系」がその冒頭に記されたこともあり、それまで確定していなかった顕宗天皇陵など13陵が決定し、この時点での治定作業が完了することとなった。その後、長慶天皇陵が昭和19年に治定され、今日に至っている。

このように歴代天皇陵がすべて治定されたことにより陵墓巡拝の準備が整うが、この活動の端緒を開いた人物として奥野陣七をあげておく。奥野は神武天皇陵の近くに居住し、「報国社」という結社を営み、神武天皇陵への参拝者を募ることを活動の目的とした。そして明治31（1898）年に『歴代御陵墓参拝道路御宮址官国幣社便覧』（奥野1898）を出版し、その内容は府県別に「陵」「墓」「宮址」「官国幣社」の所在地を記している。この中で奥野は、陵墓の参拝は「帝国臣民」の義務であるとも記す。このように奥野は陵墓巡拝の先鞭をつけた人物ともいえるが、この図書の刊行後まもなく檀原神宮との間でトラブルを引き起こしたようであり、この後は奥野が陵墓に関わることはなかった。

この奥野と入れ替わるように登場する人物が、藤澤南岳と小林利恭・利昌父子である。この藤澤を編輯者として、明治39（1906）年に『皇陵巡拝地図』が刊行された（藤澤・小林1906）。そしてこの地図の発行者が小林利恭であり、おそらく藤澤が学術的な面から地図の刊行を先導し、その資金的な面を小林が担当したと考えられる。この地図の刊行を遡る8年前には、やはり藤澤と小林によって、この『皇陵巡拝地図』の原型となる『皇陵巡拝道略図』が刊行されている（藤澤・小林1898）。この『皇陵巡拝地図』は京都・大阪・奈良・滋賀の全体を1枚の地図とし、その中に陵の位置を示した図となっている。この地図こそが昭和に至るまで、歴代陵の位置を示した基本図として利用されていく。この縮尺の地図ではなかなかそれぞれの陵へたどり着くことは難しいかもしれないが、1枚の地図で陵の位置関係が理解できるという点では画期的なものといえよう。

しかしながら奥野や藤澤が陵墓巡拝の扉を開いたとしても、人々がすぐさま陵へ参拝に駆けつけたとは考えられない。それは江戸時代の歴代陵はいずれも京都東山山麓にある泉涌寺にあり、そもそも一般人が陵墓を参拝することは想定されていない。そして仁徳天皇陵のような巨大な陵もそこが「ミササギ」であるという認識はあったにせよ、その場所は農業用水として濠水を利用する場であり、あるいは薪の採取場所という入会地であって、参拝の対象ではなかった。明治30年に孝明天皇皇后の英照皇太后が崩御し、泉涌寺内に後月輪東北陵が造営されるが、この陵を多くの人々が参拝した記録は残されていない。このように関西の人々にとってさえ、陵は日常生活において参拝する場所ではなかったといえる。

このような状況が一変する出来事は、明治45（1912）年7月30日に明治天皇が崩御し、伏見桃山陵が造営されたことである。さらに大正3（1914）年4月11日には昭憲皇太后が崩御し、明治天皇陵の東側に伏見桃山東陵が築かれる。この両陵はほとんどの日本人にとって同時代に築かれたたれた陵という意味では初めて見るものであり、明治天皇の墓がどのようなものであるかという興味と共に、明治天皇を追慕し参拝する対象として陵が人々の意識の中に初めて植え付けられたといえる。明治天皇陵の前には大きな広場が設けられており、3基の鳥居の奥に明治天皇陵の墳丘を望むことができるものであって、多くの人々が参拝にやってくることとなった。この大勢の人々の輸送手段として活躍したのが、明治43年に開業したばかりの京阪電車であった。この時はまだ経営基盤の弱かった京阪電車にとって、明治天皇陵に押し寄せる乗客は予期せぬ収入源となったことが指摘されている（橋爪2015）。この時点では京阪電車も明治天皇陵が集客の有力な手段になることの意識はしていないようであるが、引き続いて昭憲皇太后の陵が造営され、さらに大正5年に乃木神社が近くに創建されるに至り、この伏見桃山一帯が聖蹟として一躍脚光を浴びることとなると、この地を訪問する人々は京阪電車の大きな収入源になっていった。

このような社会状況の中で、陵墓巡拝活動を強く牽引する人物として本山彦一が登場する。本山は大正6年の正月に『歴代帝陵巡拝図』を作成し、配布する。この図は縦54.2cm、横38.3cmを測る1枚刷りであって、京都・大阪・奈良・滋賀の全体を1枚の地図とし、その中に陵の位置を示した地図である。参拝の順序としては神武天皇陵を1番目とし、奈良県から・京都府・滋賀県・大阪府の順に陵墓をめぐる行程を示す。当然距離の近い陵をめぐるようになるから、必ずしも歴代順というものではない。そして最後の陵は、堺市にある履中天皇陵となっている。さらにこの図には本山による約千字に及ぶ文章が掲載されている。その中で本山はこの図を手にも多くの人が、陵の参拝に赴くことを期待すると記す。但しこの地図は藤澤南岳らが明治39（1906）年に刊行した『皇陵巡拝地図』と地図の部分はまったく同じであり、再版といってよいものである。すなわち本山は先行の陵墓巡拝活動を十分に利用したうえで、その発展を試みたことになる。

さらに本山は自らが率いる大阪毎日新聞社（大毎）という会社を後ろ盾にして、「皇陵巡拝会」という団体を立ち上げる。表向きには小林利恭の子息である利昌を中心として設立された団体であるが、実質は本山の発案であろうと考えている。その根拠としては大毎の記者である岩井武俊によって会の活動報告が自紙の紙面を飾り、この活動が「紳士団の御陵巡拝」として盛んに報道されていることによる。このように本山は皇陵巡拝を実践する団体を設立し、その活動を一般市民の中に浸透させていった人物ともいえよう。

この時期には他にも「大阪皇陵参拝団」という組織が設立され、関西一円において陵墓巡拝が盛んになっている状況が窺える。これらの団体は競うように、陵墓巡拝の便を図る目的で石柱（道標）を寄進する。この石柱には近くの陵墓名とそこまでの距離などが刻まれているが、今でも京都・大阪・奈良の道路沿いで見かけることも多い。今となっては気にする人もいないが、これらの石柱は陵墓巡拝の実態を今に伝える「遺構」であるともいえよう。

以上が明治22年に陵墓の治定が完了し、奥野陣七から本山彦一に至る陵墓巡拝の概要である。この中で明治天皇陵の造営が大きなきっかけになったことと、それによって京阪電車が思わぬ恩恵を受けたことが、次の「大大阪」時代に爆発的ブームとなった陵墓巡拝の前史としてあることを指摘しておきたい。

第2章 「大大阪」時代の陵墓巡拝

本章では1920年代から30年代にかけての、いわゆる「大大阪」時代の陵墓巡拝の状況を見ていきたい。前章で述べたように明治天皇陵の造営をきっかけにして、陵を参拝するという行為が人々に浸透していく。そしてそこには本山による様々な仕掛けが、功を奏したことも指摘した。しかしながらこの時期の陵墓巡拝は、全国的なブームまでには至っていない。

この陵墓巡拝が全国的なブームとなるきっかけは、大正15（1926）年12月25日に大正天皇が崩御し、現在の東京都八王子市に多摩陵が造営されたことと考えている。多摩陵は崩御の直前に制定された「皇室陵墓令」に則って、初めて東京都内に築造された。すなわち多くの東京在住の人々にとって、初めて見る陵が出現したことになる。そして明治天皇陵がそうであったように、多くの人々がこの多摩陵へ参拝することとなった。特にその中核となった人々は大正から昭和初期にかけて誕生したサラリーマン層であり、彼ら中産階級は家族を伴って日曜日に出かける場所としてこの多摩陵を目的地とした。

この多摩陵への参拝者の輸送を担ったのが京王電鉄であり、この点は明治天皇陵の参拝者輸送を担当した京阪電車と同様の状況である。京王電鉄は多摩陵を集客の手段として、京阪電鉄以上に活用したとってよい。その証拠が吉田初三郎によって製作された、『京王電車沿線名所図絵』である。吉田初三郎については次章で詳述するが、昭和3年1月と昭和5年秋に京王電鉄から同じ名前の図絵が刊行されている。昭和3年版は北を上にして左から右へ四谷新宿駅から東八王子駅の路線と御陵前駅までの予定線を描いている（岡田2021）。沿線の名所としては新宿御苑から始まり、井之頭公園、深大寺、そして現在の多摩霊園を順に描き、左端に多摩御陵と高尾山（薬王院）を配置する。昭和5年版は南を上にして描き、左から右へ四谷新宿駅から東八王子駅と横山駅から分離する御陵前駅（昭和6年開業）までを示す図となっている（写真1）。この図を昭和3年版と比較すると、昭和2（1927）年に誕生したレジャー施設である「京王閣」がひととき大きく描かれ、さらに御陵前駅が完成したこともあり多摩御陵が右端に一段と大きくかつ詳細に描かれている（府中市

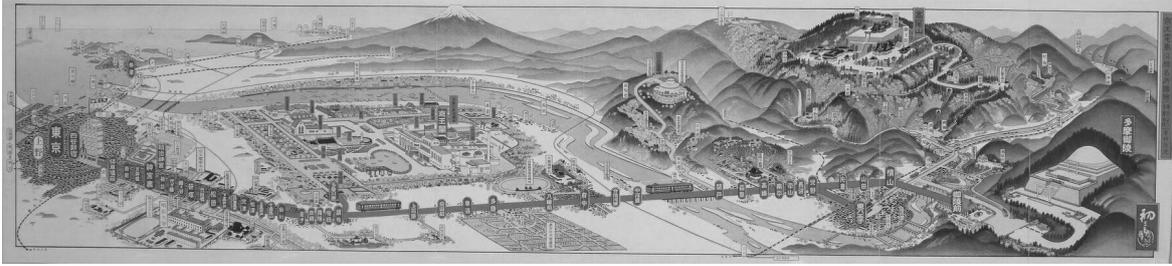


写真1 京王電車沿線名所図会（国際日本文化研究センター所蔵）

2024)。同様に高尾山（薬王院）の図も大きく描かれる。このことから昭和5年版は3年版に比べて、一段と沿線の名所へ乗客を誘うように工夫されていることが指摘でき、その一つに多摩陵が含まれているといえる。すなわち京王電鉄によって出かける人に向けて多摩陵と高尾山薬王院を参拝し、その帰りに京王閣のレストランで食事をするようなモデルコースを示しているといえよう。

この絵図から読み取ることができる社会状況としては、多摩陵へ参拝に出かける人々にとってその行為は、強制的な陵墓参拝でもなければ狂信的な皇室崇拜でもなく、休日におけるレジャーの一環として多摩陵を訪れていると考えて良いのではなかろうか。そしてまた電鉄会社も御陵参拝を、重要な集客の手段として活用している状況が窺える。この京王御陵線の延伸は地元住民からの強い要望があったことも事実であり、参拝者が押し寄せることによって土産物屋や飲食店が開業し、中には風紀を乱すとして警察によって嚴重処分を受ける店も出現したことが当時の新聞に掲載されている（外池2005）。このような状況から皇室に対する不敬を嘆く意見も見受けられるが、多摩陵の出現によってこの地が突然のように聖地となり地元にはお金が落ちることとなって、そして多摩陵は多くの人々が余暇を過ごす場所として定着していったものといえる。

この多摩陵造営をきっかけとする東京の陵墓参拝ブームは、関西の陵墓巡拝活動にも大きな刺激となったことが考えられる。すなわち陵墓巡拝が全国的なブームとなり、関西にある陵墓へ全国から人々が参拝に訪れる状況が発生する。この参拝者を迎えた交通手段が、関西の各私鉄電車であった。この時期における関西の私鉄は、経済発展を背景として大阪市内から郊外へと線路を延伸していく、まさに発展期にあった。山岡倭が取締役として関与した大阪電鉄もその一つであり、続いては冒頭に記したとおり大鉄が発行した『歴代皇陵巡拝の栞』を紹介しながら、この時期の陵墓巡拝の状況を見ていきたい。

大阪鉄道の前身は明治29（1896）年に設立された河陽鉄道であり、まもなく河南鉄道となったのちに大正8（1919）年に社名を大阪鉄道へ改称している（天理大学附属天理参考館2024）。この大阪鉄道は、現在の近畿日本鉄道南大阪線（大阪阿部野橋駅～橿原神宮前駅）・長野線（古市駅～河内長野駅）・道明寺線（道明寺駅～柏原駅）・御所線（尺度駅～近鉄御所駅）の各路線を保有していた。そして昭和4（1929）年には、吉野駅まで直通列車を走らせることとなった。いうまでもなくこの沿線には多数の陵墓が点在しており、皇陵巡拝において最も利用される鉄道であった（片木2017）。例えば古市駅周辺には仲哀・応神・允恭天皇陵等が位置し、橿原神宮駅周辺は初代神武天皇から綏靖・安寧・懿徳天皇陵、御所線沿線には第5代孝昭天皇と次代孝安天皇陵、さらに長野線には第97代後村上天皇、吉野線には第96代後醍醐天皇の陵が存在している。それゆえ大阪鉄道が陵墓参拝を大きな集客の手段と考えることは当然であり、そのために栞が作成されたと考えられる。

その栞は2種類存在しており、表に八稜鏡のシルエットを背景に馬備の図柄をあしらったもの（栞1）と、挂甲を着装した武人埴輪を描くもの（栞2）である。栞1は、縦17.9cm、横39.1cmで4つ



写真2-1 大阪電鉄 菜1



写真2-2 大阪電鉄 菜1表面



写真3-1 大阪電鉄菜2



写真3-2 大阪電鉄 菜2表面

折りになっている (写真2-1)。表面に大阪府内を走る路線と近在の天皇陵、さらに奈良県内の路線と天皇陵を示す (写真2-2)。裏面には陵墓の名・形・所在地と被葬者のご略歴を記す。菜2は、縦15.3cm、横52.2cmで7つ折りになっている (写真3-1)。表面には「長野附近」「道明寺・藤井寺附近」「御所・橿原・飛鳥附近」「吉野付近」「二上山附近」の6箇所に分けて沿線にある天皇陵の位

置を示している（写真3-2）。裏面には、表の地域区分に従って陵墓の形状と被葬者の御父、御事蹟を載せる。2枚とも製作された時期は記されていないため、正確な発行時期はわからない。しかし葉2には昭和8（1933）年にその名に改称された「応神御陵前駅」と「誉田八幡駅」が記されていることから、昭和8年以降に発行されたものと考えられる。さらに裏面に記載されている運賃から判断すると、昭和8年から10年ごろに発行されたと考えてよさそうである。

また葉1には「皇陵巡拝の順路」として「恵我御陵巡り」「梅鉢御陵巡り」「飛鳥方面御陵巡り」「橿原方面御陵巡り」「御所方面御陵巡り」の5つのモデル——コースが記載されている。それぞれのコースについて「旅費」「順路」が記してあり、順路には陵墓だけでなく付近の名所旧跡（寺社仏閣等）の記載もあり、最後には各コースの距離が示してある。この葉は駅などで無料配布されたものと考えられるが、限られた紙面の中に天皇陵の位置と御事蹟など最大量の情報を詰め込み、当然電鉄会社として電車の利用を宣伝する内容となっている。さらにはモデルコースを提示し利用者への利便性を図るとともに、行程の中で自動車が利用できる距離数を提示している点など参拝者の体力への配慮も窺える。すなわちこの葉は史跡めぐりやハイキング案内のようでもあり、人々に手軽に皇陵巡拝に参加し、電車の利用を促す仕組みとなっていることが分かる。さらに大阪鉄道からは「ハイキングのご案内」という葉も発行されており（葉3）、その中でも「梅鉢御陵」を巡るコースが設定されている（写真4）。

このような鉄道会社による陵墓巡拝の葉は、大阪鉄道に限らず他社からも発行されているので、いくつか紹介しておきたい。1つ目は現在の近鉄京都線を運営していた奈良電気鉄道（奈良電車）が刊行したものである（写真5）。その葉は縦18.0cm、横52.0cmを測り、5つ折りである。表面には「奈良電車ヲ中心トシタル皇陵巡拝案内図」との表題が記され、京都駅から西大寺駅を經由して奈良駅までと西大寺駅から久米寺駅に至る縦長の路線図が描かれ、近在の陵墓の位置が表示されている。裏面にはそれぞれの駅の近くにある天皇陵について、住所と駅からの距離が記載されている。この葉には「巡拝せらるる方々の御案内」という文言があり、「陵墓巡拝」という言葉が人々に浸透していることが分かる。筆者の手にある葉には、以前の所有者によると思われる書入れがあり、参拝した陵をチェックした痕跡を残している。

もう1点は京阪電気鉄道によるもので、この会社は現在の京阪電車の路線と阪急京都線の一部を運営していた会社である。葉は縦17.2cm、横35.7cmを測り、4つ折りである。表面には「皇陵巡り京都近傍京阪電車」とあり、京都市内から津市に至る路線図と近在の天皇陵の位置、また後鳥羽天皇と順徳天皇の大原陵と継体天皇陵の図が別に描かれている（写真6）。裏面には洛南、洛北、洛西等の8つの区域を設定し運賃や各天皇陵の概要を記している。

また、阪和電気鉄道（現在のJR阪和線）が刊行したものは、「百舌鳥耳原三御陵巡拝コース」との表題



写真4 大阪電鉄 葉3

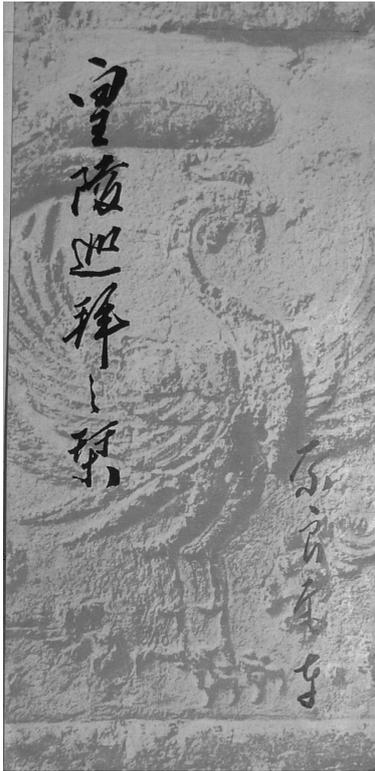


写真5 奈良電車 葉



写真6 京阪電車 葉



写真7 阪和電鉄 葉

があり、その上端には「ハイキング」の文字が記される（写真7）。裏面には徒歩6キロとの表示もあり、反正天皇陵から御廟山古墳、さらにイタスケ古墳を經由して履中天皇陵へ至る案内図が描かれている。この葉によって陵墓の巡拝は、まさにハイキングという健康増進を兼ねたレジャー的な要素が強いものであることが分かる。

このような各電鉄会社が発行した陵墓参拝の葉は、駅などで配布されたものと考えられるが、いずれも正確な発行年は不明である。しかしながら大阪鉄道の葉と同様に、各社の葉も昭和10年前後に発行されたものと考えている。おそらくこのような葉は多数作成され配布されたものであろうが、関西の私鉄各社にとって陵墓巡拝が集客の大きな手段であったことが窺える。それゆえモデルコースを設定し、その料金を表示し、あるいは割引切符なども設定して集客を図っている。このような状況を見てくると、この時期の陵墓巡拝は皇室への追慕尊崇を示す行為であって、表面的にはその通りであるが、人々にとってはまさに余暇活動であり、阪和電鉄がしみじみその葉に記したようなハイキングと同様の性格であったと結論付けられる。これは「大大阪」時代という大阪の経済発展、人口増加、さらには私鉄各会社の路線拡大という様々な要素が加わって、この時期のサラリーマン層にとっての休日レジャーであり、健康増進を兼ねたハイキングであり、手ごろな小旅行であると考えてよい。すなわち強制的な陵墓参拝や狂信的な皇室崇拜とは真逆であって、庶民の楽しみに位置づけられ、それゆえこの時期の陵墓巡拝は人々と陵墓の近い関係を物語っている。

第3章 吉田初三郎作『歴代御陵巡拝圖繪』について

本章では「大正の広重」とも称された吉田初三郎の描いた『歴代御陵巡拝圖繪』を紹介しながら、

「大大阪」時代の陵墓巡拝のブームを見ていきたい。吉田については多くの先行研究があるので、概要のみを記述しておく（堺市博物館1999）。吉田は明治17（1884）年に京都で生まれ友禅図案師となるが、その後、洋画家の鹿子木孟郎に師事する。この鹿子木に商業画家への転身を進められ、大正2（1913）年にデビュー作となる『京阪電車御案内』を描く。この図が皇太子であった昭和天皇に称賛されたことから、本格的に商業画家としての歩みを進める。この『京阪電車御案内』にも明治天皇陵が描かれているが、近在の名所の一つとして描かれているだけであり、ことさら陵を強調して描いたものにはなっていない。

その後、大正から昭和初期において吉田の描く鳥瞰図の人気は大いに高まり、大正10（1921）年に東京に転居し品川にて大正名所図絵社（のち観光社と改称）を設立する。関東大震災に被災後は名古屋鉄道の援助によって愛知県犬山市に画室を移し、この頃に「初三郎式」というスタイルが確立したとされる。そのスタイルとは藤本一美の表現を借りれば「鳥の目と広角の魚眼レンズの目をミックスした多視点魚眼画法」というものである（藤本1997）。

この吉田の人気に目を付けて、大阪毎日新聞社が創刊した『サンデー毎日』の付録として昭和3（1928）年1月1日に発行されたものが『歴代御陵巡拝圖繪』である（写真8）。大阪毎日新聞社は前年にも『日本鳥瞰近畿東海大図絵』『日本鳥瞰中国四国大図絵』『日本鳥瞰九州大図絵』の制作を吉田に依頼しており、『歴代御陵巡拝圖繪』が初めてというわけではない（堀田2009）。

この『歴代御陵巡拝圖繪』について詳細に見ていきたいが、大きさはおよそ縦27cm、横127cmを測り、8つ折りの大作である（写真9-1）。この図には東京にある大正天皇多摩陵（写真9-2）から、形は描かれていないものの鹿児島県にある神代三陵（写真9-3）や、さらに隠岐の島にある後鳥羽天皇火葬塚、佐渡島の順徳天皇火葬塚まで描いている。まさに「鳥の目と広角の魚眼レンズの目をミックスした多視点魚眼画法」の極致といっても過言ではない図となっており、この時期に「初三郎式」が完成したことを窺わせるものがある。この図の中心となっている陵はやはり図の中央下に描かれている神武天皇陵（写真9-4）であろう。その次に大きさとして目に付くものは、日本最大の前方後円墳である仁徳天皇陵（写真9-5）である。この図をよく見ていくと歴代天皇陵は青地に白抜きで文字で天皇名と陵名が記され、その他の皇后陵、北朝天皇陵あるいは墓については、白地に黒文字で表現されている。すなわち歴代天皇陵とそれ以外を明確に区別しており、この図が宮内省と徳富蘇峰の指導を受けて描かれたということを傍証するようなこだわりを示している。それぞれの天皇陵の図においても高塚式の陵についてはその形と鳥居や燈籠のある拝所を描き、堂塔式の陵についてはそのお堂の形をできる限り正確に描いている。今少し見ていくと墓のうち最も大きく、そして詳細に描かれているものは聖徳太子（厩戸皇子）の磯長墓であり、御霊屋と呼んでいる覆屋や周囲に立てられた結界石も描かれている（写真9-6）。このような詳細は、現地を実際に見てい

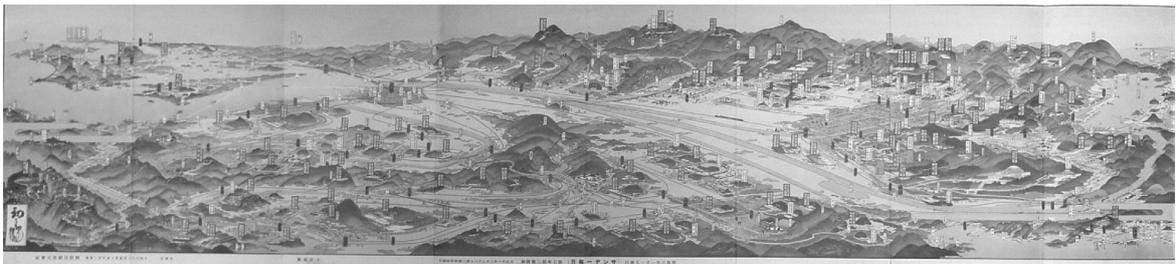


写真8 吉田初三郎『歴代御陵巡拝圖繪』（個人蔵）

るからこそ描けるものであろう。

この図の中でもう一つ特筆しておきたいものとして、古墳としては唯一「城山古墳」が描かれている（写真9-7）。これは現在藤井寺市に所在する津堂城山古墳とみて間違いはないが、なぜこの古墳だけが描かれたのであろうか。津堂城山古墳は後円部の一部が陵墓参考地にはなっているが、この図には他に陵墓参考地は一切描かれていない。よって陵墓参考地だから描いたのではないことは確かであり、他の理由が必要である。その答えとして大阪毎日新聞社の社長である本山彦一は大正6年から10年にかけて、この地にある国府遺跡の発掘に大きな情熱を傾けていた。そしてこの国府遺跡に隣接する古墳が城山古墳であり、だからこそ本山の意向を汲んでわざわざ城山古墳を描いたと推測しておきたい。すなわち吉田初三郎に全国の陵を一枚の鳥瞰図に描くように命じた人物は、ほかならぬ本山彦一であったと考えるものである。さらに憶測を重ねることになるが、この図の制作を指導した徳富蘇峰は、この図が刊行されて間もなく本山の引きで大阪毎日新聞社・東京日日新聞社に社賓として迎えられている。

さらにこの図が、極めて詳細な陵墓巡拝のガイドブックとなっていることを見ていきたい。表面にはそれぞれの陵墓とともに、現在のJRの線路と各私鉄の線路（赤線）が描かれており、駅名が赤地に黒文字で記載してある。鳥瞰図であるから縮尺も方位も通常の地図とは大きく異なるものの、この図を見るとどこの陵へ行くにはどの駅が近いかということが一目でわかる仕掛けとなっている。このことがこの図の大きな狙いであり、詳細な交通手段や運賃は先述した各電鉄会社発行の葉によるものとして、この図は大局的に全国にある陵の場所を示し、各陵への参拝を促している地図といえる。

そして裏面には「歴代御陵巡拝案内」として、初代神武天皇陵から歴代順に第123代の大正天皇陵まで陵名や形状の特徴を記し、さらにはどの駅で降りどう歩けば到着するかまでの詳細が記述してある。さらに近隣の名勝や古跡の紹介もあり巡拝者にとってたいへん便利で丁寧なガイドブックになっている。それではこの原稿は誰が準備したのであろうか、この説明文の執筆が吉田でないことは確かであり、実際に陵へ参拝した経験がある人物しか書けない内容でもある。そうすると大阪毎日新聞社の記者であって、「皇陵巡拝会」の記事を新聞紙面に掲載していた岩井武俊が思い浮かぶ。もちろん記名原稿ではないので推測でしかないが、この図の発行には大阪毎日新聞社が協力していることは当然であろう。

本山彦一は大正6年の正月に『歴代帝陵巡拝図』を作成し、配布する。そして「皇陵巡拝会」を組織して、この活動を大阪毎日新聞という媒体を利用しながら全国へ、そして国民へと浸透させていく。本山にとって初三郎の描いた『歴代御陵巡拝圖繪』は、約10年前に配布した『歴代帝陵巡拝図』より各段に分かりやすく、そして人々に人気のある吉田初三郎を起用したという点において、彼の啓蒙活動における頂点に位置するものとしておきたい。

第4章 「陵印」の集印と掛軸の作成

続いて本章では陵墓巡拝の人々が、参拝の記念として集印した陵印とその掛軸を紹介しながら、「大大阪」時代の陵墓巡拝の熱狂的なブームを見ていきたい。各地に点在する陵、墓において、その参拝を証明するための印、すなわち陵印あるいは墓印とよばれるものが大正末期から備えられるようになる。しかしながらその経緯ははっきりとせず、大正13年に神武天皇陵、明治天皇陵に備え付けられたものが初出とされる。なぜ明確でないかといえば、そもそもこの陵印、墓印は宮内省が設

置したものではなく、民間の団体や地元の篤志家、あるいは陵墓職員が自ら誂えて設置したということに起因する。その中で写真10に示したものはかつて反正天皇陵に備え付けられていた陵印の写真である。この印の側面には不鮮明ながら、「大正十四年八月堺皇陵巡□□」と判読できる文字が記してある。おそらくこの印を寄贈した時期と団体と考えられるものであり、団体名は「堺皇陵巡拝会」もしくは「堺皇陵巡拝団」であろう。しかしながら、この団体の実態は明らかではない。

このように大正末期に設置され始めた陵印・墓印は、短期間のうちに各陵墓へと広まったようであり、昭和2年頃の参拝者の記録には「参拝記念章を朱印帖に拝領した。」との記事もみられる。このように陵印が各地に設置されるにしたがって陵を巡拝し、それを収集することが参拝者の一つの目的となる。これは例えば四国八十八か所を巡って、各寺の御朱印を収集することと同様の行為といえよう。この陵印軸3幅が現在関西大学博物館に所蔵されているので、各軸を紹介しながらこの陵印の収集状況を見ていくこととしよう。

1幅目は最上段に五七桐紋を挟んで、左右に神武天皇畝傍山東北陵と明治天皇伏見桃山陵の陵印が捺印されている（写真11）。その下の15段にわたって歴代天皇陵の印影があり、昭和19年に治定された長慶天皇嵯峨東陵の陵印も確認できる。しかし神代三陵の陵印が捺印されていないために、印影の総数は92顆である。

続いて2幅目であるが、この軸は最上段に瓊瓊杵尊（ににぎのみこと）の可愛山陵、彦火火出見尊（ひこほほでのみこと）の高屋山上陵等の神代三陵の陵印を捺印し、その下に15段にわたって陵印を捺印する。この軸には長慶天皇嵯峨東陵の陵印も捺印されており、全部で95顆の印影を確認することができる（写真12）。このようにこの軸は全ての陵印の捺印が完了しているものの表装がなされておらず、そのため下敷きとなった台紙が残されている。すなわち参拝者がどのようにして各天皇陵の陵印を一枚の和紙に捺印できたかといえば、このような陵印の形を印刷した台紙が下にあり、参拝者は歴代順でなくとも参拝した順にこの台紙の上に捺印することによって、すべての印を間違えることなく適切な場所に押すことができる仕組みとなっている。この台紙には「本紙を損せず容易に下の印刷紙を取のぞき（ママ）美しく表装をする事が出来ます」との印刷文字もある。すなわちこの陵印軸の用紙が台紙と一緒に販売されており、参拝者はこのセットを購入し、そして各陵を巡拝して陵印を収集し、すべての陵印の捺印が終了したら改めてその軸を購入した業者に持ち込んで表装をしたものと考えられる。この軸は陵印を収集して軸装に仕上げるまでの過程を理解することができる点で貴重な資料である。

3幅目は最上段に神代三陵の陵印を押印し、2段目には五七桐紋を挟んで左右に神武天皇畝傍山東北陵と明治天皇伏見桃山陵の陵印を押す（写真13）。その下には15段にわたって歴代天皇陵の陵印



写真10 陵印



写真11 陵印軸 1

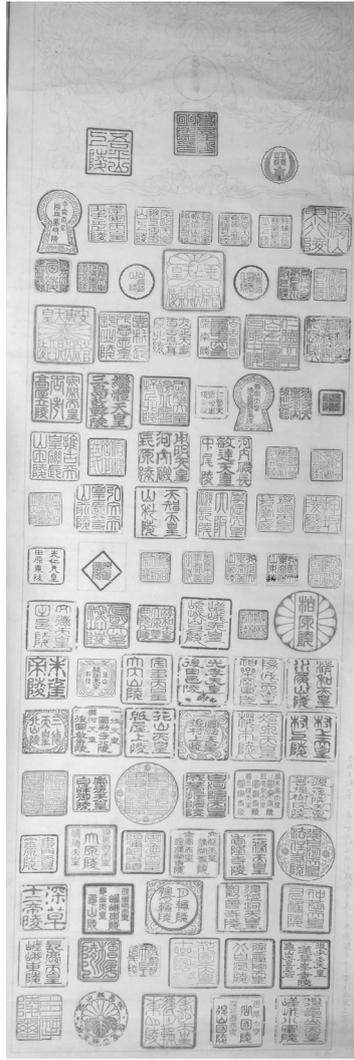


写真12 陵印軸 2

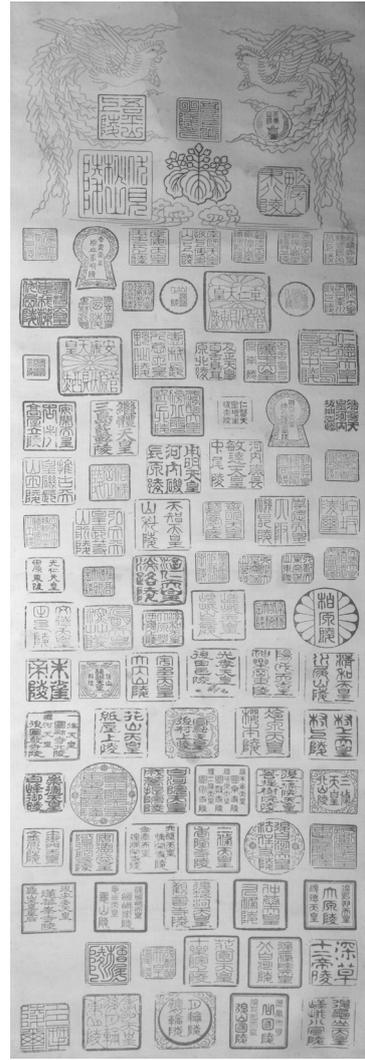


写真13 陵印軸 3

が押されており、下から2段目の左端に1印分のスペースがあるが、おそらくここは長慶天皇嵯峨東陵の印を押すべき場所であろう。すなわちこの軸は長慶天皇陵が治定される以前（昭和19年）に作成されたものであり、印影は94顆である。この軸の特徴は、印刷物であることである。すなわち実際に陵印を捺印した軸から版を起こして用紙に印刷し、それを表装して軸装に仕上げたものである。この軸には昭和14年5月に印刷発行されたことが記してあり、非売品との記述も読み取れる。この発行日を考えると、長慶天皇陵の陵印が捺印されていないことも理解できる。この印刷された集印軸が実際に販売されたか否かは不明であるが、このような印刷物が作られていることは、陵印軸を欲する人々の需要が一定数存在したことの証左であるといえよう。

このような陵印を収集し軸装した掛軸は、現在でも古書店、あるいはオークションサイトなどでも目にすることができる。このような集印は大正末期から昭和10年代の間がそのブームであったと考えられ、90年近くを経た今となっては実際にこの巡拝を行った人々はほとんど存命していないと考えられる。それゆえ遺品として陵印軸が市場に出回ることになるのであろうが、これらの軸は、陵墓巡拝の異常とも思えるような熱気を今日に伝える「遺物」といえよう。

続いてこの陵印について、当時の宮内省の対応を見ていきたい。先述したようにこの陵印は官ではなく民間から始まったものであるが、宮内省としてもその拡大に対して実態調査に乗り出した。その記録が『陵印墓印調書』（宮内公文書館識別番号40108）に残されている。この公文書には各地に点在する陵墓について現在陵印もしくは墓印が存在しているか、存在しているのであればその印影を送付するように命じた内容の公文書が綴られている。公文書には各陵墓の印影が収録されているがその形は様々であり、また先ほどの陵印軸は歴代天皇の陵印しか捺印されていないが、この公文書によって墓印や歴代外陵の印影も知ることができる。このような実態調査を行った後、昭和5年には「陵印取扱規定」（宮内公文書館識別番号40006）を定めている。その規定は次の4項目からなる。（句読点は適時筆者が付加。）

- 一、 陵印ハ天皇皇后其ノ他ノ尊名又ハ陵名ノ神聖ナル表示ニシテ、之ガ印影ハ参拝者ガ参拝記念ノタメ懇請スルモノナレバ、其ノ押捺ニ方リテハ陵印ノ絶対的尊嚴ニ留意シ、一面参拝者ノ敬虔ナル信仰心ヲ尊重シ、極メテ懇切丁寧ニ取扱フコトヲ要ス
- 一、 陵印ノ押捺ハ現ニ参拝シタル者ノ懇請ニ対シテ取扱フベキモノナルハ言ヲ俟タズ。従テ現実ノ参拝者ノ直接ナル申出ニ対シテノミ、一人一印影ニ限ルベキモノニシテ、現ニ参拝セズシテ他ノ参拝者等ニ依頼シ、又ハ書面ヲ以テ申出ツル等ノ向ニ対シテハ絶対的ニ應ズベキニアラズ
- 一、 陵印ハ極メテ神聖ナルモノナレバ、押捺物件ハ不敬ニ亘ラザルモノナルヲ要ス。従テ集印帖、軸物、手帳等ハ妨ナキモ、扇子、帽子、衣類等ニ対シテハ絶対ニ需メニ應ゼザルモノトス
- 一、 陵印ノ押捺ハ職員自ラ事務室内ニ於テ為シ、決シテ印影希望者ニ便宜貸与スル等ノコトアルベカラズ

この規定の内容を読む限り宮内省はこの陵印の取り扱いと捺印にあたっては、陵墓が皇室ご祖先のお墓であるという観点から厳密な取り扱いを命じている。しかしながら現在も四国八十八か所巡りの御朱印を法被に捺印することがあるように、この時期の陵墓巡拝者も同様なことを願い出たことが、そのことを禁止している規定から読み取ることができる。すなわち宮内省は「敬虔なる信仰心」をもって参拝を求めているのに対し、参拝者は陵印を集めることを楽しみとして各陵墓を巡拝している様子が窺える。

このような規定を設けて参拝者の対応にあたった宮内省であるが、先の公文書には昭和8年4月の受領印がある文書に「近時参拝者ハ益々増加シ之ガ為陵墓職員ハ陵印墓印ノ押捺ニテ忙殺セラレ職務上管守ニ缺陷ヲ生スル憂有之」という記述がある。このことからいかに多くの人々が陵印を求めて各陵墓に参拝していたかが分かる。先の規定で職員が懇切丁寧に対応し、職員自らが捺印することとしたがために、そちらに手間暇が取られ陵墓の清掃や巡回といった日常業務が滞っていることを報告している。

この公文書には参考としてこの昭和8年時に、陵数（箇所）は134、墓数（箇所）は190の合計324に対し、陵印数（箇所）120、墓印数（箇所）13の合計133であることが記録されている。墓印は別として先述した陵印軸に押印された以上に陵印が存在していることになるが、この中には皇后陵や北朝天皇陵等歴代外陵の陵印が存在したためと考えられる。なお、現在は宮内庁が詠えた陵印があり、昭和天皇・香淳皇后の陵印を含め96顆であり、墓印はすべて廃止されている。

以上の通り陵印の収集とそれを軸装した陵印軸の存在を見てきたが、この存在は熱狂的な陵墓巡拝ブームを今日に示す物証といえよう。

第5章 「大大阪」時代の陵墓巡拝の位置付け

1920年代から30年代にかけての「大大阪」時代の陵墓巡拝について、今日に残されてきた電鉄会社のパンフレットや陵印軸などからその実態を見てきた。最後にこの時代の陵墓巡拝の歴史的な位置付けについてまとめておきたい。

陵墓巡拝は陵墓の治定が完了した以降の明治30年代から始まるが、この時点では庶民にとって陵墓はまだ遠い存在であった。その後ほどなくして明治天皇と昭憲皇太后が崩御し、伏見桃山陵と東陵が相次いで築造されることによって、陵が追慕尊崇の対象であり参拝するものという意識が人々に芽生えてくる。これは明治期における皇民化教育の浸透とともに、天皇を元首とする国づくりが着実に進んでいることも意味する。そして大日本帝国憲法において万世一系を謳った帝国として歴代天皇陵を全て決定し、陵墓こそが見える皇統としての役割を果たしていく。

この状況において大正期の前半には、本山彦一という稀代のプロデューサーによって陵墓を巡拝する仕組みが整えられていく。それは陵の位置を示した地図であり、現地において陵の位置と距離を示す石柱の設置であり、そして陵墓を巡拝する団体の設立であった。この活動が徐々に実を結び、大正末期には各陵墓に参拝を記念する陵印・墓印が設置される。ここに及んで人々は、御朱印を集めると同様に陵印を集めることに夢中になる。

そして大正天皇の崩御によって東京に多摩陵が築造されるに及んで、陵墓への参拝ブームは全国規模に拡大する。多摩陵への参拝者を運んだ京王電鉄は、当時の人気絵師吉田初三郎を起用して沿線の案内図に多摩陵を大きく描かせることによって集客を目論んだ。この宣伝によりこのころ誕生したサラリーマンにとって、休日に出かける行先として多摩陵が目的地となる。もちろん多摩陵だけでなく、高尾山薬王院、あるいは京王閣といった娯楽施設も併せての小旅行であった。

このブームはすぐさま「大大阪」時代を謳歌していた関西にも伝わってくる。おりしも関西私鉄各社がその路線網を発達させており、陵墓を訪ね歩く際の交通手段が整備されていた。こうして人々は陵印を集めるという具体的な目的をもって、そして一枚の掛軸に仕上げていくことを楽しみにして陵墓へと足を運ぶ。ここへきて陵墓巡拝が大ブームとなり、宮内省は陵墓への尊崇と敬虔な信仰心を参拝者に求めるものの、庶民にとってはまさにレジャー的な要素が強い楽しみであった。そして健康増進・体力増強という名目も、これまた陵墓巡拝をハイキング感覚で実施する際の格好の理由となった。

このように1920年代から30年代にかけてのまさに「大大阪」時代は、電鉄会社の路線拡大、サラリーマンの誕生、余暇の発生、旅行熱の高まりなどの様々な要素が重なって陵墓巡拝ブームを巻き起こした。そして庶民は皇室への尊崇や健康増進を表向きの理由としながら、陵印収集を日常の楽しみとしていた。この時の陵墓は人々にとって大変身近なものであり、それゆえ皇室への親しみを感じる場所であったと考えられる。この時期の日本全体を見渡せば、未だ関東大震災からの復興途上であって、さらに昭和金融恐慌や世界恐慌など決して明るいだけの時代ではなかったが、庶民は陵墓巡拝の中に日々の楽しみを見出すことができる時代であったといえよう。

この状況がまもなく一変する。それは日中戦争の口火を開くことになる盧溝橋事件の勃発（昭和12年）、そして国家総動員法の発令（昭和13年）を経て戦時体制へと向かうことであった。そして迎えた皇紀2600（昭和15年）年が、陵墓にとって最後のにぎやかな時代であったかもしれない。また同時期に吉田初三郎の鳥瞰図は軍事上好ましくないものとして発行が禁じられることとなり、色鮮やかな図も姿を消していく。その後対英米全面戦争に突入していく中で、人々からレジャーは消え、

陵墓巡拝の足となった鉄道も軍事輸送が主な業務となり、旅行ブームも胡散霧消する。そして陵墓への参拝は必勝祈願へと姿を変え、狂信的な皇室崇拝を強制させられる場所となっていく。その結果人々に身近であった陵墓はむしろ遠のいていくこととなり、陵墓巡拝は物理的にも精神的な面からも停滞し、陵印の収集も減少していく。

そして昭和20年の終戦によって、陵墓は人々の意識から遠ざかっていく。こうして大正の中期から約30年間に巻き起こった陵墓巡拝ブームは、幕を閉じることになった。

おわりに

現在でも陵印は存在しており、その印影を求める人は存在している。しかしながらその陵印は、各陵ではなく全国に5箇所ある陵墓監区事務所にまとめて設置してある。すなわちこの5監区を訪問すれば、すべての陵印を捺印することができる。これは土日閉庁や人員削減などやむを得ないことでもあるが、御朱印集めのように一つずつ陵を巡り、順番に集印していくという観点からみるとその魅力が半減していることも事実であろう。

さて、陵墓は皇室ご祖先の墳墓であるから静安と尊厳を第一に管理し、さらに国民にとっては皇室への追慕尊崇を示す場所という公の立場は、今も昔も変わらない。その一方で万世一系を謳った憲法は国民主権へと変わり、皇室を取り巻く状況も大きく変化した。そして今日では現在の天皇が第何代の天皇であるか、あるいは初代天皇は誰かという問いに答えられない日本人が増加していることも事実である。これは学問的には歴代天皇の実在性やその在位年などに諸説あることから、学校で教えないことに起因しよう。この教育的な観点はその通りであるが、その一方でわが国最大の前方後円墳が「仁徳天皇陵」ではなく「大山古墳」となれば、陵墓への関心や興味が薄れていくことも事実である。学問的に不確かであるからこそ教育の場では扱わないことは重要であるが、そこが現在も確かに天皇の「陵」として管理されている状況は、人々にとって様々な点から戸惑いを生じさせる可能性がある。このような状態が続けば結果として人々が陵墓から遠ざかってしまい、そのような事態になれば将来に向けて、陵墓の適切な管理や保存にとっては決して好ましいこととは思われない。

今回「大正」時代の陵墓巡拝の爆発的なブームを見てきたが、この現象を振り返ることによって、今後の陵墓の在り方を考えていく一助になれば幸いである。

参考文献

岡田 直2021『吉田初三郎 鳥瞰図集』昭文社

奥野陣七1898『歴代御陵墓参拝道路御宮址官国幣社便覧』（国会図書館請求記号特47-590）

片木 篤2017『御陵のある街』私鉄郊外の誕生』柏書房株式会社

堺市博物館1999『パノラマ地図を旅する「大正の広重」吉田初三郎の世界』展示会図録

天理大学附属天理参考館2024『歴鉄 日本最大の私鉄「110」年の軌跡』展示会図録

外池 昇2005「多摩陵の造営と地域の変貌—新聞記事の検討から—」『多摩陵の造営と地域社会』多摩地域史研究会

徳田誠志2010「本山彦一刊『皇陵巡拝地図』について」『阡陵』No. 60 関西大学博物館

徳田誠志2020「本山彦一と『歴代帝陵巡拝図』について」『なにわ大阪と本山彦一—大正期大阪への貢献

と本山考古室一』関西大学なにわ大阪研究センター
橋爪紳也2015『御所と皇陵』『大京都モダニズム観光』芸術新聞社
藤澤南岳・小林利恭1898『皇陵巡拝道略図』（国会図書館請求記号839-199）
藤澤南岳・小林利恭1906『皇陵巡拝地図』（国会図書館請求記号 YG35-Z-791）
藤本一美1997『日本一の鳥瞰画仙 絵師 吉田初三郎の鳥瞰図原画目録稿』非売品
府中市美術館2024『Beautiful Japan 吉田初三郎の世界』展示会図録
堀田典裕2009『吉田初三郎の鳥瞰図を読む 描かれた近代日本の風景』河出書房新社

謝辞

写真7に掲載した阪和電気鉄道が刊行した葉は、堺市博物館白神典之氏から提供いただきました。記して感謝申し上げます。

（とくだ まさし 関西大学客員教授）

2024年度なにわ大阪研究センター基幹研究班

なにわ大阪研究センターにおける研究成果の可視化

研究代表者	林	武	文			
研究分担者	乾	善	彦	藪	田	貫
	井	浦	崇	橋	寺	知
	丸	山	徹	北	川	博
	李	信	雨			子

研究概要

2024年度は、以下の3テーマについて研究を進めた。

- ①道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信
- ②鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究
- ⑤その他（浪花名所図屏風に関連する研究）

研究テーマ①と②は2023年度からの継続研究テーマであり、研究テーマ⑤は2015年度に調査された「浪花名所図屏風」が本研究センターに寄贈されたことにもなっており、センター所蔵資料に対する調査研究の展開と情報発信を行うことを目的としている。

進捗状況

(1) 研究テーマ①について

2023年に引き続き、松竹座を含めた大正末から昭和初期（大大阪時代）の景観のCG復元を進めた。前年度に収集した書籍や雑誌の古写真と映像等の資料に基づき、昭和10年前後の松竹座外観、戎橋近辺、角座付近のCGモデルを作成した。また、建物の質感を示す資料として絵葉書や絵画も参考にして写実性の向上を図った。道頓堀の外観の復元は、今年度末でひと区切りとし、2025年度はセンターWebサイト等を通じたCG映像の公開とXR技術を用いた展示用のデジタルコンテンツを制作し、一般に向けた情報発信を行う。

松竹株式会社との連携の一環として、松竹座の施工元である株式会社大林組が保有する松竹座の図面63点の提供を受けた。また、大林組からは、追加資料として竣工時の外観と内部の写真データ

および建物細部の実施図面の提供も受けた。これらは2025年度以降に計画している松竹座内部の復元に用いる。松竹および大林組とは、松竹座の復元に加えて、芝居研究や歴史建築の研究に関しても資料提供を受けることになった。

(2) 研究テーマ②について

2021年度より火縄銃の製造過程の調査とCGによる可視化の研究を行ってきたが、2023年度にはほぼ完了し、映像の一部は2024年3月に開館した鉄炮鍛冶屋敷にて上映されるに至った。今後は、センターのWebサイトを通じた発信や最新技術を用いたデジタルコンテンツを制作して一般に向けた情報発信を目指す。また、西之表市経済観光課から種子島の鉄砲博物館との連携の打診があり、デジタルコンテンツを出展する方向で進めている。

今年度からは、銃身の金属組織の分析を通して、火縄銃製造過程をの調査を進めることとなった。堺市より井上関右衛門による火縄銃銃2丁の銃身の提供を受け、切断面の金属組織の分析を開始した。

堺市との連携事業としては、10月12日（土）に、鉄炮鍛冶屋敷講演会「堺と国友 ― 受け継がれる鉄炮鍛冶の歴史 ―」を堺市立東文化会館5階メインホールにおいて開催した。プログラムは以下の通り。

講演(1) 嘉永六年の井上関右衛門壽次 ― ペリー来航と堺鉄炮鍛冶 ―
藪田 貫（関西大学名誉教授・兵庫県立歴史博物館館長）

講演(2) 重要文化財「国友一貫斎関係資料」の内容と文化財指定をめぐって
― 鉄炮鍛冶の資料をいかに残すか？ ―
太田 浩司（長浜市曳山博物館館長・前長浜市市民協働部学芸専門監）

講演(3) 堺の鉄炮銃身の化学組成と金属組織
丸山 徹（関西大学化学生命工学部教授）

なお、ホールのロビーにおいては、火縄銃の仕組みを分かり易く体験できる複合現実感を用いたコンテンツを展示して来場者が体験した。

(3) 研究テーマ⑤に関して

「浪花名所図屏風」が所蔵者のご厚意で本センターに寄贈されたのをうけて、学内でのお披露目を兼ねて特別展示を行った。内容は以下の通りである。

【タイトル】 寄贈記念特別展「浪花名所図屏風」― 「天下の台所」大坂の名所と風景 ―

【日 程】 2024年10月21日（月）～10月31日（木） 土日休

【時 間】 12時～16時

【会 場】 関西大学千里山キャンパス簡文館（博物館）別館1階 セミナー室

また、10月28日（月）には、寄贈者の門様ご夫妻をお招きし、藪田貫名誉教授による講演会を実施した。

【タイトル】 ギャラリートーク「浪花名所図屏風」― 「天下の台所」大坂の名所と風景 ―

【講 師】 藪田貫（関西大学名誉教授・兵庫県立歴史博物館館長）

【日 時】 2024年10月28日（月）13:30～14:30

【会 場】 関西大学千里山キャンパス簡文館（博物館）別館1階 セミナー室

【定 員】50名（要事前申込）

「浪花名所図屏風」は、2025年度に大阪市立住まいのミュージアム「大阪くらしの今昔館」で展示されることになり、貸出の準備を行っている。また、2015年度のプロジェクトで、屏風に描かれた景観と大阪の地図や現代の景観との対応を示す情報コンテンツが制作されていたが、Webサイトを通じた情報発信が出来ないため、HTML 5と最新の技術を用いた Web コンテンツを開発することにした。

今後の方向

テーマ①に関しては、大大阪時代の道頓堀芝居町の景観の復元に関して2024年度中には一応の区切りをつけて2025年度より一般公開を進める予定である。2025年度以降は、新出の「大正12年松竹座図面」に基づく松竹座内部の復元とメタバース技術による情報発信を進める。また、松竹株式会社、株式会社大林組との連携において、芝居研究、歴史研究を含めた研究の推進を図る。中村儀右衛門資料や山田伸吉資料については Web データベースにおいて画像データを紐付けた発信を検討する。

テーマ②に関しては、材料科学の視点から火縄銃の製造技術の探求を進める予定である。また堺市との連携事業では、鉄炮鍛冶屋敷の現地でのギャラリートークやコンテンツ展示を行っていく予定である。一般に向けた情報発信としては、井上家文書のデジタルアーカイブ化について堺市との協働により検討する。また、西之表市経済観光課との連携により、デジタルコンテンツを用いた火縄銃の研究成果の発信を進める予定である。

テーマ⑤に関しては、浪花名所図屏風の調査研究と Web コンテンツの制作および情報発信を進める。今後は、センター所蔵資料に対する研究と情報発信に関して、基幹研究班のテーマの改編も含めて検討を進める予定である。

（はやし たけふみ 関西大学総合情報学部教授 なにわ大阪研究センターセンター長）

（いぬい よしひこ 関西大学文学部教授）

（やぶた ゆたか 関西大学名誉教授）

（いうら たかし 関西大学総合情報学部教授）

（はしてら ともこ 関西大学環境都市工学部准教授）

（まるやま とおる 関西大学化学生命工学部教授）

（きたがわ ひろこ 関西大学非常勤講師）

（り しんう 松竹音楽出版株式会社常務取締役 なにわ大阪研究センター非常勤研究員）

表紙にちなんで

橋 寺 知 子

なにわ大阪研究センター研究紀要の表紙は、本センターが所蔵する赤松麟作の版画集「大阪三十六景」を用いている。この版画集は1947（昭和22）年に発刊されたものだが、赤松が描いた大阪の情景は、戦前期の最も豊かで活気があった頃の風景と推測される。ここでは、表紙にちなんで、風景に表れた大阪の近代をふりかえってみたい。

「大阪市庁」

表紙に描かれているのは、先代の大阪市庁舎と大江橋である。

中之島東部には、明治時代に日本銀行大阪支店（1903年竣工）や大阪府立図書館（1904年竣工）が建ち、末期には大阪市中央公会堂、大阪市庁舎の設計競技が実施され、公共施設が集中する「公館区」となった。堂島川と土佐堀川にはさまれた中之島の東端、山崎ノ鼻は、江戸期には納涼地として親しまれ、大正期に近代的な公園に整備された。水と緑が豊かで空が広い、そんな美しい風景を背景に、堂々とした近代建築が建ちならぶ景観は、近代大阪を代表するものの一つであった。

大阪市は近代的な都市に改造することを目指し、1921年に「第一次都市計画事業」を決定した。道路整備など、都市基盤の整備を図るもので、御堂筋の拡幅や地下鉄の敷設もこの事業による。中之島は街の中心であり、決定以前から練られていた計画を前提に、メインストリート・御堂筋に面して新庁舎の位置が定められた。1912年、「大阪市庁舎新築設計懸賞募集」が実施され、小川陽吉の案が第一席となり、その案をもとに片岡安らにより実施設計がまとめられ、1921年に竣工した。地上5階、地下1階、彫りが深いネオ・ルネッサンス様式の近代建築である。170尺（約50m）ある中央の高塔は、列柱で小ドームを戴く円筒部を、四方にペディメントを配した角塔で支える。構造は鉄骨鉄筋コンクリート造、議会関連施設も複合させ、平面は変化に柔軟に対応できるモダンな庁舎を目指した。1960年代に市庁舎に関する問題提起があり、中之島の歴史と景観をめぐる市民も巻き込んだ議論があったが、1976年、現地での建替えが決定された。現市庁舎は、設計競技を経て2期に分けて建設され、全体が完成したのは1985年である。旧庁舎の記憶を継承した重厚な外観で、1階の市民ロビーに、旧庁舎の石材やステンドグラスが保存されている¹⁾。

第一次都市計画事業に伴い、水都大阪の多くの橋梁の架替えが実施された。単に幅広で頑丈な橋に更新するだけでなく、「都市美」に寄与する意匠が求められた。御堂筋では中之島両側にかかる大江橋・淀屋橋が重視され、1924年に意匠設計が募集された。一等大谷龍雄の案をもとに、大阪市顧問の武田五一、大阪市土木部の元良勲によって実施案が作成され、1935年に完成した。大江橋は幅員約36m、橋長約82m、鉄筋コンクリート造で、外面は花崗岩で整えられ、高欄にはアーチ形が

ズムよく並ぶ。橋詰と中央にバルコニーが設けられ、装飾的な照明灯が華やかさを添えている。

絵には河岸にのんびり腰掛ける人が描かれているが、現在、堂島川には阪神高速の高架が重なり、またコンクリート擁壁で水辺に近づくことは難しく、優美な橋梁を眺める場はなかなか得られない。だが観光クルーズ船からは、橋梁のデザインや構造を間近にみる事ができる。

裏表紙の絵は、赤煉瓦の大阪控訴院（1917年竣工）で、市庁舎に近い堂島川北側、現在の大阪地方裁判所の位置に在していた。こちらも中央に高塔がそびえる姿が印象的で、戦前期の中之島の景観要素として重要なものであった。

注釈

- 1) 現庁舎屋上には旧庁舎の高塔の尖端をイメージした鐘楼があり、1955年に設置されたみおつくしの鐘が継承されている。



大江橋と大阪市庁舎（現況）

現市庁舎は旧庁舎のイメージを継承した意匠で1985年に新築された。



大阪市庁舎と旧大江橋

1909年の北の大火で木造の大江橋は焼失、1910年に鋼桁橋に架け替えられた。（日下コレクション「大阪市西区役所旧蔵」、大阪市立図書館デジタルアーカイブより）



周辺地図

（はしてら ともこ 関西大学環境都市工学部准教授）

2024年度なにわ大阪研究センター事業紹介

関西大学なにわ大阪研究センターでは、センターがめざす「ネットワークとしての大阪研究の拠点づくり」を支援するために本センターの活動方針の中核ともいえるべき研究領域・テーマを設定しています。これらを足掛かりとして、本センターにおける地域研究と連携の活動が一層重層化されるとともに、今後の継続的な外部資金獲得の基盤が形成されることが期待されています。

2024年度 【基幹研究班】

研究領域・テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信 鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究 その他
研究課題	なにわ大阪研究センターにおける研究成果の可視化
研究代表者	林 武文 総合情報学部・教授 なにわ大阪研究センター・センター長
研究概要	<p>本研究班は、基幹研究のテーマのうち、2023年度に引き続き、①道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信、②鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究、のテーマに取り組むとともに、あらたに、⑤その他として、幕末から大大阪時代へのステップに関わる地域研究とその見える化に関する研究、に取り組むものである。</p> <p>①については、松竹座を含めた大正末から昭和初期の景観のCG化について、⑤とも関係するが、大大阪時代の道頓堀の景観を復元する。また、大塚克三氏のデザイン画については2023年度に撮影を終了しており、引き続き、既存の山田伸吉資料と合わせて、昭和初期から戦後にかけての舞台装置の可視化に向けて研究を進める。</p> <p>②については、2024年3月の堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアムの開館に向けて、鉄砲製造過程のCGを完成させたが、2024年度は鉄砲鍛冶屋敷のCG等の作成を推進し、あらたなコンテンツの作成を期す。また、鉄砲の製造過程の解明に向けて、鉄砲に用いられた和鉄の鍛造加工性とたたら製鉄原料由来の化学成分に注目した調査を引き続き行う。さらに、堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム開館に伴い、堺市との協同のもと、井上家文書のデジタルアーカイブ化に向けての調査を開始する。</p> <p>⑤については、①にも関わるが、道頓堀だけでなく、大大阪の他の地域にも目を向け、2023年度に寄贈を受けた浪花名所図屏風の調査と活用法も含め、より地域研究に密着した研究と、その成果の見える化を図る。</p>
研究分担者	乾 善彦 文学部・教授 藪田 貫 関西大学名誉教授 井浦 崇 総合情報学部・教授 橋寺 知子 環境都市工学部・准教授 丸山 徹 化学生命工学部・教授 北川 博子 関西大学非常勤講師 李 信雨 松竹音楽出版株式会社常務取締役 なにわ大阪研究センター非常勤研究員 (2025年1月～)
研究期間	2024年度（1年間）

2024年度～2025年度 【公募研究班】

研究領域・テーマ	・その他、なにわ大阪に関する諸問題に関する研究（近世大坂の研究）
研究課題	近世大坂の遊興文化と出版の研究 ―名所・芝居・花街を中心に―
研究代表者	山本 卓 文学部・教授
研究概要	<p>近世の大坂では、士農工商といった枠組みを超えて、文化が享受されていた。本研究では、大坂で生まれた遊興文化について、以下の三つの大きな柱を設定し、調査・研究を進める。</p> <p>1. 名所 18世紀後半から「名所図会」刊行の流行があり、『摂津名所図会』（1796－98刊）の原本は、なにわ大阪研究センターにも所蔵されている。こうした名所図会を基本に、図書館に所蔵されている鬼洞文庫の一枚摺や大坂の名所を描いた浮世絵についても網羅的に調査・研究していく。さらに、『新出「浪花名所図屏風」の調査・研究』（2016年、関西大学なにわ大阪研究センター刊）で取り上げた屏風の原本が2023年度、センターに寄贈された。本屏風と浮世絵「浪花百景」や現在の風景などを関連づけたデジタル研究も考えていく。さらに、名所に関連づけた和歌も近世には広く知られている。古典文学と名所との関連づけも行う。</p> <p>2. 芝居 本センターの基幹研究の一つに「道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信」がある。これは近代道頓堀の景観復元に眼目があるが、道頓堀は近世に誕生した芝居街である。本研究では、近世大坂の芝居の様相を明らかにすることも目的とする。本学図書館には、近世芝居関係の図書や資料が数多く所蔵されている。さらに、KU－ORCASで公開されている図書館所蔵「長谷川貞信（初代・二代・三代）浮世絵版画コレクション」、中村幸彦文庫や鬼洞文庫などの特別文庫についても調査・研究を行う。</p> <p>3. 花街 官許の廓である新町やその他の花街に関する文献実証的な研究は進んでいるとはいえない。しかし、図書館には数多くの図書や資料類が所蔵されている。これらの悉皆調査を行うことで、本学図書館所蔵図書の意義を広く知らしめたい。</p> <p>以上、三つの遊興文化を、主に出版物を通して明らかにしていく。研究成果を広く問うためには、博物館と協力しながら展覧会開催を目指すこととする。展覧会は原物展示を基本としながら、映像作成など、デジタルを用いたものとした。</p>
研究分担者	北川 博子 関西大学非常勤講師 中尾 和昇 奈良大学・文学部・准教授 岸本 理恵 文学部・教授 長谷 海平 総合情報学部・准教授
研究期間	2024年度～2025年度（2年間）

2024年度～2025年度 【公募研究班】

研究領域・テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 大学昇格を果たした1922年以降、大大阪時代の各分野で活躍した本学所縁の人材の発掘と大学の足跡を探る研究
研究課題	「大大阪」の形成・発展と山岡順太郎 ―山岡家文書の総合的研究―
研究代表者	官田 光史 文学部・教授
研究概要	<p>本研究は、なにわ大阪研究センターの公募研究として2022年度に採択された「「大大阪」の時代と関西大学―山岡家文書の調査・研究を中心に―」を発展的に継続しようとするものである。山岡家文書は山岡順太郎とその家族（父・美章、長男・倭）の旧蔵資料である。前述の公募研究が採択されたこともあり、目録の作成は順調に進んでおり、山岡家文書所収の本学関係書類、山岡関わった会社の書類・営業報告書、政官財界関係者が山岡に宛てた書簡など、約3700点の全貌が明らかになりつつある。</p> <p>この目録の完成は山岡家文書の利便性を飛躍的に高め、山岡家文書内の諸資料はもちろん、学内外で所蔵される同時代の諸資料と山岡家文書をリンクした研究を可能にする。こうした山岡家文書の総合的研究によって、山岡をはじめとする本学関係者が「大大阪」の形成と発展に貢献した姿を描き出すことが本研究の目的である。</p> <p>本研究の特色は、山岡家文書という質・量ともに充実した資料の総合的研究から、「大大阪」時代の政治や社会のあり方に光を当てることにあり、そのポイントは①「大大阪」における政官財界ネットワークの機能の解明、②「大大阪」における「加賀閥」の構造と実態の解明の2点である。</p> <p>これらの研究の集大成として、最終年度に開催する報告会については、1910～20年代の東京など、他の都市と大阪の比較も視野に入れて企画する。山岡家文書に関する本研究の成果は、今後の大阪・関西の地域史研究、日本近現代史研究に大きなインパクトを与えると期待している。</p> <p>(2024・2025年度)</p> <p>「大大阪」の政官財界ネットワーク研究では、山岡が重要な地位を占め、山岡家文書にも多数の資料が含まれる会社として、大阪商船、大阪鉄工所、大阪住宅経営、日本電力などの活動を検討する。「大大阪」の「加賀閥」研究では、山岡に宛てられた書簡から、石川県在住者や大阪在住の石川県出身者の書簡を抽出し、解読する。また、金沢市立玉川図書館、金沢市公文書館、石川県立図書館などでも資料調査を実施する。</p> <p>(2025年度)</p> <p>研究成果の報告会を開催する。可能であれば1910～20年代の都市史を専門とする研究者をコメンテーターとして招く。</p>
研究分担者	伊藤 信明 博物館・学芸員
研究期間	2024年度～2025年度（2年間）

2024年度～2025年度 【公募研究班】

研究領域・テーマ	・その他、なにわ大阪に関する諸問題に関する研究（大阪府下の子どもの健全な育成）
研究課題	大阪府下における「子ども支援」サービスの調査とガイド作成
研究代表者	廣川 空美 社会安全学部・教授
研究概要	<p>厚生労働省による「2019年国民生活基礎調査の概況」によると、我が国の子どもの貧困率は13.5%であり、所得ベースの相対貧困率は15.4%である。中でも、大阪府は貧困状態にある子どもの数が全国で最も多く、生活保護世帯の割合も多いことが示されている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2016）。大阪府下の子どもの相対的貧困率は14.9%という調査結果が報告されており、経済的な困窮度の違いにより、放課後にゲームセンターで過ごす割合や、一人で過ごす割合が多くなり、朝食だけでなく夕食も食べない割合も多いことが示されている（大阪府立大学, 2017）。経済的に困窮度が高い家庭の子どもに対しては、学校以外の場でかかわることができる大人からの支援の必要性が指摘されている。</p> <p>このような子どもの貧困の問題に対して、食事の提供を行うことを目的として、「子ども食堂」の活動が全国に広がっている。農林水産省（2018）の調査の結果では、80%以上の子ども食堂が地域との何らかの連携を行っている一方、課題として、「来てほしい家庭からの参加の確保」、運営費用やスタッフの負担、といった内容が上位を占め、学校・教育委員会からの協力や、行政からの協力も課題として挙げられている（農林水産省, 2018）。</p> <p>子どもの健康状態や家庭環境などは、学校においてある程度把握されているものと考えられる。子ども食堂への参加を促すことができるような情報を学校に提供し、学校と地域の子どもの支援サービスとの連携を促進することが求められるのではないかと考える。本研究の目的は、大阪府内における子どもへの支援について、学校と地域との連携を促進するためのツールを作成することである。そのために、本研究において、次の2点を行う。</p> <p>①大阪府下の子ども食堂を対象に、子どもへの支援活動の内容（例：食事の提供、学習支援、学外活動など）、支援活動提供の対象者（例：子どものみ、大人を含むなど）、支援活動の日時、運営者からのメッセージなどの調査を実施する。</p> <p>②情報検索サイト「大阪府版 子ども食堂ガイド」を立ち上げ、調査で得られたサービス情報を掲載し、学校関係者や保護者、地域の住民が広く検索可能なものとして、情報提供する。</p>
研究分担者	菊池美奈子 梅花女子大学・看護保健学部・准教授 植田紀美子 人間健康学部・教授 元吉 忠寛 社会安全学部・教授 近藤 誠司 社会安全学部・教授 高鳥毛敏雄 社会安全学部・教授
研究期間	2024年度～2025年度（2年間）

2023年度～2024年度 【公募研究班】

研究領域・ テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産登録を視野に入れた明日香村との共同研究 (発掘50周年を迎える高松塚関連の研究をはじめ飛鳥の歴史的文化遺産に関連する研究)
研究課題	甘樫丘遺跡群の変遷と土地利用に関する研究 —発掘調査の成果を中心に—
研究代表者	井上 主税 文学部・教授
研究概要	<p>本研究の目的は、甘樫丘遺跡群を対象とし、発掘調査を通じて得られた資料や、『日本書紀』などの文献史料にみられる記録などをもとに、本遺跡の性格や歴史的な意義について考察することにある。飛鳥時代の邸宅の様子を知りうる資料は少ないため、この遺跡の解明はその手がかりとなり得るものと期待される。また、甘樫丘の南東に位置する島庄（石舞古墳周辺）には蘇我馬子の邸宅があったと推定され、島庄遺跡がその有力候補とみられている。この島庄遺跡の発掘調査成果とも比較検討を行なう。これにより、甘樫丘遺跡群の性格をより明確にすることができるものと考えられる。</p> <p>①研究打合せ（2023年6月頃、2024年6月頃） 準備作業を経て、6月頃に研究打合せを明日香村役場で開催する。代表者と分担者で研究方法の確認と、発掘調査予定について協議し共有化を図る。2年目も同様に打合せを行う。</p> <p>②発掘調査への参加（2023年10月～2024年2月頃、2024年10月～2025年2月頃） 本学考古学研究室に所属する学部生、大学院生が新協定に基づき、発掘調査に参加する。</p> <p>③遺跡の視察 遺跡の発掘調査にあわせて、代表者と分担者で現地を複数回視察する。検出した遺構や出土遺物についての意見交換を行い、遺跡の時期や性格について検討する。</p> <p>④関連資料調査 代表者と分担者が島庄遺跡から出土した資料の実見を行い、甘樫丘遺跡群との比較研究を進める。</p> <p>⑤研究成果のまとめ（2024年3月頃、2025年2月頃） 1年目の研究成果の取りまとめと、次年度の実施計画案の検討を2024年3月頃に行う。2025年2月に、2か年の研究成果の取りまとめを行う。</p>
研究分担者	西本 昌弘 文学部・教授 長谷川 透 明日香村教育委員会・係長
研究期間	2023年度～2024年度（2年間）

『関西大学なにわ大阪研究』投稿規程

26 July 2018

1 投稿資格

投稿資格を有する者は次の通りとし、所属機関において研究倫理研修を受講していることを条件とする。

- (1) 関西大学なにわ大阪研究センター（以下、本センターという）において研究活動に従事している者、および従事した経験がある者。
- (2) 関西大学の専任教育職員。
- (3) 上記以外の者で、関西大学専任教育職員の推薦を受けた者。

2 投稿の内容・種別

投稿を受け付ける原稿は「なにわ大阪についての研究」に関するもので、種別は次のとおりとする。

- (1) 審査員の査読を希望する論文
- (2) 査読を希望しない論文
- (3) 研究ノート
- (4) 資料
- (5) その他（事前に本センターに問い合わせること）

3 投稿の体裁・分量

投稿は日本語（横書きまたは縦書き）または英語とする（それ以外の言語での投稿を希望する場合は本センターまで問い合わせること）。原稿は WORD もしくは TeX で作成し、PDF 形式に転換したファイルも添付して提出する。分量は、本誌の体裁（A4判で1ページおよそ1400字）で図表等を含めて最大20ページ以内とする。

4 掲載の決定

掲載の採否は、査読付き論文については審査員の査読を経て編集委員会が、それ以外の投稿については編集委員会が決定する。

5 著作権等の帰属

掲載が決定した投稿の著作権は投稿者（著者）に帰属する。ただし、本センターのホームページや各種電子ポータルなどに掲載・配布する電子複製・配布権は本センターに属するものとする。

6 抜き刷りの作成

投稿者は、掲載が決定した投稿の抜き刷りを作成することができる。30部までは無料、それ以上は有償とする。

7 投稿手続等

投稿は、投稿フォーム（本センターのホームページに掲載）を必ず添えて、下記まで送付すること。投稿の締切日は毎年度12月末日、ただし査読を希望する場合は11月末日とする。

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3-35 関西大学なにわ大阪研究センター
naniwa-osaka@ml.kandai.jp

関西大学なにわ大阪研究センター設立の趣意

～センターの使命とめざすもの～

なにわ大阪研究センターは、2016年4月、関西大学創立130周年記念事業のひとつとして設立されました。

「大阪」に生まれ育まれてきた大学としての社会的な期待に応えるため、この地を中心に集積してきた研究と連携の実績をもとに、優れた研究成果を発信することを使命としています。

また、設立当初に定められた基本方針は、

- ① 本センターの沿革を代表する「大阪都市遺産研究センター」*をはじめ、国及び自治体等の付託を受けた大型の研究プロジェクトによる大阪の歴史、文化、芸能、景観等に関する研究と地域連携の実績を継承・発展させること。
- ② そこから生み出された学術的に価値の高い成果物及び本学が有する豊富な学術資産を検証・発掘・可視化し、広く社会に公開すること。

の2点です。この方針を基軸としつつ、総合大学である本学の特長を活かし、文理の各分野を統合した「総合科学」「総合知」によって、大阪および関西を中心とした地域研究のハブとして、大阪から全国に、さらには世界に向けて、知的な魅力にあふれた情報の発信につとめています。

2024年4月、本センターは関西大学博物館の研究組織として再編され、より盤石な研究基盤のもとに、地域研究の拠点をめざしています。

※本センターの前身のひとつである「大阪都市遺産研究センター」は、文部科学省の大型補助金「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の選定を受け、大阪の都市遺産を史的に検証する研究拠点として、優れた成果をあげました。(2010年度～2014年度)

「なにわ大阪」について

「なにわ大阪」には大阪の歴史・文化遺産という過去のストックと、常に未来に向けて発信する現在のフローとが含意されています。大阪を冠する機構・団体、あるいは「なにわ」単独の呼称もありますが、「なにわ大阪」とした表現は希少性が高く、センター名称としてこの言葉を使用しています。

【編集後記】

「なにわ大阪研究」第7号は、研究論文2編、研究ノート3編、資料紹介2編と各研究班の研究成果報告という構成になりました。2編の研究論文は、公募研究班の成果であり、多治川先生からは2020~2021年度「IRの大阪誘致に伴う社会問題に対する規制方法の考察」、西本先生からは、2023~2024年度「甘櫨丘遺跡群の変遷と土地利用に関する研究-発掘調査の成果を中心に-」の研究成果としてご投稿頂きました。研究ノートは、基幹研究班の活動とセンターに蓄積された歴史資料に基づく研究成果で、丸山先生からは「鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家における鉄砲ならびにモノ作り」、北川先生からは「中村儀右衛門の大道具帳」、黒澤先生からは「山田伸吉宛はがき」に関する研究が報告されました。また、資料紹介では、藪田先生より、井上家文書中の「金銀出入帳」、李先生より「大阪松竹座の開設から大大阪時代の演目一覧」に関する投稿がありました。

加えて、口絵には「浪花名所図屏風」右隻と左隻の写真を掲載し、乾先生による解説があります。この屏風は、2023年度に本学に寄贈され、2024年度には特別展示と講演会が開催されました。紀要の表紙は、橋寺先生によって「大阪三十六景」(赤松麟作)より選定された絵画で、本号では、1921年竣工の大阪市庁を表表紙に、1917年竣工の大阪控訴院を裏表紙で取り上げ解説をご執筆頂いています。

本年度は、関西大学博物館の下部組織に移行してはじめての紀要論文集を刊行しました。紀要の編集方針に変更はありませんが、古代・中世の研究と展示を中心にした博物館において、近現代の地域研究を行うなにわ大阪研究センターの役割を明確にするため、センター設立の趣旨をWebサイトだけでなく、紀要にも毎号掲載することにしました。

本センターの特色は、全学の様々な分野における研究アプローチを結集し、関西を中心とする地域の歴史、文化、社会に関する研究を地域社会と連携しながら進める点にあります。そのため、紀要論文集「なにわ大阪研究」には多岐にわたる論文が掲載されておりますが、地域研究に向けた様々な分野のアプローチについて興味をもって読んで頂けることと思います。今後もセンターの充実をはかる所存ですので、様々な分野からの寄稿をお願いする次第です。

2025年3月

関西大学なにわ大阪研究センター長
林 武文

○一 貳拾四文

紙代

一金貳步

代三十貳匁一分

勘定方肴料
井上渡又

銀貳貫五百九拾四匁七分四厘

一八拾六匁

御年寄袴料

十二月二十一日

一銀三百九拾貳匁

芝辻長左衛門殿

一六拾五匁

筆者給銀

貳分五厘

支渡銀

一金壹兩貳步

巳之年

同

代九十六匁三分

年頭御礼銀

一銀三百九拾貳匁

芝辻理右衛門殿

一貳拾五匁八分

同断御年寄分

貳分五厘

同断

又壹匁壹分

打紙代

十二月晦日

○一銀廿壹匁五分

御奉行様
御見送り之節

一拾貳匁

下宿座料

鷹合屋払

又貳匁

祝儀

○一銀三拾貳匁

勘定之節諸入用

一四匁

惣代小使祝儀

海嘉払

○一貳百文

徳兵衛人足賃

一五百文

勘定■人足賃

○一三三三拾貳文

勘定之節酒代

御役所行兩度

島谷渡候

徳兵衛渡

正月廿七日

是今巳年勘定二五口有之

一金貳兩壹步

七堂濱小屋普請

代百四十四匁

入用之内へ取替置

同

(下略)

右四口へ
此処へ金貳両分相渡ス
又四分八り相渡す

○一金壹兩

逸助

同

代六十四匁

給銀

一金百疋

同断

銀壹匁 〆六十五匁渡ス

十六匁

御下役式軒御札

十一月七日

同

九月八日

○一銀壹兩貳ツ

御上役式軒

○一金壹歩

逸助筆耕料

○一六拾八匁

逸助給銀

代八匁六分

赤飯料

十六匁

同

同

○一壹匁八分

御祓七堂濱

○一銀六匁

御下役式軒

○一壹匁三分

員数帳壹冊

提灯宮替代

代三匁八分

同

○一同貳匁

下宿

○一八分

印肉代

○一貳百文

同断人足賃

○一九分

折紙代共

同

同

〆右四口

○二三匁八分

仙過壹帳

一五百文

度々寄合二付

金壹歩貳朱渡し

○一九百文

仲間今稻荷へ

人足賃

引

奉納提灯代

九月八日

魚屋嘉兵衛払

○一六百文

徳兵衛人足賃

十五日

一金壹歩

松原鉄之助様

十一月廿五日

名前書上帳

○一四拾九匁貳分

御役方寒気見舞

代拾六匁

御役附祝儀

一金貳百疋

右改候二付

代三拾貳匁

御上役式軒御札

○一 壹匁六分

折(敷)

十月晦日

同 同所大門の鍵 五月八日 一八匁三分式り 昨卯秋籃谷二而

一三分三厘 〇一三百文 徳兵衛江渡し 帳面調子之節

メ貫付之鍵直し代 二月十五日四月朔日 鳥菓子酒代共

四月十五日 役用ニ付渡ス 六月廿三日 〇一五匁七分 仙過代

一金壹兩貳分 御年寄江 〇一四拾九匁二分 暑氣見舞 一三分式り 七堂濱鍵札代

代九十六匁 〇一四拾八匁 同断紙代 〇一三拾四匁四分 又壹匁三分八り 打紙代

五月三日 〇一廿四匁 同断紙代 〇一拾貳匁 又三分 下宿和田平

一壹匁 籃谷員数帳壹冊代 同断紙代 〇一拾貳匁 又三分 兩替屋打

同 芝辻役付之節 同断折敷 〇一八分 同断折敷 〇一拾貳匁 又三分 下宿和田平

下宿入用 七月十四日 海嘉払 〇一拾匁七分 御年寄袴料 〇一廿五匁八分 同断

同 榎寅高槻鉄炮 御年寄袴料 〇一銀八拾六匁 壹兩一步五朱 同 〇一廿五匁八分 同断

一三匁六分 中り放改之節 〇一銀八拾六匁 壹兩一步五朱 同 〇一廿五匁八分 同断

同 去十二月廿六日 逸助給銀 〇一銀六拾五匁 又八分 御年寄分

一三匁六分 帳下之節入用 下役徳兵衛渡 〇一錢六百文 同 〇一四匁 惣代・小使給銀

同 筆者給銀五月前分 箱鍵代 〇一四拾八匁 〇一貳匁 和田平祝儀

〇一六十五匁 一四拾八匁 箱鍵代 〇一貳匁 和田平祝儀

一金式歩
得意帳
筆工料

代 三十二匁三分

籃谷引込

二付取替

相渡

○ 此金代一兩二朱相渡し候 夫々入用

引残り廿五文取

(以下、金額には照合の印④が添えられているが、便宜上、略す)

四月四日

一六匁

島屋喜八郎渡ス

当二月分町打

之節御役方

御弁当料

辰正月廿七日

御下役

小高様

一銀三十拾目

御断下書

半紙三束代

同

一銀四兩

同所大筒御様し

之節一日詰四人分

○一 金壹歩

御役付

一同一匁六分

同表紙四枚代

代 十六匁壹分

一同式匁五分

員数帳

半紙袋帳

同

一六匁

先月廿八日

御断御兩人分

又 錢拾貫貳百廿七匁式分一り

壹冊斗

代 百貳匁五分

一貳匁四分

歳暮御札之節
下宿支度代

同

一二十一匁

御供垣外都合拾四人分
弁当代壹人前壹匁五分四厘

合 貳貫貳百廿九匁七分一り

(こ)で筆者交代)

一四匁四分

籃谷病氣願
之節下宿入用

同

是合井上払分

一六拾五匁

正月二分

一三匁八分

切手紙仙台壹状

辰二月廿四日

籃谷与三右衛門

④一金一兩一步

退役願仕候二付

一金式歩

同職一統初参会

同

代九十六匁

御跡役被 仰付

同

同

一七分二厘

二月町打之節
七堂濱北門の

④又銀七拾目

候節御礼金

代三十二匁

之節追金

鍵折込候二付壹ッ拵

一七匁

芝利様

○一金百疋

同人

うなき代

袴料

代 十六匁壹分五り

同断

年頭

(ここで筆者交代)

同

得意帳

よみ合う時

すし代

御礼金

此分ハ当冬季勘定ニ入

一式百文

すし代

代 九十六匁九分

六四六

同断

一三百三拾目

芝長

同

籃谷病氣断

○一貳拾五匁八分

同断

大晦日 五分五り

同

帳たんす人足

○一拾貳匁

和田屋

内 金三両 渡

一五百文

伺帳下ケ

又 貳匁

座料祝儀

又 貳両貳朱

式日年暮礼

右五口

○二四匁

小使惣代

大晦日

同

徳兵衛

○一六拾五匁

筆者給

○一廿六匁貳分

○一四匁

勘定銀寄

○一貳匁壹分

半紙代

同

同

徳兵衛

是今辰年勘定ニ出ス

祝儀

冬季勘定

同

入用

○一金百疋

勘定方

十二月十七日

同

海嘉払

代 十六匁

嶋谷

辻村様江

同

鉄炮磨ニ遣し

壹分五り

肴料

尾張屋やとひ賃

同

取替

半季分

同

勘定之時

同

取替有之

代 八匁壹分

大嘉払

大嘉払

同

井上へ相渡

一貳朱

同

同

同

得意帳

一八匁三分貳り

同

同

同

よみ合之時

入用井上方

同

同

同

入用井上方

取替有之

同

同

同

取替有之

井上へ相渡

同

同

同

井上へ相渡

同
一十六匁六分

吹子
赤飯料

らうそく

四丁代

同

今度

同

一三匁五分

御奉行様

七口

メ 四十九匁八分

内 金貳歩

六四二

代 三十二匁壹分

又 十七匁壹分銀札

メ 十匁三分

同

一金貳百疋

代 三十二匁

又 壹分二り

辻村様

御役二付

寒氣見舞

辻村様

御役付

紙代

一三匁

閏月九日

御見渡之節

十一月九日

御用渡し

八朔神文

徳兵衛

供代

メ 五十九匁八分七り

又 金貳歩

此処へ金壹両壹歩貳朱

六四

又 三匁七分七リン

一六匁

十月朔日

御礼之節

同断

同

一九百文

七堂濱そうじ

吉兵衛

武兵衛・吉松

由兵衛・徳兵衛渡

十二月十四日

一四匁貳分五リン

辻村様

寒氣見舞

(こ)こで筆者交代)

十二月十一日

御役方

寒氣見舞

一四拾三匁

芝長様

メ 四十九匁四分五り

又 貳分五り

得意帳

読合之節

紙代

袴料

一貳匁

同

十一月八日

十月十八日

榎寅一件

御役所行

一三匁

不足分

ノ

七月十三日

一六拾五匁

此金壹匁

筆者

ふち銀

廿三日

一三匁七分

又 六匁三分六り

下職人御召出し
取締之儀

相守七候様被仰付

四月廿九日分

五月朔日下職人

書付差上御請

右兩度

下宿支度入用

七月廿九日

一三十壹匁八分

同断御礼
年寄人并惣代

下宿小使

貳匁宛祝儀共

又三分五り

包紙代

ノ 三十貳匁五り

壹分

内 金貳歩渡

引きノ 廿九文戻り

十四日

一四匁四分

御奉行様

御見送之節

高合や払

同

一六匁

送御被遊

恐悦

御奉行御参府

御暇乞

下宿入用

十一月三日

一九十七匁五分

筆者

九九十

三ヶ月分

内 金壹兩貳歩

六四六 代 九十六匁九分

又 六十文

同

一十貳匁

下宿

座料

ノ 十六匁六り

内 貳朱

錢七百八十七文

十九日

一壹貫五百文

徳兵衛

口々供代

書付有

七月廿九日

一金壹兩貳歩

御上役

御下役

御頭御礼

代九十七匁二分

六四八

十一月八日

一拾五匁七分

御奉行様

御出迎之節

弁当代

並松座料

供代共

又 壹匁壹分五厘
此ゼニ 百十九文

四月十日

一三拾四匁四分

又 五分

内金貳歩

六四四 銀二匁

錢七十文

銀札

扶持銀

五月二日

せん過

壹帖

住庄払

御断下宿

紙代

■返候代

同

一四十三匁

七分八厘

四日

一三貫七百五十文

町打

小屋代

取替

同

一五分

七堂濱

そうし

さらへ代

四月廿五日

一百四匁六分

町打入用
取替

内 金壹兩貳歩貳朱

六三八

又 錢百文

七月六日

一四十九匁四分五厘

暑氣見舞

内 金三歩

代 四十八匁六分

同

一四匁

年暮礼

下宿

入用

五月二日

一金貳兩壹歩

代 百四十四匁

松本一件二付入用
御上役様式軒

金貳百疋宛

御下役様式軒

金百疋宛

筆者へ金貳百疋

人足賃壹歩

大坂表 江調子二付

六四八

又 八十五文

○

七月十三日

一八拾六匁

御袴料

御年寄中

二軒分

同

一貳兩

代 百廿九匁貳分

籃谷様へ

取替

同

一六拾五匁

筆者

又 札四匁
又 ◎ (錢の匁) 七十三文

六五

代 八拾壹匁貳分五厘

内 金壹兩壹分

一三百弍匁

寅年壹ヶ年分

卯正月八日

二月八日

七分壹厘

支渡銀渡ス

一金弍歩

得意帳一件二付

一金弍両弍歩

年寄へ

同断

代 三拾弍匁五分

代 百六十目

渡

同

芝辻長左衛門殿江

正月十四日

一弍貫文

同

一三百弍匁

寅年分支渡銀

相渡ス

印肉仕替料

右八

七分壹厘

相渡ス

一百文

代 壹匁

三月二日

逸助

一壹匁

松本宇左衛門

十五日

一六十五匁

此金壹兩

算用違渡ス

一金弍歩

得意帳紙代

又 四十文

一壹匁六分三厘

夏季勘定之節

代 三拾弍匁五分

同

酒代松本江扨

一七匁

右八六拾四匁迄

一三百文

徳兵衛

ノ

金七兩

代 四百五拾五匁

右八六拾四匁迄

之金二付相場違附込

三月二日

供代

代 四百五拾五匁

入金八五匁之相場ニ

一廿三匁四分八厘

其外いろいろ

銀壹貫四百三匁七分四厘

ノ 七拾三匁

又 壹貫九百弍文

取替分

錢三貫三百八拾六文

二口

代 十八匁五厘

此代 三拾三匁八分六厘

合 壹貫九百六拾

ノ 四十壹匁五分三厘

不納分

ノ 壹貫八百九拾弍匁六分

五匁六分

内金弍歩弍朱

(こ)で筆者交代)

六四六 代 四十匁三分八厘

一銀貳匁八分

同断

一四匁

御役所小使へ

同

不足分

惣代中江

一壹貫六百文

下役徳兵衛

但御下役御仮役御忝人増

祝義

供代

○同

御触

一六匁

御奉行

卯正月八日

丑年分

一百文

申渡候節

伊達遠江守様

御上津之節

榎並勘左衛門殿江

(ここ)で筆者交代)

蠟燭代

弁当代海嘉扨

一百拾三匁

丑正月分五ヶ月分
支渡銀相渡ス

十二月廿五日夜付て

一四匁四分

千過紙代

同

同断

一拾貳匁

下宿大庄

但切手二用

一百三拾六匁

芝辻理右衛門殿江

半兵衛

住庄扨

貳分六厘

丑正月分六ヶ月分
支渡銀相渡ス

一貳匁

同人へ

一八拾六匁

御年寄様

同

同断

祝義

(ここ)で筆者交代)

御兩人袴料

一四拾五匁

籃谷與三右衛門殿江

一金壹兩貳歩

来卯年頭

是夕卯年

紙代

四分式厘

銀相渡ス

御上役貳軒

勘定二出ス

紙代

同

又 壹歩

御仮役御同心

一七分

紙代

一貳拾貳匁

芝辻長左衛門殿江

一廿五匁八分

同断

一三拾九匁四分

冬季勘定

七分壹厘

老ヶ月分支渡銀

又 四匁三分

御仮役

海嘉扨

同

年寄

籃谷與三右衛門殿江

○ 一錢百文

地車鋸物江
しよの代

十六日出

佐兵衛江

同

一三匁九分

御奉行御立

支渡三人分

高合屋払

同

一同廿文

町打場

八月十二日

袋帳代

九月廿六日

九月間之分

提燈掛

一八分五厘

袋帳代

一金壹兩

筆者給銀

釘代

八月十七日

半歩（之）五軒

（こ）こで筆者交代

一銀七匁貳分

帳面三井

八月十七日

年寄手前

十一月七日

筆者給

七月十四日

○ 一銀四匁

海嘉払

役向入用

一銀六拾五匁

筆者給

直下ケ調子

八月十七日

袴料之内礼金引替

一拾九匁八分

吹子祭り

同人払

芝長渡し

赤飯料

内三朱三匁渡し

勘定之節雜用

九月八日

七月分

十一月十三日

七月十九日

一錢壹貫五百文

徳兵衛

一貳百匁

寄合ニ付人足

一六拾五匁

筆者扶持銀

此金壹歩渡し

供代

引メ 百拾六文取

同

八月朔日供

一四拾九匁貳分

寒氣見舞

○ 同

一錢三百文

藍谷江

一四匁

御立之供

此金三歩貳朱渡し金

外 打紙代

五月二日

○ 一金壹分貳朱

勘定箱代

ぬり賃

年寄其外

大文庫代

真田代入用

(以下、筆者交代)

改

金×壹兩貳歩

銀×貳百四拾八匁七分七厘

錢×貳貫三百七拾六文

内百八文返上有分引

錢分差引

貳貫貳百六拾八文

○ 一銀三匁

金違様

一金壹兩貳歩

八朔御役方

御礼金

五月三日

○ 一百三拾目

筆者給

三月前

五月前

兩度支払分

七月八日

一銀三匁

○ 三分八厘

箱代勘定

残り渡ス

一銀貳拾九匁八分

物代小使江

祝義

一同 八分

打紙代

六月朔日

○ 一錢五百五拾文

年寄手元

下書切手

帳面入箱

勘定方箱

ぬり賃

三月二日

○ 一錢壹貫貳百五十文

芝辻御宅二而

帳面拵候節

入用島屋払

一銀八拾六匁

御年寄兩人

袴料

一銀六拾五匁

筆者逸助
五六月分給銀

同

○ 一錢壹貫貳百五十文

籃谷御宅二而

同断

鷹萬払

一金三朱

下宿大庄

座料

○ 一銀四拾九匁貳分

御役方

暑中御伺

肴代

三口錢×四貫七百七十二文

銀×貳百五拾貳匁壹分五厘

金×壹兩貳歩

一銀貳匁

同人

祝義

又 貳匁

打紙

一同壹匁貳朱

武鑑代

○一同三貫九百六十四文

井川

○

旭蓮社

此儀錢八拾貳文

嶋内

林翁寺

過金戻り

町打入用

旭社石

三月分

但嶋内分戻り二付

進メ

一錢壹貫百文

寄合供代

六月廿五日

町打台崩二付断

三月十五日

七堂濱くぐり(藩戸)

○

七堂濱そうじ

一百貫

御役所行供代

一金貳朱

かぎ代

人足徳兵衛

代壹匁

御役所行供代

○

七堂濱くぐり(藩戸)

○一同八拾四文

壹丁目会所

金メ 六兩三步三朱

○

かぎ代

油代得意

銀メ 拾壹匁貳分四り

三月廿三日

切手紙代

取調寄合

錢メ 九貫九百卅文

一同貳朱

御役方

内 八拾替り引

内百八文過戻り

嶋喜宅

錢差引

三月十日

桜鯛料

出入帳得意

九貫八百四拾四文

一銀三拾四匁四分

御役方

○一同壹貫二百廿四文

調之

三月十日

御役方

寄合雑用

一銀三拾四匁四分

御役方

井上関右衛門

又五分

御役方

出之分

打紙代

御役方

○一同壹貫九百五拾文

壹丁目会所

三月十一日

御役方

寄合

三月十一日

三月十一日

御役方

同断

一錢壹貫三分六十文

○

御役方

得意帳

一同三十貳匁六分七り

得意先々

五月

○

○

取調之紙代

○一同四百文

徳兵衛

三月十二日

又

右一件入用共

人足賃

一金三步貳朱

四百六十貳匁

取調之紙代

【凡例】

- ・天保十三年寅六月吉日「金銀出入帳」(箱10の27)の前半三年分(十二年十二月〜弘化二年正月)を筆録する。
- ・改行・文字遣い・見消しは基本的に原文のままだが、一部追い込んだ部分がある。
- ・照合の○は、○で示した。
- ・抹消などで判読できない箇所は■で示した。
- ・旧字・略字は正字に直した箇所がある。
- ・原文に従い、文字の級数を変えた部分がある。
- ・一部注釈を付け、括弧内に記した。
- ・表裏など帳面の区切りは無視した。
- ・筆者の交代を文中に注記した。
- ・原文は一段だが、紙幅の関係で三段に組んである。

(表紙 横帳)

壬 天 保 十 三 年
金 銀 出 入 帳
寅 六 月 吉 日

(本文)

出之分

嶋屋喜八郎分

丑十二月晦日

一金壹両

勘定入用

海嘉弘

同

一銀六拾五匁

筆者

十一月分

同

一錢九百文

御役所行

供代九日分

徳兵衛

同

一金三朱

下宿

○ 又 式匁 祝義

座料

同

一同三百文

勘定銀渡

同人人足

同

一金貳両

御役方

年頭御礼

○

○一四拾三匁

山五殿

袴料

同

一銀三拾九匁四分

同断

相共

此儀金貳歩式朱之渡し
式匁八分二り 同断

同

一四拾三匁

芝利殿

袴料

正月廿七日

一金貳歩

伊藤様

御役付

御祝義

此儀金貳歩式朱渡
又式匁八分二り渡

【注】

- (一) 藪田「宝暦二年「鉄炮御断控」『関西大学なにわ大阪研究』第六号、二〇二四年。
- (二) 井上家と下職との間で交わされて「通」の分析で、鉄炮鍛冶独特の精算期が明らかとなった。詳しくは藪田「堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家と「下職」について」(『堺市博物館研究報告』四〇、二〇二二) 参照のこと。
- (三) 藪田「堺鉄炮鍛冶と七堂浜鉄炮打場」『堺鉄炮鍛冶屋敷井上関右衛門家資料調査報告書』(二〇一九) で論じている。
- (四) 前掲注二論考による。
- (五) 「堺市史資料」として残された稿本「鉄炮鍛冶仲間諸事留帳」(堺市立中央図書館蔵) がある。享保十年(一七二五) から寛延三年(一七五〇) の二五年間あまりを記した記録で、堺鉄炮鍛冶が国友同様、百姓への鉄炮の販売を願い出た一件などが綴じられおり、史料的价值が高い。材木町谷澤百太郎氏蔵とあるが、もとは鉄炮鍛冶の家に残されていたことは間違いない。

(付記) 本稿を成すに当たっては資料所蔵者の井上俊二氏、資料の保管者である堺市文化財課と同課会計年度職員春里友季子さんの助力を得た。記して謝意を表する。

(二〇二五年一月六日記す)

(やぶた ゆたか 関西大学名誉教授)

日には参府御暇として出るが、九月八日の項に「御奉行御立」として鷹(高)合屋への支払が記されている。さらに入れ替わって着任する永井能登守尚徳(駿府奉行から転身)が閏九月五日、堺に入る。出迎えの際の弁当代と並松席料・下宿入用がともに十一月八日条に計上されている。

並松とは紀州街道を南下してきた奉行一行が大和橋を渡り、堺に足を踏み入れた地の名称で、堺奉行のマニユアルを記した文書に「御奉行様御初入之節、北之端並松之内江御出迎罷候人数」として、惣年寄などと並んで鉄炮年寄・同鍛冶の三名が見えている(慶応義塾大学図書館蔵一色文書)。そこに鉄炮鍛冶仲間専用の下宿があったのである。

弁当の提供は魚屋海嘉と呼ばれる商人によるもので、そこは寄合の場、勘定の場合としても使われたようで「出入帳」に類出する。堺市中の工業者の研究と交差すれば……と期待するが、こうしたネットワークが、鉄炮鍛冶仲間の存立を支えていたのである。

鉄炮鍛冶と七堂浜・下職

再び表「支出項目の年次比較」に戻ると、「七堂浜」が春と秋に見えるが、これには「町打」が関係している。詳しくは報告書に載る小論「堺鉄砲鍛冶と七堂浜鉄砲打場」を参照されたい^(三)が、「出入帳」では掃除と並んで、潜戸の鍵・提灯掛・小屋普請など施設面の情報が得られる。なかでも辰(天保十五)四月四日の条では、二月に行われた町打(鉄炮による遠距離試射で、この時には大筒の試射もあった)に、御役方として奉行所の与力・同心が臨席していることが見える。翌年巳年(弘化二)九月には、新入りの堺奉行永井の巡見があったことが、掃除賃とともに記されている。

「町打」については、それを実施した大坂城の城方与力には萩野流などの砲術家があり、門人や希望者を引き連れての演習であったことが史料的に

分かるが、施設面の記述を欠くのが難点であった^(三)。しかし「出入帳」には、試射場には北門と大門・卯之門、検使小屋があり、それぞれ錠と鍵が掛かる構造であったことも記されている。掃除だけでなく、お祓いも随時されているなど、鉄炮鍛冶仲間が管理する施設であっただけに記述が豊かで、その構造を復元する価値がある。井上家資料中には町打や七堂浜の改修に関する史料も多く残されており、今後の解明が期待される。

もう一点最後に、「出入帳」を通じて新たに見えてきた問題点を指摘する。それは下職に関する問題である。以前、井上家資料中に奇跡的に残された通帳「通」の分析を行ったが、それは鉄炮鍛冶井上関右衛門の配下に下職として存在した職人、台師・金具師・象嵌師などの金銭の出納が主であった^(四)。

それに対し「出入帳」からは鉄炮鍛冶仲間から見た下職の姿が見える。たとえば、卯年(天保十四)七月二十三日条にはこうある。「下職御召出し、取締之儀相守七候様仰付られた」として、四月二十九日と五月一日に下職が差し出した書付を奉行所から下付された、というのである。

残念ながら紹介した史料にはその後に動きが見えないが、「出入帳」の午年(弘化三)七月には、下職人が他所稼をしているとして仲間が取調べを行っている。その後も「下職一件」で寄合をし、下職の内、越前に移った者がいるとして出願に及んでもいる。鉄炮鍛冶と下職の関係は、「通帳」から見えたものだけではけっしてなかったのである。

鉄炮鍛冶仲間が公然と出願に及んでいるので、もし仲間記録として奉行所への出願を記した史料が残されていれば、その実態が明らかになるだろうが、これまでのところ見つからない^(五)。

鉄炮鍛冶仲間から見える世界への興味は尽きない。

ていたことを想起させ、興味深い。

袴料は年寄以外にも支給されていたことは、山田五平殿袴料とあることから分かるが、それがどの役職にいくら支給されていたかは判然としない。袴を着けて堺奉行所に出かける必要のある仲間関係者は、年寄に限らない。今後の検討課題である。

鉄炮年寄で言えば、寅年三月二日の条に芝辻・藍谷の自宅で帳面を拵えた、と出るのが注目される。別の箇所では三月分の支出に、島屋喜八郎と中浜一丁目会所で「出入帳得意調之寄合」、「得意先々取調之紙代」などとともに、「得意帳」が頻出する。卯年正月八日には「得意帳一件二付、筆工料逸助渡ス」とあり、紙代と印肉料が計上されている。

この「得意帳」、じつは堺鉄炮鍛冶の出入り関係を記したもので、具体的な姿は、「鉄炮鍛冶諸家御出入名前控帳」（山田家文書）や「諸家様御出入先々名前帳」（井上家文書）の類と思われる。堺奉行所に提出されるモノだけに、専属書記の力量を必要としたわけであるが、その作業が寅年（天保十三年）三月に集中して見られるのは、どういう理由であろうか？

そこで興味をそそられるのは、「金銀出入帳」の表紙にある天保十三年六月という日付は、井上家史料にある「諸家様御出入先々名前帳」と一致していることである。つまり三月に筆者逸助の手を借りて作成された「先々出入帳」「得意帳」は、「諸家様御出入先々名前帳」そのものを指していると考えられる。堺の奉行所に届けるとともに、個々の鉄炮鍛冶が持つものであるから、内容を仲間で調整した上「得意帳読み合わせ」という記述もある一で、二〇部以上を清書しなければならない。専属筆者の存在が重要な所以である。

しかし、筆者逸助の役割はほかにもあったと思われる。たとえば卯年五月二日に「松本一件二付入用」とあり、奉行所役人への挨拶料とともに筆者への謝金百疋が見えるからである。松本一件は鉄炮鍛冶松本卯一郎（山

口二丁目）に関する、いわば仲間内での紛争と思われるが、榎寅（榎並屋寅吉）一件という事件もある。これらも奉行所の扱った事件であつたとすれば、公儀に提出する公文書の作成を鉄炮年寄の下、専属の筆者が担うのが鉄炮鍛冶仲間の在り方であつたと推測される。

この仲間専属の筆者（筆耕者）への給銀支払は定期的で、支給額も銀六五匁（ほぼ金一兩）が定額であつたようだが、「三月前・五月前両度で一三〇目」と、鉄炮鍛冶独自の精算方法で行われているのも興味深い⁽³⁾。

筆者逸助は、その意味で鉄炮鍛冶仲間には不可欠な人材であつたが、そこには鉄炮鍛冶仲間が通常、奉行所との接点を持っていたことが関係する。その場合、鉄炮鍛冶と奉行所を仲介する人物が不可欠である。それは下宿として、また下宿大庄座料・下宿入用として「出入帳」に見えるが、その正体は、研究の進んでいる大坂の事例を参考にすれば、堺奉行所の近隣に居住する町人と思われるが、先学の教示を得たい課題である。

堺奉行所との間

年頭や暑中・寒気見舞など定期的な挨拶を奉行所に対し、仲間は行っており、その際、下宿を利用することは多い。ほかにも「伊藤様御役付祝儀」などとして与力・同心に個別に祝儀を送っている様子も見え、その相手は一七ある役方の内、「御武具方并鉄炮改」担当の与力・同心であることが確認できる。そうした奉行所への訪問の中継地として、下宿は不可欠な存在であつた。

いまひとつ座料（席料）として見える費目が、堺奉行が交代に当たって堺を去る、あるいは堺に入る時に発生している。天保十三寅年から十五年辰年の間に、奉行の交代は三例見える。『柳宮補任』によれば、十四年六月に伊那遠江守斯綏が京都町奉行に昇進し、七月十四日には御見送、二十三

支出項目の年次比較

項目	天保13寅	同14年卯	同15年辰
年頭御礼	12月30日	12月25日	12月14日
年寄袴料	12月30日	12月25日	12月14日
冬季勘定	12月30日	12月25日	12月30日
筆者給与	12月30日	3月2日	2月24日
下宿座料	12月30日	3月2日	12月14日
得意帳	3月11日	1月8日	12月30日
桜鯛	3月10日	4月10日	7月14日
七堂浜	3月15日	3月2日	4月4日
筆者給与	5月3日	5月2日	5月3日
町打	5月	4月25日	2月
暑中見舞	6月18日	7月6日	6月23日
年寄袴料		7月13日	7月14日
筆者給与		7月13日	7月14日
夏季勘定	7月14日	7月13日	7月14日
八朔恐悦	9月8日	7月29日	7月29日
筆者給与	9月26日		9月8日
筆者給与	11月7日	11月3日	10月30日
ふいご祭り	11月7日	11月8日	11月21日
筆者扶持銀	11月13日		11月21日
得意帳		11月8日	11月21日
寒気見舞	11月13日	12月11日	12月15日
七堂浜		11月9日	9月8日
下宿席料	12月25日		12月15日
冬季勘定		大晦日	12月30日

れたものと思われる。その後、「鳥谷喜八郎出之分」という見出しは一切ない。ただ、書かれた筆跡は、美しい行書が特徴の関右衛門壽次に限らず、複数人に及ぶ。その理由は不明だが、まさに「手垢に汚れ」残されていたのである。

本来は、すべてを紹介したいが、長期に及ぶため、紹介は年度で言うところから十五年から十五年の三ヶ年に過ぎない。以下の記述では、その三ヶ年を追うことで、支出経費から鉄炮鍛冶仲間の通常の姿を描くことができる。そこに本紹介の目的がある。

最大の史料的価値は支出項目にあることから、表「支出項目の年次比較」を作成して考察を加える。史料によると初年度は丑年十二月晦日から卯年正月十五日、二年度は卯年二月八日から辰年正月二十七日、三年度は辰二

月二十四日から巳年正月二十七日で決算されている。ほぼ九ごと一年分含まれているのは初年度では寅年（天保十三）、二年度は卯年（同十四）、三年度は辰年（同十五）となる。その支出合計は、初年度が一貫九六五匁六分、二年度が二貫二九匁七分一厘、三年度が二貫五九四匁七分四厘となり、年ごとに増加している。

だが、支出項目が概ね変わらないことは、月日順に整理した表を見れば了解されよう。つまり鉄炮鍛冶仲間には、年間を通じて、いわばルーティン化した行事があり、それに関わる人々が複数、いたのである。以下、紹介できていない年次の支出にも目を配りながら、考察を加える。

鉄炮鍛冶仲間の支出

まずは仲間内の関係から。支出で注目されるのは定額四三匁の袴料で、年寄二名に年二回、十二月と七月に支給された。加えて支渡銀（年間三〇二匁七分一厘）の支給があり、寅年（天保十三）の支払先として藍谷与三右衛門（中浜一丁目）と芝辻長左衛門（桜町）が見えるので、彼らが当時、年寄の地位にあった。ところが前年丑年（同十二）の支配銀は、榎並屋勘左衛門と芝辻理右衛門に支払われ、翌卯年（同十四）は袴料として芝長（芝辻長左衛門）と芝利（芝辻理右衛門）の名が見える。

年寄藍谷与三右衛門はどうなったか、と言えば、卯年大晦日に「病氣断」が出され、辰（同十五）二月には退役願が仲間から出ている。鉄炮年寄の交代に当たっては町奉行所に願い出、許可を得ることが必要であった。

こうして芝辻長左衛門と芝辻理右衛門が鉄炮年寄となったが、辰年（天保十五）十二月には支渡銀（年間三九二匁二分五厘に増額）が支払われ、引き続き年寄の地位にあったことが分かる。後年酉年（嘉永二）には東芝辻と西芝辻との表記に変わり、かつて両家が大道筋を挟んで東西に所在し

辻理右衛門家伝来の史料と並んで収められたのである。史料編のうち、唯一の鉄炮鍛冶仲間史料である。

ところが井上家資料から、同種の史料が発見された。天保十三年（一八四二）六月の「諸家様御出入先々名前帳」である。鍛冶の家別でなく、山城・大和の畿内五カ国を先頭に国別に大名家の出入関係を記した点に特徴があるが、堺の鉄炮鍛冶全体の武家への出入関係が分かるという点では、山田五平氏所蔵史料と共通する。

さらに、その前身と言うべき史料、出入り先大名を国別に記した名前帳として、宝暦八年（一七五八）の年紀を持つ史料が最古であることが、井上家資料から発見された。その紹介は、前号の史料紹介「宝暦二年『鉄炮御断控』」に詳しい⁽¹⁾。その結果、宝暦八年・享和元年・天保十三年の三ヶ年の出入り先関係が明らかになったのである。鉄炮鍛冶で言えば、宝暦で二一軒、文化で二二軒、天保で一九軒の鉄炮鍛冶数が判別し、この間、約九〇年の間の鉄炮鍛冶の趨勢とともに、堺鉄炮鍛冶全体で一五五家から二三九家が増えた大名家への出入り関係が一目瞭然となったのである。

それは仲間文書であったからこそ分かることで、自家の由緒を中心に史料を遺している芝辻家文書との大きな違いである。それは、近世初期から特権的な御鉄炮鍛冶として君臨した芝辻家と異なり、平鍛冶として、仲間組織の一員として成長した井上関右衛門家の足跡と深くかかわる。井上家は、仲間あつての鉄炮鍛冶であったのである。したがって仲間関係の史料が数多く、さらに五代関右衛門吉次が鉄炮年寄となることで、さらに増えたということが出来る。

こうした点に配慮してすでに数点の史料が、『堺鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家資料調査報告書』（二〇一九）に収録されている。屋上屋を架すことになるが、今回紹介する史料には注目される点がある。それは鉄炮鍛冶が仲間としてどういう存在であったか、上は堺奉行所、下は台師や金具師など

の下職、外は製品検査場であり演習場であった七堂浜などとの関係が記されているからである。

「金銀出入帳」の概要

本史料は天保十三年六月付の表紙に「金銀出入帳」とある横帳冊子である。冊子の綴じ紐にもう一つ紐が輪状に付けられ、掛けておくことができる。実際、厚紙の表紙は茶色く変色し、長い間、利用されていたことを物語る。その実、表紙に天保十三年（一八四二）寅六月とあるも、中身は嘉永二年（一八四九）酉年まで書き継がれており、七ヶ年に及ぶ。

全体で丁数一四〇余に及ぶが、その大半が支出項目と金額の記載で、そこに主眼がある。しかし末尾二八丁には「入日記」と記され、各鉄炮鍛冶からの入金が記されることで、まさに「金銀出入帳」となっている。裏表紙に「勘定方」と墨書されており、業務記録であることが明らかだが、「入日記」に続く史料の末尾に、こう記されている。

右之通、銘々立会、相改、当辰年勘定方井上関右衛門江相渡候事
辰二月五日 年寄芝辻長左衛門 芝辻理右衛門
勘定方井上関右衛門 島谷喜八郎

すなわち天保一五辰年（のち弘化改元）二月を機に、本帳面は、同役であった島谷喜八郎（桜町）から井上関右衛門（中浜一丁目、第八代壽次）に引き渡され、井上家文書として残ることとなったのである。それは史料途中に、「是より井上払」として、辰二月二十四日に始まっていることと符合する。

それ以前にも「井上関右衛門出之分」として寅三月十一日以降の支出が見られるので、金銭の出納は、井上・島谷が交互に行っていたと推測されるが、辰二月二十四日を機に、帳面が移管されるとともに、現金も預けら

天保十三年「金銀出入帳」

藪田 貫

要旨

堺市となにわ大阪研究センターとの共同調査によって明らかとなった2万点を超える堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家所蔵資料。堺はもちろんだ日本の銃砲史の解明に大きく貢献する資料群のなから、良質の史料を紹介するシリーズの第2弾。

キーワード…堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家、銃砲史、史料紹介、鉄炮鍛冶組合

はしがき

堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家資料が優れているのは、二万点余という点数（古文書・古絵図など）いわゆる史料の集計で、半製品としての銃身や鋳型などは含まない）の多さだけにあるのではない。鉄炮鍛冶屋敷を構成する三つの空間―店舗と工場と私邸を合わせた居住空間の、それぞれの場に関わる史料がバランスよく残されていることである。「メーカーの銃砲史」のコーナーでは、それらを順番に紹介したいと考えているが、初回に紹介した

「鉄炮御断控」は、そのうち店方を代表する史料で、井上関右衛門家単体での鉄炮ビジネスを明らかにする。

その一方、鉄炮鍛冶屋敷井上家には、環濠都市堺という周辺の世界があった。鉄炮鍛冶は、それ単体として鉄炮鍛冶ビジネスを行う一方、同業者仲間として存在し、その周辺に幕府公儀の出先機関である堺奉行や、各種資材や商品を扱う商工業者が存在していたからである。

もちろんそれは鉄炮鍛冶だけでなく、当時の職人・商人に広く見られた現象であった。戦前に編纂された『堺市史』はその点に注目して、第六巻資料編三に、爛熟期資料（江戸時代を指す）として商業関係と工業関係を取り上げ、糸割符や米穀・酒造・大工などととも「鉄炮」を立項している。そこに収められた享和元年（一八〇一）「鉄炮鍛冶諸家御出入名目控帳」は、桜町の鉄炮鍛冶山田五平氏所蔵の資料で、芝辻文書を中心とする史料編の中で際立っている。

この史料は、榎並勘左衛門と藍谷与三右衛門という当時の鉄炮年寄を筆頭に、すべての鉄炮鍛冶の出入先を国別に記したもので、当時の鉄炮鍛冶二三家がすべて確認できる。単一の鉄炮鍛冶ではなく、鉄炮鍛冶全体の動向が分かる史料として貴重なもので、御鉄炮年寄で三鍛冶の筆頭であった芝

関西大学なにわ大阪研究 第7号

発行日 2025年3月31日

発行者 関西大学なにわ大阪研究センター

〒564-8680

大阪府吹田市山手町3-3-35

TEL: 06-6368-0095

印刷 株式会社 遊文舎

なにわ
大阪
研究

第 7 号

